高松市埋蔵文化財調査報告第３２集

弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡

発掘調査概報Ⅰ

第２次弘福寺領田図調査事業に伴う調査概要

平成８年３月
高松市教育委員会

はじめに

私たちが，日々のくらしを営んでいるわが郷土高松市は，先人のくらしを物語る文化財が数多く息づいております。それらの中でも，意外なことと申せばお叱りを受けるやもしれませんが，その時代時代のいわゆる歴史の表舞台に直接に関わる資料が多いのに驚かされます。先史以来の讃岐の国の先進性に改めて自負の念を強くするものであります。

さて，本書に名を冠する「弘福寺」も天智朝から奈良時代にかけて興隆をきわめた大和屈指の官大寺で，「弘福寺領讃岐国山田郡田図」は，この弘福寺が讃岐の国に領有した荘園の様子を描いた，わが国最古の荘園絵図として重要文化財の指定も受けている貴重なものでございます。この「弘福寺領山田郡田図」の推定地である高松市林町・木太町は，現在香川県下でも最重点の都市開発地域として注目されている太田地区・空港跡地地区に含まれ，大規模な開発事業が目白押しとなっています。

このような諸開発によって，私たちの生活は格段に便利なものとなり，また，いわばこれら開発の副産物として周辺部では遺跡をはじめとして数多くの歴史的知見が蓄積されつつあります。しかし一方で，歴史を育んできた景観は整然とした都市街区に一変してしまいますし，遺跡自身にしても先人が大地に働きかけた痕跡としては永遠に消滅してしまいます。私どもが，文化財保護と銘打って毎日これらの調査に勤しんでいる意味は，まさにこの一点にあると申せましょう。

このたびの調査事業では調査地区の重要性に鑑み，文化庁ならびに香川県の助成を受けるとともに，県内外各分野の気鋭の先生方に調査委員としてご参加いただくことで，文献史学・民俗学・歴史地理学・自然地理学・植物化石等々，発掘調査に留まらない多角的な視点からの総合調査を実現することができました。このような調査形態は，昭和62年度から平成3年度にかけての間で，同じく弘福寺領田図に関して既に一度経験したものですが，今次は田図と比定地のみならず当時の歴史的・社会的背景にまで踏み込んだテーマを掲げてさらに数年を費やして実施してまいるものです。

近年，歴史分野のみならず，環境保護・防災・都市計画などのあらゆる分野に文化財調査の成果が活用されるようになって参りました。この調査が高松の歴史を顕彰し，来るべき21世紀の都市環境に資するものとなることを祈念してやみません。

最後に，調査にあたり御指導ご助言をいただいた文化庁ならびに香川県教育委員会，弘福寺領山讃岐国田郡田図調査委員各位，発掘調査地所有者をはじめとする関係者に厚く感謝申しあげます。

平成　8年　3月

高松市教育委員会
教育長　山口　寮弐

凡　例

1．本書は，高松市教育委員会が国庫補助事業（県費補助を含む）として平成６年度から実施している「第２次弘福寺領田図調査事業」の平成６年度調査分の概要報告である。

2．本書では，高松市教育委員会が「第２次弘福寺領田図調査事業」以前に国庫補助事業（県費補助を含む）として実施した，「太田地区周辺詳細遺跡分布調査事業」ならびに「弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業」の成果にも必要に応じて言及している。

3．本書の構成上必要なため，周辺遺跡の概要の項には平成７年度分の調査成果も一部掲載した。

4．本事業の計画および実施にあたっては，文化庁文化財保護部記念物課　増渕　徹　文化財調査官（平成５年度）ならびに，同　伊藤　正義　文化財調査官（平成６年度）の御指導をいただいた。

5．本事業の実施にあたって「弘福寺領讃岐国山田郡田図調査委員会」を組織した。委員会の構成は下記のとおりである。

	氏　　名	職　　名	専　攻　等
委　員　長	木原　溥幸	香川大学教育学部教授	日本近世史
副委員長	山口　寮弍	高松市教育委員会教育長	
委　　員	石上　英一	東京大学史料編さん所教授	日本古代史
委　　員	稲田　道彦	香川大学教育学部助教授	人文地理
委　　員	内田　忠賢	お茶の水女子大学文教育学部助教授	地理・民俗
委　　員	金田　章裕	京都大学文学部教授	歴史地理
委　　員	工楽　善通	奈良国立文化財研究所 埋蔵文化財センター長	考古学
委　　員	権藤　典明	高松工業高等専門学校助教授	地理・水利
委　　員	新見　治	香川大学教育学部教授	自然地理
委　　員	高橋　学	立命館大学理工学部助教授	地形変遷
委　　員	田中　健二	香川大学教育学部教授	日本中世史
委　　員	外山　秀一	皇学館大学文学部助教授	地理・分析
委　　員	丹羽　佑一	香川大学経済学部教授	考古学
委　　員	山中　敏史	奈良国立文化財研究所 集落遺跡研究室長	日本古代史
調　査　員	山本　英之	高松市教育委員会文化振興課主任主事	市担当者

6．調査にあたっては，香川県教育委員会の御指導を得た。

7．発掘調査を実施した土地と所有者の方々は次のとおりである。

高松市林町42番地5　　植原　俊照
高松市林町42番地6　　植原　弘
高松市林町42番地7･8　　大熊　俊雄
高松市林町42番地9　　喜岡　孝子　　喜岡　義博

8．事業担当課は教育委員会文化部文化振興課で，このうち調査委員会以外の関係者は次のとおりである。

文　化　部　長	宮内　秀起
文 化 部 次 長	中村　榮治
文化振興課長	中村　榮治（事務取扱）
文化振興課長補佐	藤田　容三
文 化 財 係 長	藤井　雄三
文化財係主査	納田　敏雄
文化財係主事	国方　菜緒子
文化財係主事	山元　敏裕
文化財係主事	長樂　佳明
文 化 財 係 員	大嶋　和則

9．本書の執筆は，第1～3章第3節までを山本、第3章第4節を藤井が、第4章を各調査担当委員が行った。各論の分析は文頭に示した。なお、出土遺物については佛教大学生　松田重治氏の協力を得た。

10．本書の編集は，山本が行った。

11．本書第1図「周辺遺跡分布地図」の作成にあたり，国土地理院発行1/50,000地形図「高松」「高松南部」「玉野」「丸亀」を使用した。

12．本事業の実施にあたり，地権者・委員各位に別して多くの地元関係者，関係機関にお世話になった。記して謝意を表するものである。

弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘調査概報Ⅰ

本　文　目　次

第１章　　調査に至る経緯
　第１節　　調査の経緯
　第２節　　調査の経過

第２章　　周囲の環境
　第１節　　地理的環境
　第２節　　歴史的環境
　第３節　　周辺遺跡の概要
　　１　一角遺跡
　　２　宮西・一角遺跡
　第４節　　高松平野の古代寺院

第３章　　発掘調査の概要
　第１節　　調査区の位置
　第２節　　基本土層
　第３節　　遺構と遺物
　第４節　　調査のまとめ

第４章　　各　　論
　第１節　　高松平野の地形環境分析　Ⅳ
　第２節　　弘福寺領讃岐国山田郡田図南地区の表現と条里プラン
　第３節　　弘福寺領山田郡田図比定地南地区周辺の発掘成果と旧地割の検討
　第４節　　ムラの空間構成の変容（１）：高松市川島校区を事例に
　第５節　　山田郡田図関連古代史料集成　Ⅰ

挿 図 目 次

第１図　周辺遺跡分布図
第２図　一角遺跡遺構配置図
第３図　宮西・一角遺跡遺構配置図
第４図　古代寺院関係文化財分布図
第５図　第1トレンチ南壁土層図
第６図　第2トレンチ南壁土層図
第７図　第3トレンチ南壁土層図
第８図　第4トレンチ南壁土層図
第９図　第5トレンチ南壁土層図
第10図　調査区ならびに遺構配置図
第11図　出土遺物実測図
第12-a図　南東から見た高松平野
第12-b図　北西から見た高松平野
第13図　数値地図情報
第14図　段彩図「徳島」図幅
第15図　立体等高線図（５ｍインターバル）「徳島」図幅
第16図　段彩鳥瞰図「徳島」図幅
第17図　古地磁気（偏角）の変化
第18図　ＴＭデータの波長域と特性
第19図　ランドサットＴＭ画像（バンド３・２・１）
第20図　旧三木・山田郡境
第21図　旧山田・香川郡境
第22図　山田郡田図南地区の表現概要
第23図　山田郡田図南地区比定地付近の地割形態
第24図　山田郡田図南地区の推定土地利用
第25図　山田郡田図南地区比定地付近の各種遺構と地形条件
第26図　弘福寺領讃岐国山田郡田図南地区周辺の遺構配置図
第27図　文化15年山田郡下林村順道図絵
第28図　山田郡下林村第弐号字松生切り絵図
第29図　小字の分布
第30図　自治会の分布図
第31-1図　昭和20年頃の川島地区の散村・街村
第31-2図　昭和20年頃の集落
第32図　メンバの分布図
第33図　近世後期の免の分布

挿 表 目 次

第１表　高松市内所在寺院の寺伝等一覧
第２表　山田郡田図南地区の記載と天平宝字7年校出田
第３表　高松平野における条里プランの方位（東傾角度）
第４表　山田郡および香川郡東部の１条分の東西幅
第５表　対象地区の行政区分変遷
第６表　終戦当時の集落名・小字名・戸数

第1章　調査に至る経緯

第1節　調査の経緯

高松市教育委員会では、太田地区周辺における文化財国庫補助事業として、これまでに『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査事業（昭和61年度）』並びに『弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業（昭和62～平成3年度）』を実施してきた。

前者は、太田・木太・林・多肥の4地区にかけて昭和62年度から施工が予定されていた太田第2土地区画整理事業に先だって事業区域内の遺跡の状況を把握するために実施したもので、これまでほとんど遺跡の空白地帯といわれてきた事業区域内で多くの埋蔵文化財包蔵地を確認した。その一部は、これまでに区画整理事業および一般国道11号高松東道路建設に伴う事前調査として発掘が行われ、現在整理作業が進められている。

また後者は、遺跡詳細分布調査で明らかになった多くの包蔵地の中に、わが国最古の荘園絵図として知られる弘福寺領讃岐国山田郡田図の推定地が存在することから、これに関連する遺跡の確認並びに田図が作成された当時の歴史的景観を復原することを目的とした調査事業である。調査に際しては考古学のみならず、文献・歴史地理・自然地理・民俗・水利等の各分野から専門的な指導助言と調査レポートをいただくため、県下で初めて調査委員会を組織した。

5ヶ年の弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業として行った4ヶ所の発掘調査では、田図の比定地を確定するに十分な考古学的成果を得るには至らなかったが、その間文献、歴史地理、地形分析等の分野で進められた調査では、条里分布の検討・順道絵図の発見・地形並びに土地利用の変遷の検討等を通じて、弘福寺領讃岐国山田郡田図の比定地が現在の木太新池（通称大池～木太町）南部、旧高松空港西北部（林町）の2ヶ所にほぼ確定できることを明らかにし得た。そしてこれら発掘以外の分野の調査成果は現在、補助事業以外の遺跡発掘調査にも重要な方法論や予測データを提供している。

今回、平成6年度からの第2次弘福寺領田図関係調査事業は、前回発掘調査の作業が十分におよばなかった田図南地区比定地において、空港跡地再開発に起因する公共・民間の開発事業が増加してきたため、文化庁並びに香川県教育委員会の理解を得て改めて実施することになったものである。

調査の中心となる調査委員会は、前回のメンバーに新たに4名を加えて旧地名・水利・民間信仰等の聞き取り調査、中世文献の分野を補強して、平成５年度から新たに組織した。補助事業の開始に1年先んじて委員会を組織したのは、準備段階として、向こう5ヶ年間の事業を計画的、体系的に行うとともに、用地交渉等の事務作業をできる限り先行して行うことでより円滑な事業の推進を図るためである。

初回の準備委員会では、前回調査事業の反省として、(1)太田第2土地区画整理事業域に含まれる田図北地区に発掘地点が集中し、南地区の検討が不十分であったこと、(2)発掘地点が集落域におよばなかったため、発掘成果の検討が土地の利用変遷に終始し、田図の位置比定の決定的な資料が得られなかったこと等が挙げられ、文化庁からも遺称地名、民間信仰等に関する聞き取り調査が手薄であった等の指摘があった。これを受けて今回第2次の調査事業では、①発掘調査の中心を田図南地区に移すとともに、②比定の基準として重要な意味をもつ南海道、山田香川郡界線についても遺構確認調査を行うこと、③田図作成の歴史的な背景を明らかにするために平野部の古代遺跡に関しても必要な調査を行うこと、④比定地周辺の中近世史料の収集を進めること、⑤聞き取り作業の充実を図ること等が確認された。

そして、この方針を受けて平成6年度から本格的に事業に着手している。

第２節　　調査の経過

平成5年度から6年度にかけての事業の経過については次のとおりである。

平成 6年 6月24日　　平成5年度調査委員会委員委嘱
平成 5年 7月23日　　平成5年度第1回調査委員会開催
平成 5年 9月24日　　地理分野担当委員打合会開催（主に調査項目の分担について）

平成 6年 8月 8日　　平成6年度調査委員会委員委嘱
平成 6年 8月26日　　第1回調査委員会開催
平成 7年 1月19日　　発掘調査着手
平成 7年 3月 7日　　発掘結果検討会開催
平成 7年 3月31日　　発掘調査地復旧完了

平成6年度の発掘調査地点は、8月26日の調査委員会において決定された、林町42-5～9の水田である。

当初、田図比定の基準となっている南海道ならびに山田香川郡界線の所在確認を優先すべきとの意見もあったが、①まず5ヶ年事業の初回として田図南地区の範囲内または隣接地の調査が望ましい　②近傍の発掘調査データ（空港跡地遺跡、一角遺跡、市道拡幅工事予定等）との照合によってより広い範囲の遺跡の状況が把握できる可能性がある　③順道絵図（文化15年）、古地籍図（明治23年）等の古地図が存在することから土地区画、地目の変遷が追証できる　④昭和20年前後の軍用飛行場接収、農地払い下げによって地表面の区画が再編成されており、現用水路や道路の切断なしに条里遺構の所在が確認できる可能性がある、等の理由から当該地に決定された。

発掘調査の着手が年明けにまでずれ込んだのは、市が予定した補助事業費に対する国県の予算調整に時間を要し、発掘調査を中心とした本体事業が平成6年12月の追加補助事業費の変更承認申請まで凍結されたためである。

発掘調査は平成7年1月19日から同年3月7日まで実施し、引き続いて埋戻復旧を行った。

調査期間中、随時委員の現地調査、視察を仰ぎ、指導助言をいただいた。

平成 7年 1月20日　　石上委員現地視察・調査指導
平成 7年 1月24日　　金田委員現地視察・調査指導
平成 7年 2月 4日　　木原・丹羽委員現地視察・調査指導
平成 7年 2月14日　　稲田・権藤委員現地視察・周辺調査
平成 7年 3月 8日　　調査検討会
平成 7年 3月 9日　　外山委員調査地点土壌サンプリング

第2章　周囲の環境

第1節　地理的環境

高松平野は、香川県のほぼ中央部で瀬戸内海沿岸に位置する沖積平野で、西を五色台山塊、南を日山、上佐山、東を立石山、雲附山等に遮られており、南北約20km、東西約16kmを測る。

平野の境界を画する低位山塊及び屋島、紫雲山等の島状の独立丘陵は、侵食の容易な花崗岩層（三豊層群）が風化侵食に抵抗の強い安山岩層に覆われたことによって侵食解析から取り残されて形成された、メサ、またはビュートと呼ばれるもので、讃岐ののどかな田園風景の象徴のひとつである。

高松平野には、西から本津川、香東川、春日川、新川といった河川が北流しているが、なかでも香東川が平野の形成に最も大きな影響を及ぼしており、現在の春日川以西の大部分は香東川によって形成された沖積平野といわれている。

現在石清尾山塊の西側を直線状に北流する香東川は、17世紀はじめの河川改修によって人工的に開削されたもので、それ以前には現在の香川町大野付近から東へ分岐した後、石清尾山塊の南側を回り込んで平野中央部を東北流するもう一本の主流路が存在していた。この旧流路は、現在では水田地帯及び市街地の地下に埋没してしまっているが、空中写真等から、林から木太地区にかけての分ヶ池、下池、長池、大池、ガラ池を結ぶ流路等数本の旧河道が知られており、発掘調査でもその痕跡が確認されている。なお、17世紀の廃川直前の流路は、御坊川として今でもその名残をとどめている。

これらのため池は、年間1000㎜前後と降水量に乏しい讃岐平野において農業用水確保のために不可欠のものであるが、林、多肥地区周辺では扇状地末端部にあたることから、ため池に加えて出水と呼ばれる自噴地下水脈の利用が盛んで、両者を併用した特徴的な配水網と厳格な水利慣行を伝えてきた。しかし、昭和50年の香川用水の通水によって、この一帯は三郎池の受益範囲に取り込まれ、農業用水確保の不安が払拭された反面、大池、長池等のため池が三郎池の子池となり、地元水源を核とした水利慣行が急速に消滅するとともに、ため池や出水の水源自体もその役割を失いつつある。

本書に報告する弘福寺領田図南地区比定地発掘調査地点は、旧山田郡8条10里9坪に属する。弘福寺領田図比定地に東接し、旧山田香川郡界線から東に300mを隔てている。地理的には香東川沖積地の東辺付近に位置し、春日川の支流である古川の西方約1.8kmに位置する。現海岸線から内陸に約5km、南東約1.5kmに由良石で有名な由良山を仰ぐ。周辺は、旧空港施設を除けば田園地帯で条里地割をよく保存するが、旧空港南側から由良山の西にかけての一帯は第二次世界大戦末期の昭和18年の軍用飛行場建設に伴う接収地を、戦後民間に払い下げて再区画された圃場であるため、条里地割とは異なった水田区画をなし、調査地点はこの区域内の北辺付近に位置している。

第２節　歴史的環境

現在知られている高松平野の遺跡は、その最古のもので縄文時代草創期であり、木太新池の池底（木太町）で有舌尖頭器が2点採集されている(1)。しかし、縄文時代全般を通じて集落の存在は知られておらず、出土遺物の多くは自然河川中の包含遺物である。林・坊城遺跡（林町）では晩期の自然河川中より木製農耕具が出土しており、付近に農耕を営む集落の存在をうかがわせるものである(2)。

弥生時代前期に入ると、浴・長池Ⅱ遺跡（林町）の例のように規則的な水田を営むところも現れる(3)。同様な水田は浴・長池遺跡（林町）(4)、弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地遺跡（林町）(5)でも検出されており、これらは概ね弥生時代中期以前と推定されている。

本遺跡に南接する空港跡地遺跡（林町）が出現するのが弥生時代前期末である。この時期の遺構は自然河川と廃棄土坑及び貯蔵穴の機能を有したと考えられる土坑、溝が存在する。また、遺物の出土はないが当該時期に属する可能性のある円形竪穴住居が検出されている(6)。

中期に入ると凹原遺跡（多肥下町）(7)、浴・長池遺跡等で竪穴住居が検出されている(4)。また、井手東Ⅰ遺跡（伏石町）では当該時期の自然河川中より木製農耕具、弓、琴などが出土している(8)。空港跡地遺跡では中期後半の遺構として溝状遺構・土坑が検出されている(6)。

弥生時代後期になると高松平野における遺跡数は増加する。本遺跡周辺においても多くの集落の存在が確認されており、中でも空港跡地遺跡においては大規模な集落が営まれていた。また、この集落とほぼ同時期と考えられる墳墓域がこの近接地に存在している(6)。

弥生時代後期後葉から古墳時代前期にかけても空港跡地遺跡においては同様な傾向がみられる。ここでは前述の墳墓域において、規模は小さいながらも前方後円形並びに前方後方形周溝墓が造営されていることである。このことは比較的大きな勢力を持った首長層が当地に存在したことを想起させるものである。また、同時期の溝中より全国的にもあまり例のない人形土製品が出土している(6)。

高松平野中央部における弥生時代後期から古墳時代前期のその他の遺跡は、後期初頭の上天神遺跡（上天神町）(9)、後期前半の太田下・須川遺跡（太田下町）(10)、後期後半から末にかけての凹原遺跡(7)、天満・宮西遺跡（松縄町）(11)が集落として知られている。また、浴・松ノ木遺跡（林町）において水田や櫂状木製品が(12)、居石遺跡（伏石町）においては弥生時代後期末から古墳時代前期初頭と考えられる3枚の小型仿製鏡がそれぞれ自然河川中より出土している(13)。

古墳時代中期から後期にかけての遺跡数は少なく、太田下・須川遺跡で5世紀後半から6世紀前半の竪穴住居及び堀立柱建物(10)、また空港跡地遺跡で5世紀末から6世紀初頭の集落が検出された程度である。ところが、ここでは今まで県内で明らかにされていなかった同時期の土器群が遺物包含層及び竪穴住居内で一括出土している。これによってこの時期の土器の資料が新たに提供された(6)。

古代になると、数カ所で条里型地割と合致する主軸方位を採る溝が検出されている。

松縄下所遺跡（松縄町）では条里制施行に関連する可能性のある7～8世紀頃の幹線道路状遺構が検出され(14)、太田下・須川遺跡では自然河川より平安時代の土器とともに斎串、人形、櫛が出土している(10)。また、本遺跡から約200m南に拝師廃寺（林町）があり、ここで八葉単弁蓮花文軒丸瓦が出土したほか、七葉複弁蓮花文軒丸瓦も採集されている(15)。

中世、近世においては古代からの大きな変化はそれほど認められない。この時期の集落の存在としては空港跡地遺跡、東山崎・水田遺跡（東山崎町）が知られている。

空港跡地遺跡では12世紀後半の溝状遺構や柵列で区画された小集落、13世紀代の約１町四方の区画溝をもつ集落、また18世紀代の遺物を含む、条里型地割と合致する1町方格の溝などが存在する(6)。

東山崎・水田遺跡では掘立柱建物や井戸を検出したほか、近世の屋敷跡の可能性のある、溝状遺構に囲繞された掘立柱建物が検出されている(16)。なお、本遺跡を含む空港跡地周辺は昭和19年の高松空港造成に伴ってその地割が大きく変化し、現在に至っている。

註

(1) 丹羽佑一・藤井雄三『高松の古代文化』1989
(2) 財団法人香川県埋蔵文化財調査センター『林・坊城遺跡』1993
(3) 高松市教育委員会『浴・長池Ⅱ遺跡』1994
(4) 高松市教育委員会『浴・長池遺跡』1993
(5) 高松市教育委員会『讃岐国弘福寺領の調査』1992
(6) 財団法人香川県埋蔵文化財調査センター『空港跡地遺跡発掘調査概報』1992･1993･1994
(7) 高松市教育委員会「周辺部の調査　凹原遺跡」『讃岐国弘福寺領の調査』1992
(8) 高松市教育委員会『井手東Ⅰ遺跡』1995
(9) 財団法人香川県埋蔵文化財調査センター「上天神遺跡」『財団法人香川県埋蔵文化財調査センター年報　1988年度』1989
(10) 財団法人香川県埋蔵文化財調査センター『太田下・須川遺跡』1995
(11) 高松市教育委員会「周辺部の調査　天満・宮西遺跡」『讃岐国弘福寺領の調査』1992
(12) 高松市教育委員会『浴・松ノ木遺跡』1994
(13) 高松市教育委員会「周辺部の調査　居石遺跡」『讃岐国弘福寺領の調査』1992
(14) 高松市教育委員会「周辺部の調査　松縄下所遺跡」『讃岐国弘福寺領の調査』1992
(15) 安藤文良　「讃岐の古瓦図録」『文化財協会報』第8号　1967
(16) 財団法人香川県埋蔵文化財調査センター『東山崎・水田遺跡』1992

第1図　周辺遺跡分布図（高松南部50000分の1地形図を$\frac{1}{2}$に縮少）

第３節　　周辺遺跡調査の概要

１　一角遺跡

（１）　調査期間　　平成６年２月８日～平成６年４月８日
（２）　調査地点　　高松市林町４２番地１９
（３）　調査面積　　約１，８００㎡
（４）　調査の原因　　特別養護老人ホーム建設

（５）　調査概要

調査地点は、田図南地区に含まれる山田郡８条10里９坪の東田図域外に隣接する区域で、現在では昭和19年の陸軍飛行場接収と終戦後の農地払い下げによって条里地割とは異なる区画になっている。

発掘調査の結果、現在、現代（飛行場接収前または終戦後の払下げ直後）の2枚の水田耕土層の直下から、調査区の南辺・東辺に沿って「L」字に屈曲する溝状遺構（ＳＤ０１）を確認した。遺構は各辺約30m分が検出でき、幅約1.5m、深さはおおよそ40cm前後を測る。遺構は人為的に埋め立てられたような状況で埋没しており、埋土は拳大の河原石を主とする。埋土中から、近世から近代にかけてのものと思われる陶磁器、瓦片、漆喰塊等が大量に出土し、溝の両側には護岸のためのものであろうか、直径5cm程の丸太杭が一列に打ち込まれていた。

溝状遺構による区画の内側（西北側）は、黄灰褐色～黒褐色の細砂礫層がほぼ平坦に広がっている。ＳＤ０１で画される区画内のほぼ東半分は瓦や廃材の投棄によって大規模な攪乱を受けており、それ以外の部分の調査区北西隅、ＳＤ０１の南北筋中程の西側など数カ所に5cmほどの高低差で基壇状に高まる部分を確認したが、残存状況が悪く十分な確認に至らなかった。また調査区北西隅では、黒褐色砂礫層の上面で、南西から北東方向に延びる、5cmほどの高低の段差に（西側が高い）を確認している。

当該調査地点は、順道図絵、讃岐国名所図絵（嘉永4～1851～年刊）によると、「岩田神社」参道から「吉国寺」寺域付近に該当するものと思われることから、以上の遺構のうちＳＤ０１は、「吉国寺」の境内の南と東を画する溝で、段差状の遺構は「吉国寺」と「岩田神社」参道の境界をなす段差であろうと考えられる。「吉国寺」は、幕末の廃仏毀釈で廃寺となった後、跡地は宅地などに移り変わったが、築地は昭和初期頃まで崩れ残っていたということである。従って、軍用飛行場接収の際に、造成のために築地によって溝を埋め立ててたとすれば埋土に瓦や漆喰が混入していることも理解できる。

さらに、この「吉国寺」の境内地表層のさらに下層には、調査区を南西から北東に「Ｓ」字状に横切る旧河道（弥生後期）が存在している。旧河道は調査区の南西隅へ、おそらく南西方向から入った後ＳＤ０１にほぼ沿う形で東から北流して調査区の北へ抜けていく、幅約10～20m、深さ約1.5m（北側最深部）のもので、河床部から大量の弥生後期土器片が出土した。なお、本調査に先立つ試掘の際に調査区東側で（盛り土造成のみのため本調査除外）同時期の竪穴住居数棟が確認でき、南側の空港跡地遺跡でも広範囲に集落が営まれていたことが知られているため、遺物はこれらの集落に関係するものと思われる。

（６）調査のまとめ

一角遺跡の調査は、戦後景観を一変した空港跡地周辺の、戦前の条里復元の端緒となった。また、吉国寺並びに岩田神社参道の検出は、順道図絵などによって弘福寺領田図南地区の寺領がこれら社寺の西に位置的に隣接していると想定できることから、田図比定地の絞り込みにも良好な資料となった。

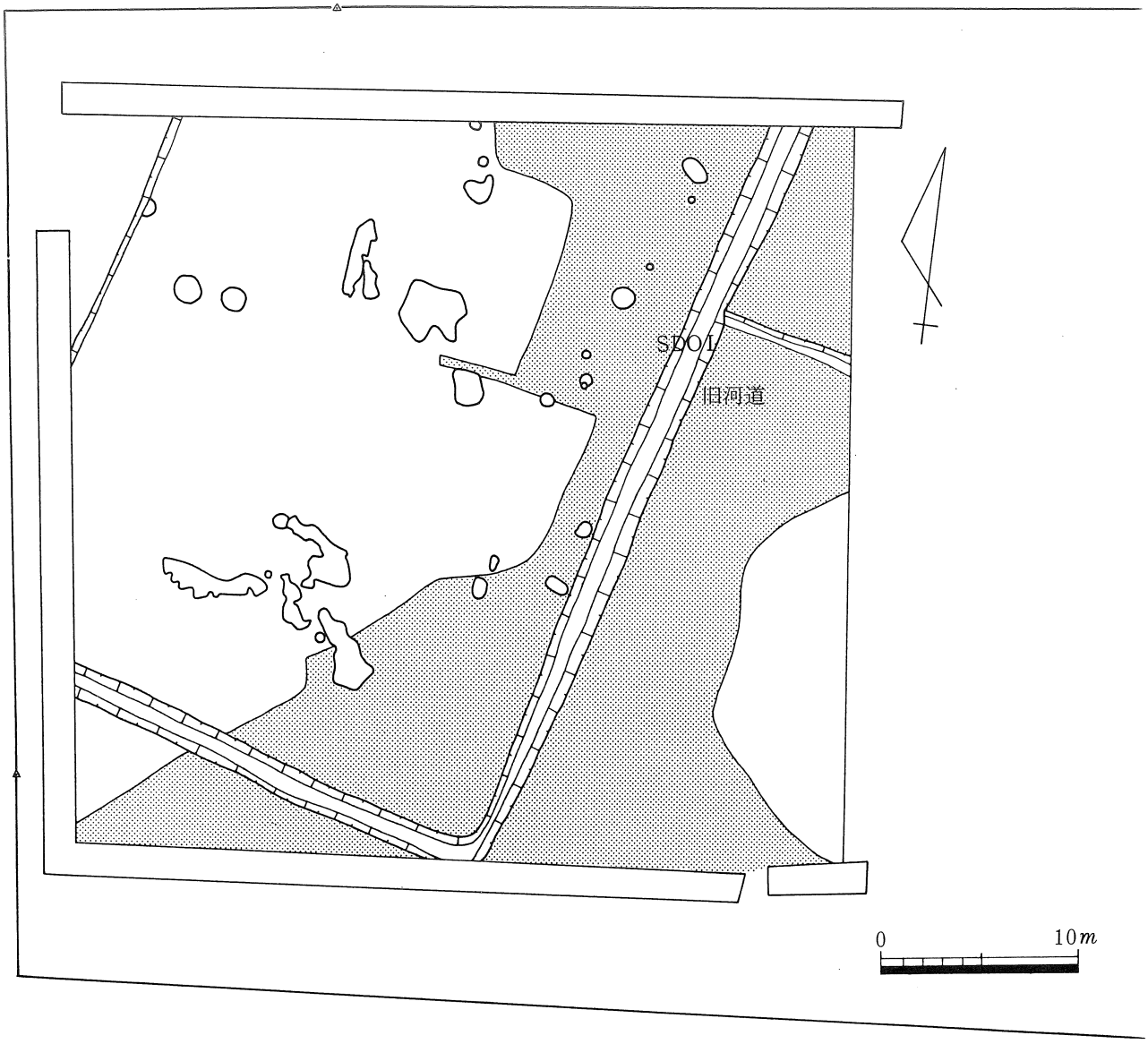

第２図　一角遺跡遺構配置図

2　宮西・一角遺跡

（１）　調査期間　　平成７年　１月３１日～平成７年３月３１日
　　平成７年１２月　４日～平成８年１月３１日（予定）
（２）　調査地点　　高松市林町４２番地１９　ほか
（３）　調査面積　　約１，０００㎡
（４）　調査の原因　　市道拡幅工事

（５）　調査概要

調査地点は、田図南地区（山田郡８条10里5・6坪）を東西に横断する位置にあり、現在は昭和19年の陸軍飛行場接収と終戦後の農地払い下げによって条里地割とは異なる区画になっている。

工事は、東西延長約600mの現道を両側にそれぞれ2～3mずつ拡幅するもので、平成7年度から5ヶ年計画で施工しているものである。したがって、発掘調査も本体工事の施工年次に併せて実施の予定で、現在実施中の2ヶ年次目を含めて片側延長約400mの調査を行った。

発掘調査の結果、弥生時代前期の土坑5基、復原条里地割に方向をとる溝状遺構11条、中世土壙墓1基、旧池台池の堤体痕跡並びに池底等、また過去の土地条件の復原資料として6世紀末から8世紀の野原と思われる砂混じりシルト状の堆積、弥生時代後期頃の旧河道等を確認した。

調査地点一帯は、地形的には大部分が微高地にあたり、西端の分ヶ池付近と東の一角遺跡付近に2本の旧河道が流れ込んでいる。微高地は洪水性の砂礫をベースとしており、砂礫上面は起伏に富んでいるが、これらは終戦前後の土地改変でほぼ平坦化されている。

弥生時代前期の土坑は調査区の西半を中心に5基が分布している。平面径1～2m、深さ30～50cmの皿状の形状を呈し、弥生前期末から中期初頭の櫛描広口壺・多条沈線甕等が出土した。

溝状遺構は中世（14世紀後半）と近現代の2時期に大きく分類できる。前者は計3本を確認し、幅1～1.5m、深さ20cm弱を測る。褐色砂質の埋土に土師皿・土堝脚等を包含している。条里地割の方向に沿うが、推定条里線から8m前後と微妙なズレを生じている。一方、近世から現代のものは、大部分が条里地割または文化年間（1818年）の順道図絵に重なって検出されており、飛行場接収直前までの地割をよく反映している。

旧河道は、今次の弘福寺領田図調査区の旧河道の南延伸部に当たるもので、河川堆積中に弥生前期、平安および近世以降の水田層が検出された。なお、（財）香川県埋蔵文化財調査センターが平成3年度に調査を行った空港跡地遺跡の旧河道はこの流れのさらに南側の延伸部と見られ、一角遺跡のものは本遺跡からやや南側で東へ派生した支流であると考えられる。

6世紀末から8世紀にかけての遺物を包含する砂礫混じりシルト層の堆積は、平成7年度の調査で確認したもので、分ヶ池堤防から東へ約300mを隔てた地点である。砂礫または砂質シルトの微高地上に幅約10m、深さ約60cmの、一見旧河道状の凹地となってほぼ南北に延びている。土質と堆積の状況から何らかの遺構の可能性は否定できないものの、薄などの茂っていた野原のような植生環境が復原できる。

（６）　調査のまとめ

以上のように、本遺跡で検出された遺構は、終戦前の土地割の復原と順道図絵の現地照合に貴重な資料を提供し、ひいては弘福寺領田図の比定にもつながっていくものである。しかし一方で、6世紀末から8世紀の野原状の堆積は唯一田図と同時期の遺物を包含しながら田図の記載と矛盾する結果を示しており、今後の比定作業の新たな検討課題として注目される。

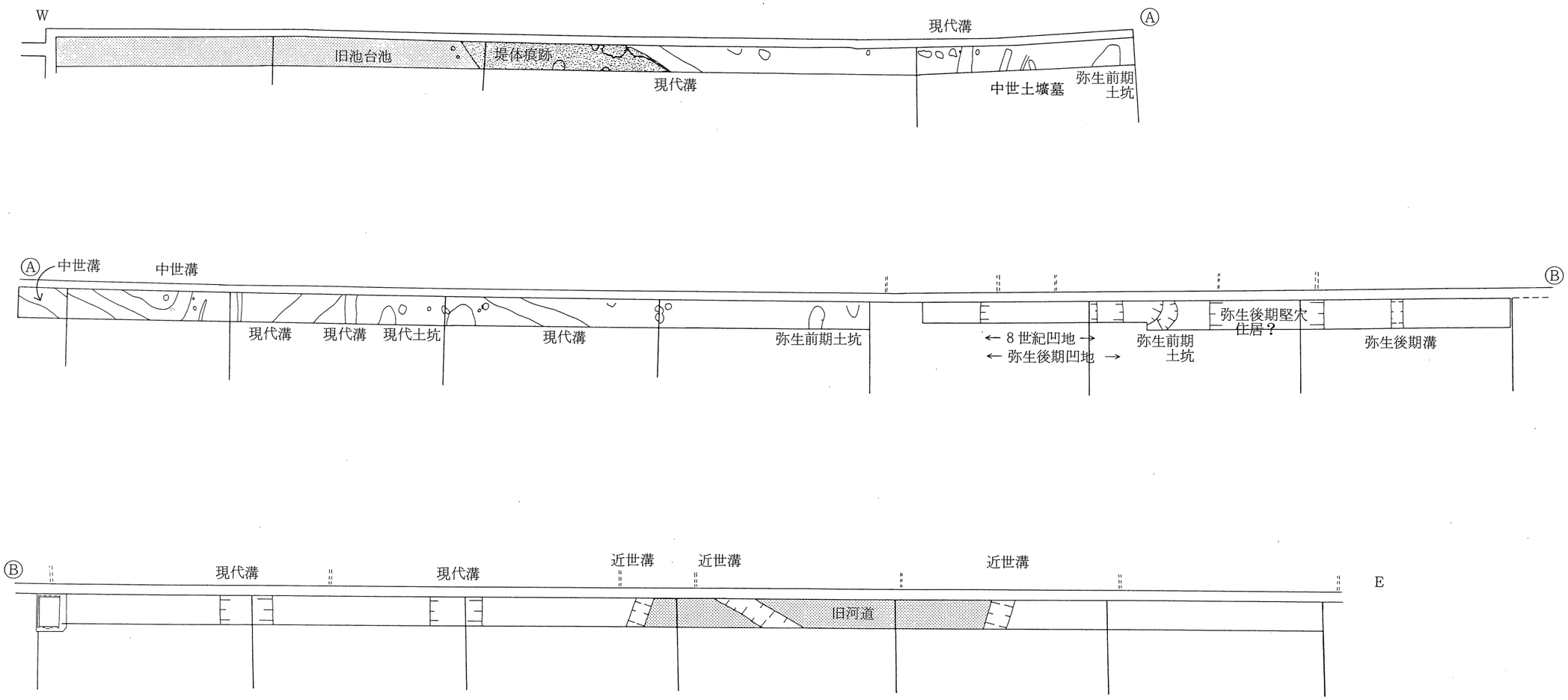

第３図　宮西・一角遺跡遺構配置図（縮尺 400 分の１）

第４節　　高松市内の古代寺院について

１　はじめに

讃岐平野のほぼ中央を北流する香東川（上流部で，コトガワ，下流部でゴウトウガワと呼ばれる。）を，主たる営力として形成された平野を高松平野と呼ぶ。この高松平野においては，条里制が平野のほぼ全域に見られる。古墳時代においては，石清尾山古墳群等の著名な古墳群が存在し，また，弥生時代の遺跡についても，近年市内の各所から発見されている。以上から，高松平野においてはかなり早い時期から開発が進んだことが考えられる。

今回テーマとする古代寺院についても，高松平野の各所に確認されており，仏教文化が早い時期から取り入れられていることが知られる。その事例として，よくとりあげられるのが，久本古墳（新田町所在）出土の承台付銅鋺である。久本古墳は市内屈指の横穴式石室墳であり，玄室奥に石棚を持つことでも知られている。この銅鋺は追葬者に伴うこととされているが，仏教用具としての銅鋺が副葬されていることは，古墳時代末期の高松平野に仏教文化が存在したことの傍証といえるのではないか。

さて，本稿では，久本古墳以降の高松平野（正確には，現在の高松市域）における仏教文化の展開について，古代寺院に焦点をあて，少しばかりの調査を試みてみたい。なお，ここでいう古代とは単純に，奈良時代および平安時代を指すものとする。

２　高松平野における古代寺院の概要

高松平野は古代においては，山田郡と香川郡に分割される。和名抄によれば，このうち，山田郡１１郷（殖田・池田・坂本・蘇甲・三谷・拝師・田井・本山・高松・宮処・喜多／山田郡海郷の記載のある木簡の出土も知られている。）があげられている。また，香川郡は１２郷（大野・井原・多配・太田・笶原・坂田・成相・河辺・中間・飯田・百相・笠居／原里・尺田郷の記載のある木簡等が確認されている。）があげられている。

さて，高松平野において，古代寺院として，その存在が知られている遺跡は，次の通りである。

東側から列挙すると，前田廃寺，前田平尾庵，滝本神社周辺（以上，宮処郷），山下廃寺，屋島寺（以上，高松郷），下司廃寺，松尾廃寺（以上，植田郷），高野廃寺（池田郷），拝師廃寺（林郷），百相廃寺（百相郷），多肥廃寺（多肥郷），坂田廃寺（坂田郷），勝賀廃寺，中山廃寺，根香寺（以上，笠居郷）があげられる。これらのうちほとんどが廃絶している寺院であるが，わずかに屋島寺と根香寺が，現在までその宝燈を伝えている。

前記した遺跡のうち，奈良時代にまで遡る瓦を出土しているのが，前田廃寺，山下廃寺，下司廃寺，高野廃寺，百相廃寺，坂田廃寺，勝賀廃寺の７寺院である。なお，参考までに，市域の東隣では，日本霊異記に三木寺の名前で知られている始覚寺（三木町）が，西隣には，国分尼寺，国分寺（以上，国分寺町）が所在する。

続いて，これらの寺院のうち，礎石もしくは基壇等の存在が確認されるのが，前田廃寺，下司廃寺，百相廃寺，坂田廃寺である。前田廃寺では，堂床と呼ばれる基壇が存在し，また，坂田廃寺でも同様に堂床と呼ばれる基壇が存在した。下司廃寺では，塔跡とされる基壇が市指定史跡となっている。百相廃寺では，鐘撞堂の礎石と称されている礎石群が民家の脇にみられる。一方，拝師廃寺では「ヒチクドー」と呼ばれた地点が存在していたと伝えられ，拝師廃寺に関する何らかの基壇ではなかったかとする提案がある。また，多肥廃寺では，「ドウ」と呼ばれる基壇が存在したことを伝える江戸時代の文書が存在する。

礎石については，拝師廃寺，多肥廃寺は別として，前田廃寺以下では礎石の存在が確認されている。なかでも，坂田廃寺では円形柱座をつくりだした礎石が知られている。また，勝賀廃寺では周辺に礎石らしき石材が埋没しているとの証言があり，高野廃寺では石燈等の基壇に，礎石材として適当な石材が使用されている。

なお，国分寺では，金堂，塔跡，講堂跡，僧坊，鐘楼跡が確認されており，国分尼寺では金堂の礎石が，また，始覚寺では，心礎が確認されている。

この他に，古代寺院に関連した遺跡として，瓦窯跡が，坂田廃寺周辺で２ヶ所確認されている。南山浦１号窯は，坂田廃寺の南方において確認された登り窯である。出土遺物は，ほとんどが平瓦で，

時代のものと推察されている。坂田廃寺の西方向に位置するのが，片山池１号窯跡で，ロストルを持つ平窯である。出土遺物の大部分は，平瓦であるが，窯壁に鴟尾片が混入しており，注目される。なお，本瓦窯跡の操業は，１１世紀ころと想定されている。

３　有形文化財（仏像を中心に）

次に古代における讃岐の文化的・宗教的側面を知るために，有形文化財，特に仏像に注目したい。

市内に所在する仏像の中で，古代に属するとして知られている例は，東から，屋島寺（高松郷）・木造千手観音坐像「国指定重要文化財」；木造薬師如来坐像，延命寺（高松郷）・木造薬師如来立像，長福寺（喜田郷）・木造愛染明王坐像，円成庵（多配郷）・六字明王立像「市指定有形文化財」，観興寺（坂田郷）・木造阿弥陀如来立像，坂田廃寺周辺出土（坂田郷）・銅造釈迦誕生仏「県指定有形文化財」，弘憲寺（野原郷）・不動明王立像「国指定重要文化財」；木造地蔵菩薩立像「県指定有形文化財」，吉祥寺（野原郷）・木造十一面観音立像；木造阿弥陀如来立像，克軍寺（野原郷）・木造薬師如来立像，西方寺（野原郷）・銅造釈迦誕生仏「市指定有形文化財」，蔵六寺（成合郷）・木造阿弥陀如来坐像，正花寺（中間郷）・木造菩薩立像「国指定重要文化財」，香西寺（笠居郷）・木造毘沙門天立像「国指定重要文化財」，根香寺（笠居郷）・木造千手観音立像「国指定重要文化財」が，各々あげられる。

これらのうち，最古の事例が，坂田廃寺周辺出土の銅造釈迦誕生仏で，７世紀末の製作とされている。西方寺事例の銅造釈迦誕生仏も，８世紀初頭頃のいずれも，仏教美術史でいう白鳳時代に造られたものと考えられている。

次いで，製作年代がさかのぼれるものとして，正花寺の木造菩薩立像があげられる。中央の作風を感じるもので，唐招提寺の獅子吼菩薩や衆宝王菩薩等と酷似する。奈良時代末から平安時代初頭の８～９世紀の年代観が与えられている。なお，天平勝宝４年１０月２５日の造東大寺司牒によれば，宮処郷とともに，中間郷にも，東大寺の封戸５０戸が設置されたとみえ，本像の存在の理由を，そこにもとめる考え方もある。

１０世紀に下れば，屋島寺の木造千観音坐像や，香西寺の毘沙門天立像が知られ，１１世紀には，弘憲寺の木造不動明王立像，延命寺の木造薬師如来立像，克軍寺の木造薬師如来立像，吉祥寺の木造十一面観音立像と順次，その遺品の数が増え，１２世紀になるとその数はきわめて多く，かつ，多様化する。

なお，弘憲寺や西方寺は，藩主生駒氏や松平氏に縁の寺で，江戸時代の造営であり，所蔵の仏像も移動して，現在地に安置されたと考えるのが，妥当であろう。また，円成庵の六字明王立像と，克軍寺の薬師如来立像は，他からの移動を伝えている。これらのことからも，仏像は移動するという問題点があることを，指摘しておきたい。

4　市内寺院寺伝から

現在，高松市内には，多くの寺院が所在し，様々な宗教活動を行っているが，これらの寺院の大部分が，各々，寺の開基から現在にいたるまでの歴史を持っている。そのうち，記録が残されているものは，新しい寺院は別として，さほど多くはない。大部分は，寺伝という伝承の世界にある。これらを，一笑にふすのもよいが，何らかの事実の反映である可能性も捨てきれない。そのような，観点に立って，現在の寺院の中（すでに，廃寺となっている事例も含めた。）から，建立の起源を古代にまでさかのぼる伝承を持つ事例を，別表のとおり収集した。なお，基本とした資料は，「全讃史」，「讃岐名勝図絵」，「新修高松市史」で，各町史を補完資料とした。

それによると，市内の寺院のうちで，古代にまでさかのぼる寺伝を持つ事例は，意外と少ない。あえていうならば，江戸時代から政治の中心地となった野原郷等は例外で，郷単位で見れば一カ寺～数カ寺しかない。田井郷のように，存在しない例もある。さらに解釈を進めるならば，古代からの寺伝を持てるような寺は，地域において，特別な地位を占める，あるいは，占めた寺とは考えられないだろうか。寺の歴史の古さを語れる資格がある。ゆえに，周囲からも暗黙の了解が与えられていたとも推定される。

さて，寺伝の内容についてであるが，寺伝の中枢であるところの開基伝説に注目してみたい。これについて分類すると，行基（６６８～７４９）開基とされる事例が最も多く，次いで，空海（７７４～８３５），円珍（８１４～８９１）の名が並ぶ。さらに，観賢（８５３～９２５）の名も決して少なくない。実慧（７８６～８４７）も含めて，空海，円珍，観賢は，いずれも讃岐出身の高僧で，高松における開基伝説の特徴の一とすべきかもしれない。また，鑑真（６８８～７６３）開基を伝えるのが，屋島寺であり，きわめて特色のある事例である。

なお，観賢は坂田郷の秦氏の出身とされており，坂田郷付近に観賢を開基とする寺が集中して存在することは，決して違和感のあるものではない。

また，空海が，屋島寺をはじめ，中興の祖として，多くあげられている。空海伝説を考えるとき，当然との感もあるが，あわせて，特徴の一として指摘しておきたい。

寺伝の中で注目されるのが，香西寺が勝賀廃寺を，隨願寺が坂田廃寺をそれぞれ前身と伝えていることである。これに，すでに廃寺となった宝寿寺・押光寺の前身と伝えられる前田廃寺を考慮すれば，これらの勝賀廃寺をはじめとした寺院遺跡が早くから人々に認識されていたことが判明する。例えば，前述したように，坂田廃寺，前田廃寺の両遺跡では，堂床と呼ばれる箇所が存在していた。そして，勝賀廃寺では，奥ノ堂と呼ばれる地名が今に残っており，江戸時代の絵図にも，奥ノ堂の記載はあることから，そこが香西寺のかって所在していた場所として，はやくから認識されていたことがわかる。

続いて，時代別におって考察してみよう。平安時代の９世紀創立の寺伝を持つ事例が圧倒的に多い。空海，円珍，実慧，観賢等，讃岐の高僧の活躍した時代と重複し，当然の結果と考えられる。
１０世紀～１２世紀にかけては事例が少なく，１～２例にすぎない。ただし，この時代にいたって，はじめて空白地帯が埋められ，高松平野全体に寺院が登場したこととなる。

5　まとめ

高松平野の古代における仏教文化の状況を知るために，三つの方法で資料を収集し，その時代の概略を描いてみた。いずれも，十分とはいえないものの，当時の状況を部分的に反映しているものと考えておきたい。ただし，遺跡の分布状況と，寺伝のように，その反映度には大きな違いがあることは明らかである。

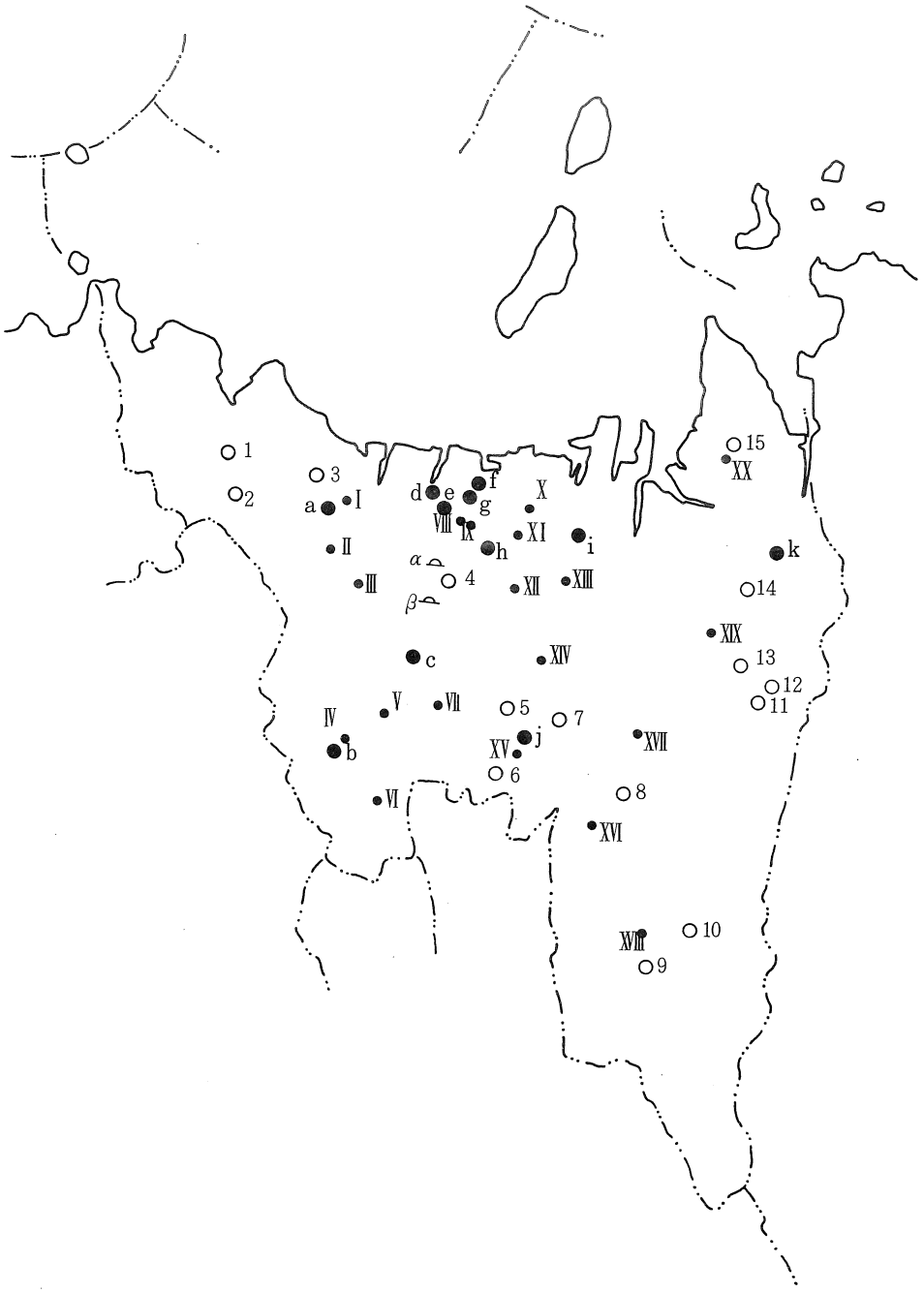

1	中山廃寺	a	香西寺	I	神宮寺	XVI	三渓寺	α	片山池１号窯跡
2	根香寺	d	正花寺	II	薬師寺	XVII	自性院	β	南山浦１号窯跡
3	勝賀廃寺	c	蔵六寺	III	徳栄寺	XVIII	吉国寺		
4	坂田廃寺	b	西方寺	IV	松慶寺	XIX	久米寺		
5	多肥廃寺	e	克軍寺	V	長福寺	XX	南泉寺		
6	百相廃寺	f	弘憲寺	VI	覚光院				
7	拝師廃寺	g	吉祥寺	VII	一宮寺				
8	高野廃寺	h	観興寺	VIII	観音寺				
9	松尾廃寺	i	長福寺	IX	円満寺				
10	下司廃寺	j	円成庵	X	随願寺				
11	前田廃寺	k	延命寺	XI	長久庵				
12	前田平尾庵			XII	専興寺				
13	瀧本神社			XIII	光明寺				
14	山下廃寺			XIV	正大寺				
15	屋島寺			XV	西蓮寺				

第４図　　古代寺院関係文化財分布図

寺院名	所在地	年代	開基者名	中興者名	備考
南泉寺	屋島西町	810～824/弘仁年間	空海		廃寺、屋島寺塔願
地蔵寺	屋島西町	1592/文禄元年	行基 良印	空海	上段、讃岐名勝図絵 下段、全讃史より
薬師寺	鬼無町	832/天長９年	円珍		
吉国寺	林町	729～749/天平時代頃 697/文武天皇元年	行基 行基		廃寺、上段全讃史 下段讃岐名勝図絵、西植田より移転
自性院	上田井町	1574/天正２年 808/大同３年	植田美濃守 伊予親王勅願		上段全讃史、下段讃岐名勝図絵
真福寺	木太町		道昌法弟円阿	目代国宗 上総介修補	修補は天仁年中（1108～1110）
久米寺	春日町	739/天平11年	行基		
観音寺	石清尾八幡馬場筋		観賢		廃寺、某所より移転
円満寺	石清尾八幡馬場筋		行基		廃寺
長久庵	上之町	1040～1044/長久時代			
光明寺	松縄町	848～851/嘉祥年中	円珍		廃寺
西蓮寺	上多肥町	885～889/仁和年中	桜井権督資連建立		
覚光院	川辺地区	1128/大治3年			
長福寺	円座町	1177～1181/治承年中	梶尾仁明右馬允		
徳栄寺	飯田町	811（弘仁2年）	実慧		
一宮寺	一宮町	701～703/太宝年間	義淵	行基・空海	
観興寺	室町	899/昌泰2年	観賢		観賢は坂田郷出身東寺長者 木造阿弥陀仏立像等所蔵
専興寺	三条町		観賢		廃寺、観賢は坂田郷出身東寺長者
克軍寺	宮脇町	832/天長9年	円珍		
香西寺	香西本町	729～749/天平時代	行基	空海	勝賀廃寺と関係・ 木造毘　文天立像所蔵
正花寺/松慶寺	西山崎町	729～749/天平時代	行基		木造菩薩立像所蔵
正大寺	林町	812/弘仁3年	空海		
神宮寺	香西本町	810～824/弘仁年間	空海		廃寺
随願寺	御坊町	奈良時代	行基	空海	坂田廃寺と関係、坂田郷より移転
根香寺	中山町		円珍		
宝寿寺 押光寺	前田地区	824～834/天長年中 936/承平6年	空海		上段・下段両説有り、前田廃寺と関係
三渓寺	三谷町	947～957/天暦年間	空性 （宇多天皇弟）		廃寺
屋島寺	屋島西町	754/天平勝宝6年	鑑真	空海	

第１表　　高松市内所在寺院の寺伝等一覧

ところで，いわゆる奈良時代に開基されたとの伝承を持つ寺は，行基開基・鑑真開基と伝える一群の寺である。これらの寺と，奈良時代の寺院遺跡について，考察を加えてみたい。前者に属するグループは，一宮寺，香西寺，松慶寺，随願寺，地蔵寺，吉国寺，久米寺，円満寺，屋島寺の８カ寺があげられる。後者に属するグループは，前田廃寺，山下廃寺，下司廃寺，高野廃寺，百相廃寺，坂田廃寺，勝賀廃寺の７寺院があげられる。この双方のグループ間において「同一郷にあるか否か、もしくは、あったか否か」という関係を設定することができる場合が存在する。香西寺と勝賀廃寺，随願寺と坂田廃寺，吉国寺と下司廃寺，久米寺と山下廃寺の関係がそれで、さらに，周辺の郷を含めて考慮すると，一宮寺と百相廃寺の対比も可能である。

一方，県内屈指の古仏菩薩立像の保管する正花寺は，松慶寺とも関係が深く注目に値する。ところで、遺跡のグループからは，前田廃寺は，空海開基としてやや新しい伝承を持つ。ただし，東大寺の封戸が中間郷にも設けられたように，ここ，宮処郷にも設けられていることは，注目に値しよう。なお，高野廃寺はペアを設定できないが，所在する土地の字名が「高野（koya）」で，神社名が「丹生」であることは注目に値する。

また，寺伝から見れば，地蔵寺，円満院は，遺跡あるいは文化財側からのアプローチができないこととなるが，円満院は廃寺となっており，城下町に所在する寺から，当初から野原郷にあったとは考えがたい。また，屋島寺は寺伝によれば，鑑真開基の寺を千間堂といい，屋島北嶺にあったとされている。その存在は明らかでなく，現在のところ，天智朝における屋島城築城とは無関係であるが，付近に古代遺跡の重要な遺跡が存在することは事実である。一方，地蔵寺は屋島寺の直下に位置し，屋島寺の末寺ともされる。

以上の結果から，すなわち，奈良時代に属する寺院遺跡・および文化財と，行基開基の寺の一対一の相関を想定できる事例が四例（範囲を拡大したとすれば六例）あり，想定できない事例が２例ある。また，行基開基の寺と，寺院遺跡・文化財との相関は四例もしくは六例と考えられるが，想定できない例は，二例もしくは一例と考えられる。

こうした場合，両グループは，強い相関にあるとはいえないまでも，ある程度の相関を想定してよいであろう。

次に，９世紀以降においては，拝師廃寺は，空海開基の正大寺との相関を指摘でき，また，開基を屋島寺（南嶺の現在屋島寺）の中興は空海であり，根香寺の開基は円珍である。これに，海岸線に近い地域の寺が，これらの人々によって造られたとされる事例が多いようである。わずかに，正大寺や宝寿寺が内陸域に所在する。いずれにしても，平安時代の初期・９世紀において，空海に代表される讃岐出身の高僧達によって，盛んに造寺が行われたとされるのである。 その後，１０世紀には一カ寺，１１世紀には一カ寺，１２世紀には二カ寺と，造寺活動はあまり盛んではない様子が，指摘できる。

ところが，仏像を省みれば，正花寺の地蔵菩薩に引き続く事例は，１０世紀頃の作といわれる屋島寺所蔵の木造千手観音坐像をあげるしかない。その後，１１世紀，１２世紀作の仏像が急増してくるのである。もちろん，当時の仏像がすべて遺存しているわけでなく，古い時代ほど，遺存が難しいのが当然であるので，簡単に結論つけることはできないものの，寺伝から導き出した年代と，今なお残された文化財の示す年代観に若干のずれが生じていることは，注目されることである。

讃岐の仏像（上）武田和昭著　株式会社美巧社刊　1983
讃岐の仏像（下）武田和昭著　株式会社美巧社刊　1986

第3章　発掘調査の概要

第1節　調査区の位置

平成6年度の発掘調査区は、先に調査の経過でふれた諸条件を考慮の結果、林町42番地5から同番地9の水田に設定した。旧高松空港滑走路の北側に隣接し、滑走路西端の分ヶ池から東へ200mほど隔てた地点である。　調査はトレンチによって行った。水田1筆ごとに東西縦列に幅約3mのトレンチを設定し、西から順に第1～5のトレンチ番号を付した。土層実測の延長、土層注記の番号についても第1トレンチ西端を基準として付している。

調査地周辺は、現在では一帯ほぼ平坦な水田地帯であるが、第二次大戦末期（昭和19年）の軍用飛行場用地接収、終戦直後（昭和21年）の民間農地払下げという経緯を辿った区域である。従って現在の土地区画は払下げ後の整備によるものだが、なお僅かに西へ向けて標高が高くなる傾向が窺える。

飛行場建設に際し接収された用地の地目は1,794反のうち1,669反を田畑が占めており、当時から一面の水田地帯であった反面、土地の起伏はかなり激しかったようで、滑走路造成時に西側の微高地を削平して東の低地を埋め立てるのに一日数百人から数千人の動員をかけて4ヶ月の期間を要したとか、払い下げの際の圃場整備が一筆おきに切土であったり盛土であったりといった話が調査中いたるところで聞かれた。

また、空港跡地遺跡ほか周辺の発掘結果からも旧地形・地割の様子が推定できる。旧滑走路西端の分ヶ池から東へ順に眺めていくと、現分ヶ池堤防から30mまでは、飛行場造成のために埋立てられた旧池台池の本体にあたり、現地表下1m強で池底部を検出した（宮西一角遺跡）。その東側は微高地に移るが、標高が池に向かって下っていく地形変換線に沿って、東北東から西南西方向に旧池台池の堤体の痕跡が確認されている。

発掘調査地点付近に移ると、南側の県立図書館（空港跡地遺跡）、養護老人ホーム（一角遺跡）等で弥生時代から平安時代にかけての旧河道が確認され、その両側の微高地上には宮西一角遺跡では12～14世紀の条里溝、空港跡地遺跡では弥生後期の大規模集落や14世紀頃の1町方格の館跡も検出された。

一方、この地域には順道図絵（文化15～1818年）、明治23（1990）年の2種類の地籍図が残り、飛行場接収以前の、条里区画に規制された旧地割を復原することができる。順道絵図段階では、岩田神社、吉国寺といった寺社がほぼ調査区付近に想定でき、吉国寺寺域を区画すると思われる遺構が調査区南東隣の一角遺跡で検出されている。昭和19年段階では、岩田神社はなお存続しているが、吉国寺は明治維新の廃仏毀釈で廃寺となり、寺域の区画をそのままにして水田、民家等に地目が変更している。地元の高齢者の話では、幼少の頃、吉国寺の築地塀がまだ崩れて残っていたとのことであった。

田図との関係では、田図の保存状況が悪い範囲に該当するため、地目や記載との直接的な対比は不可能であるが、条里プランの検討から8条10里9坪の東半から東域外にかけての位置と推定できる。

第２節　　基本土層

第1～第5トレンチの南壁土層、総延長約105mを基本土層として掲げた。

第1トレンチ西半、第4・5トレンチは礫層が地表近くの浅い部分まで上がっており、微高地の様相を呈するが、いずれのトレンチも礫層上層の20cm程度は近世から第二次大戦前後までの整地層と考えられる。第1トレンチ東半から第3トレンチにかけては層厚10cm未満の薄いシルト層を中心とした堆積がみられ、旧河道にあたると思われる。第1から第2トレンチに移る付近が最深部で、深さ1.5m、およそ10層の堆積が確認できた。

主な土層の説明については、以下のとおりである。

第1トレンチ

1、2は、黄灰色シルト質極細砂の耕土層である。前者は現在の、後者は戦後の水田復旧によるものと考えられる。

3は、黄褐色粗砂礫層である。19世紀頃の宅地造成等に関わる整地層と考えられる。

4～6、8は、灰黄色、またはオリーブ褐色の砂礫層である。微高地を構成する自然堆積層である。

7は、灰黄色砂礫層である。3と同時期または後世の人為的な整地層である。

7'も7と同様に灰黄色砂礫層であるが、時期的には7'の方が古いと考えられる。5と15の微高地砂礫層の凹地を充填するように堆積しているため、客土層とも考えられるが、最終的な判断材料に欠ける。

9～13、10'層は、暗灰色または褐色系のシルト質極細砂層である。遺物は確認されていないが、近世以降の水田耕作層と考えられる。

15、16層は、黄褐色、暗灰黄色の砂礫層である。

20、21層は、黒褐色細砂質シルト層である。旧河道のほぼ最下層の埋土である。

第2トレンチ

1、2は、第1トレンチ同様第2次大戦以降の耕作層である。

22、23も同様に第2次大戦以降の客土層および耕作層である。

18、18'、19、24層は、灰黄褐色または暗オリーブの色調を呈するシルト質極細砂層である。18層には、第2トレンチから第3トレンチにかけて水田畦畔が明瞭に確認でき、水田層と認められるが、遺物の出土がないため時期は不確定である。

第3～第5トレンチ

26、26'は、黒褐色の砂礫層である。旧河道東岸の微高地上面を被覆する客土層となっており、順道図絵等で岩田神社参道・吉国寺境内にほぼ相当すると考えられる。

27は、暗褐色のシルト質極細砂層、28～30は、微高地を形成する灰黄色砂礫層である。

なお、旧河道の東肩は第3トレンチの溝状遺構（SD04）によって明瞭だが、西の肩については第1トレンチ東端付近で微高地砂礫層との上下関係が若干複雑になっているため不明瞭である。第1トレンチの7'、15、16といった砂礫層を旧河道埋没後の堆積または客土とする可能性も念頭に置く必要があると思われる。

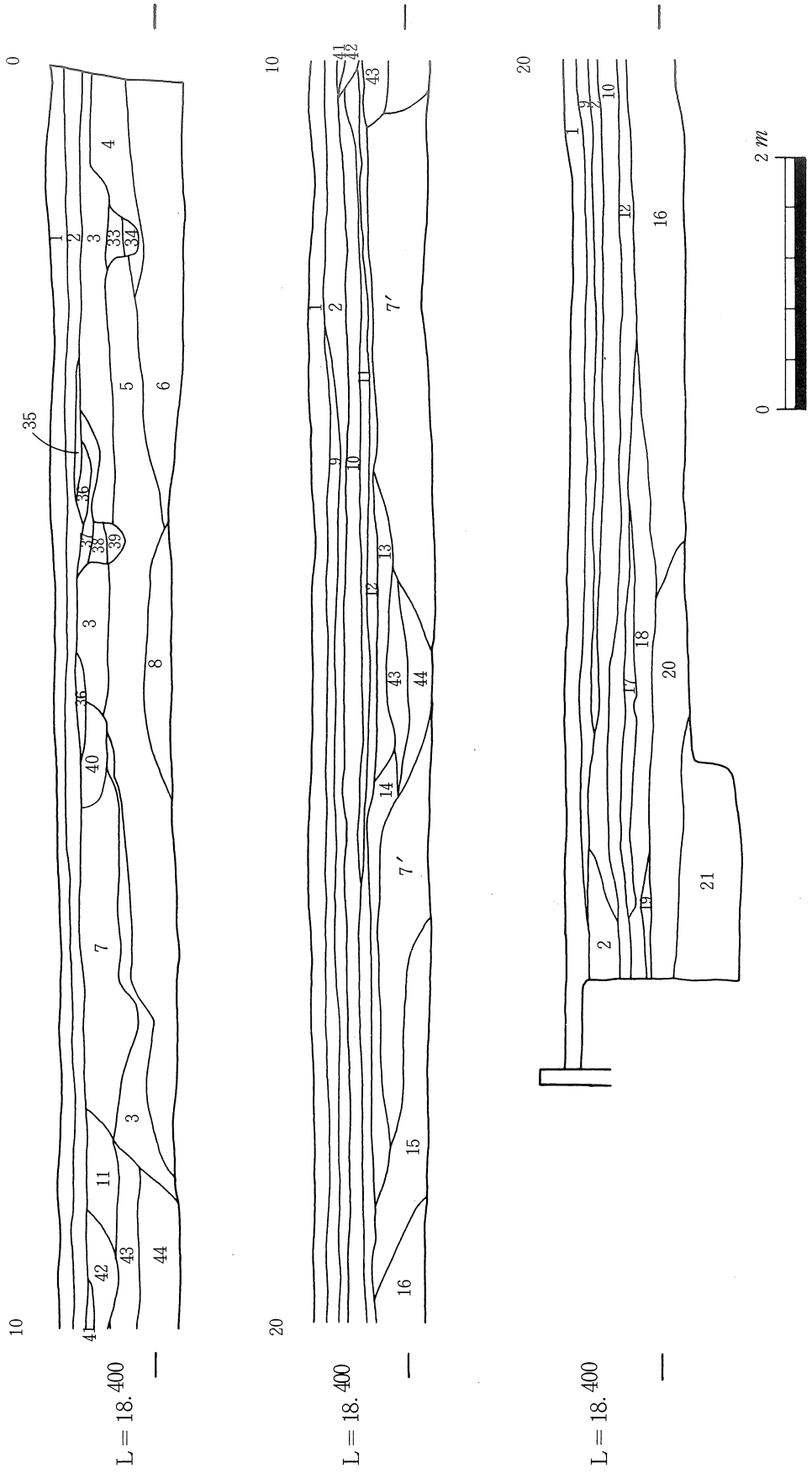

第5図　第1トレンチ南壁土層図

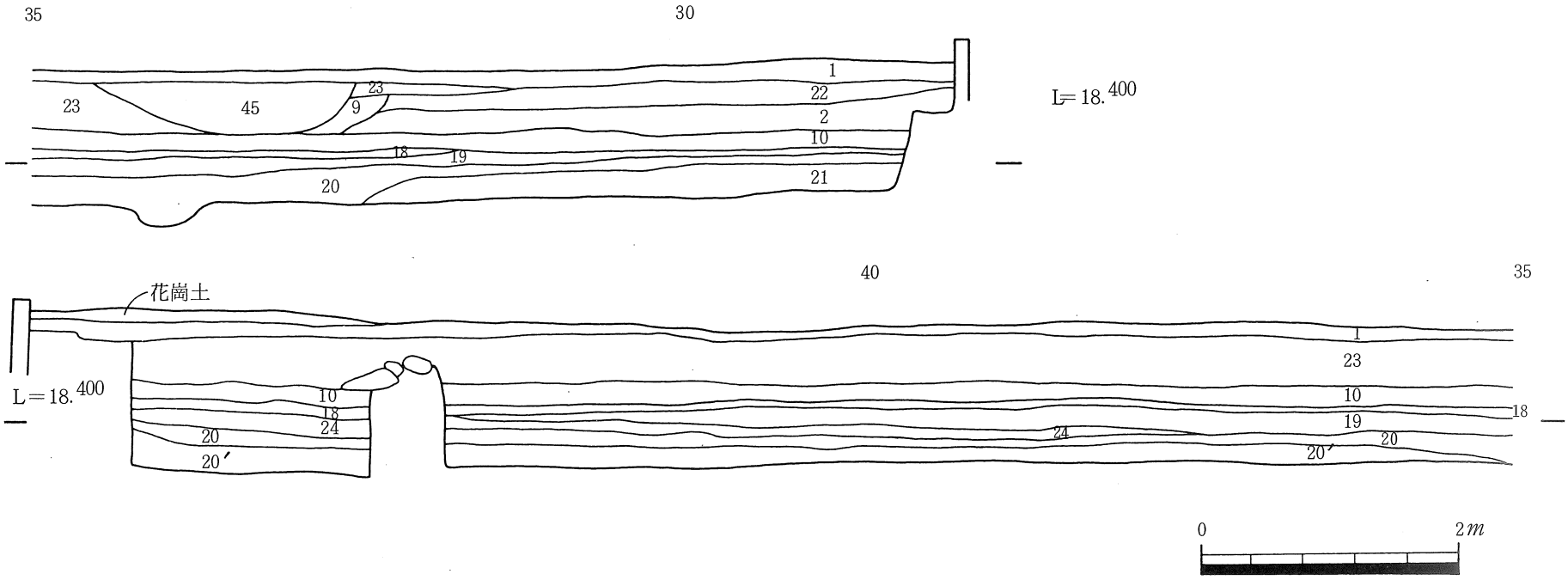

第６図　第２トレンチ南壁土層図

1	黄灰色シルト質極細砂	Hue2.5Y 5/1		13	黄褐色シルト質極細砂	Hue 2.5Y 5/3
2	〃	〃 6/1		14	にぶい黄褐色細砂	Hue 10YR 5/4
3	黄褐色粗砂レキ	〃 6/3		15	黄褐色粗砂レキ	Hue 2.5Y 5/3
4	灰黄色粗砂レキ	〃 6/2		16	暗灰黄色砂レキ	〃 5/2
5	オリーブ褐色粗砂	〃 4/4		17	にぶい黄褐色シルト質極細砂	Hue 10YR 5/3
6	オリーブ褐色粗砂レキ	〃 4/3		18	灰黄褐色シルト質極細砂	〃 5/2
7	灰黄色砂レキ	〃 6/2		18′	灰黄褐色シルト質極細砂	〃 5/2
7′	灰黄色砂レキ	〃 6/2		19	暗オリーブシルト質極細砂	Hue 5Y 4/3
8	暗オリーブ褐色砂レキ	〃 3/3		20	黒褐色極細砂質シルト（レキ混り）	Hue 10YR 3/2
9	オリーブ褐色シルト質極細砂	〃 4/3		20′	黒褐色極細砂質シルト	〃 3/2
10	暗灰色シルト質極細砂	〃 4/2		21	オリーブ黒粘質中砂	Hue 5Y 3/2
10′	暗灰色シルト質極細砂	〃 4/2		22	黄褐色シルト質極細砂（客土層）	Hue 2.5Y 5/3
11	黄褐色シルト質極細砂	〃 5/3		23	灰オリーブシルト質極細砂	Hue 5Y 5/2
12	オリーブ褐色シルト質極細砂	〃 4/6		24	オリーブ褐色シルト質極細砂	Hue 2.5Y 4/3

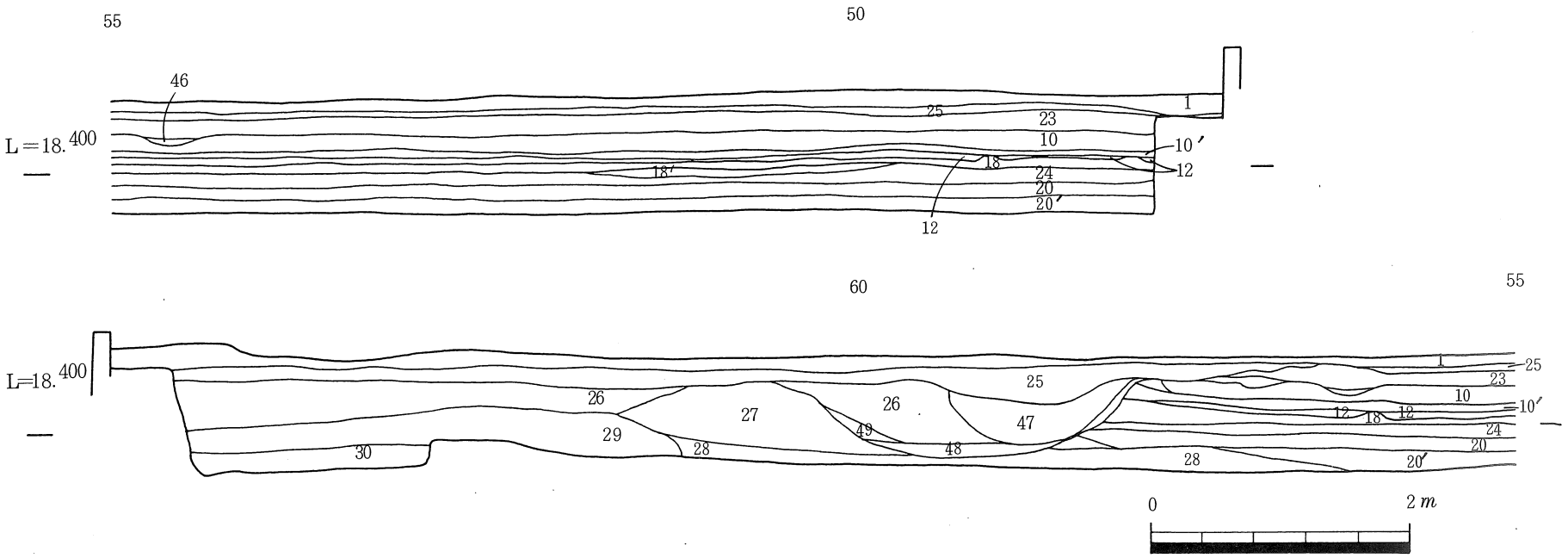

第７図　第３トレンチ南壁土層図

25	1．23の混淆土		
26	黒褐色砂レキ（客土層）	Hue	10 YR 2／2
26′	黒褐色砂レキ（和泉砂岩レキ含む）	〃	2／2
27	暗褐色シルト質極細砂	〃	3／3
28	灰黄色粗砂	〃	3／3
29	灰黄色砂レキ	〃	4／2
30	灰黄色砂レキ	〃	5／2
31	オリーブ褐色粗砂	Hue	2.5 Y 4／4
32	暗灰黄色砂レキ	〃	4／2

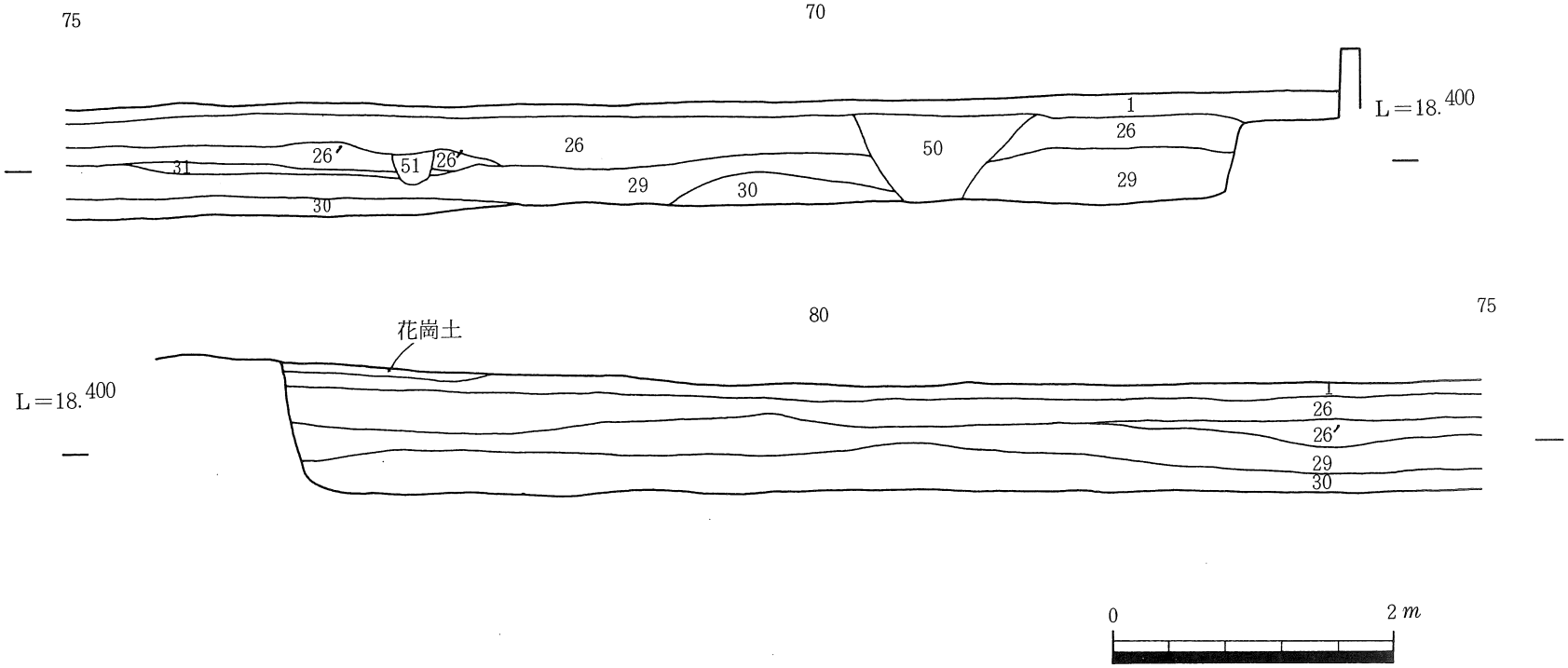

33	黄褐色砂レキ	Hue 2.5Y 5／4
34	黄褐色粗砂	〃 5／4
35	暗灰黄色シルト質極細砂	〃 5／2
36	にぶい黄褐色シルト質極細砂	Hue 10YR 4／3
37	オリーブ褐色シルト質極細砂	Hue 2.5Y 4／3
38	オリーブ褐色シルト質極細砂（砂岩大レキ含む）	Hue 2.5Y 4／3
39	にぶい黄色シルト質極細砂	〃 6／3
40	暗灰黄色砂レキ	〃 4／2
41	黒色シルト	Hue 7.5YR 2／1
42	暗灰黄色シルト質極細砂	Hue 2.5Y 4／2
43	オリーブ褐色シルト質極細砂（細レキ含む）	〃 4／4
44	暗オリーブ褐色シルト質極細砂	〃 3／3

第８図　第４トレンチ南壁土層図

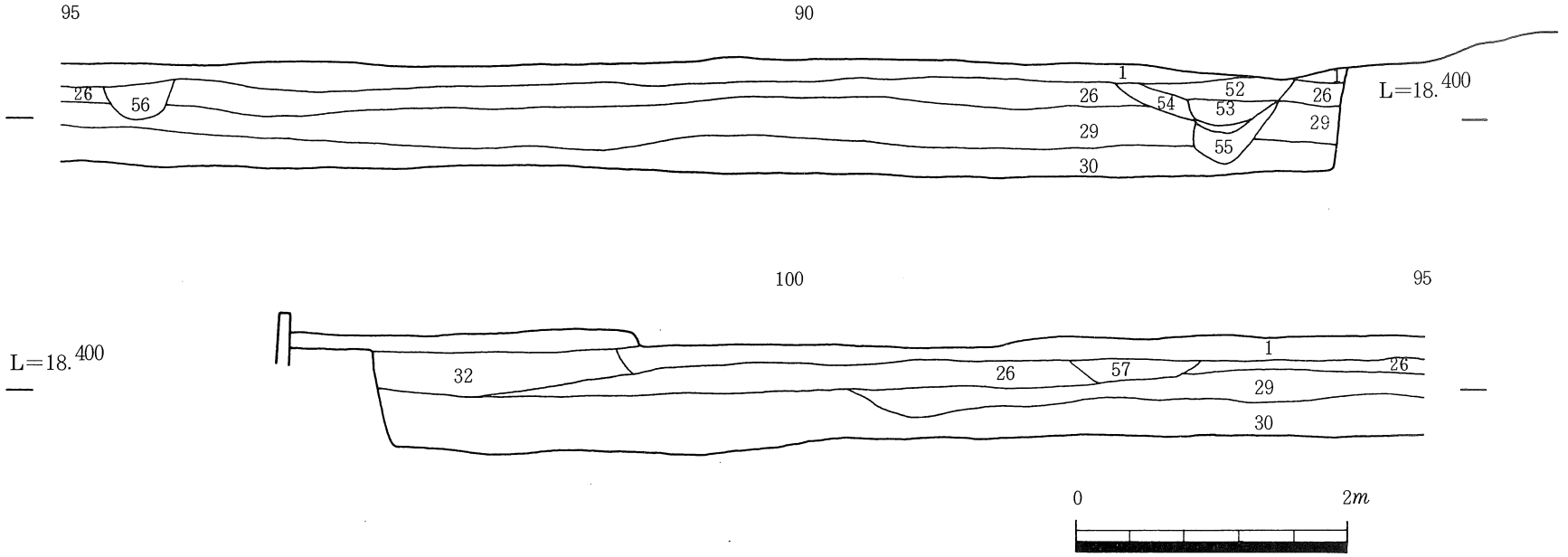

45	暗灰黄色砂岩大レキ	Hue 2.5 Y 4／2
46	灰黄褐色シルト質極細砂	Hue 10YR 5／2
47	黒褐色シルト質極細砂	〃 3／2
48	にぶい黄褐色シルト質極細砂	〃 5／3
49	26.27の混淆土	
50	暗オリーブ褐色大レキ	Hue 2.5 Y 3／3
51	にぶい黄褐色粗砂（大レキ含む）	Hue 10YR 5／3
52	にぶい黄褐色シルト質極細砂（中レキ含む）	〃 4／3
53	灰黄褐色シルト質極細砂	〃 5／2
54	黒褐色シルト質極細砂	〃 3／2
55	暗褐色シルト質極細砂（中レキ含む）	〃 3／3
56	黒褐色シルト質極細砂（中小レキ含む）	〃 3／2
57	暗灰黄色シルト質極細砂（中小レキ含む）	Hue 2.5 Y 4／2

第9図　第5トレンチ南壁土層図

第３節　　遺構と遺物

平成6年度の発掘調査では、遺構として4本の溝状遺構（うち2本は断面確認のみ）と松並木の根株跡、褐色砂礫の客土整地層の段差、および旧河道埋土中の水田層（断面観察のみ）を検出した。

溝状遺構の遺構番号については、第1トレンチから東へ順にSD01～SD05とした。

1　遺　　構

SD01

第1トレンチ西端から東へ約10mで確認された。検出面は第2層現代耕作土層の直下で、ほぼ南北流し、検出幅1.2m、深さ30cmを測る。埋土は、草木灰様の黒色シルト（上層）と暗灰黄色シルト質極細砂（下層）の2層に分けることができる。

SD02

SD01の直下に重なって検出され、SD01同様ほぼ南北流する。第3、第7層を掘込面とし、検出幅約2m、深さ約50cmを測る。埋土は、細礫を含むオリーブ褐色シルト質極細砂（上層）、暗オリーブ褐色シルト質極細砂（下層）の2層に分かれる。

SD01・02の位置は、順道図絵および明治期の地籍図でも水路として表現され、方向も条里地割にほぼ沿っているため、条里に規制された古くからの地割であると考えられる。

SD03

SD01・SD02から東約5mで確認した。土層断面による観察に限られたため流れの方向は確定的ではないが、SD01・02同様南北流するものと思われる。第7層灰黄色砂礫層から掘込み、幅3m、深さ約50cmを測る。埋土はSD02とほぼ同様で、中位に細礫を含むオリーブ褐色シルト質極細砂、最下層に暗オリーブ褐色シルト質極細砂を充填するが、埋没の最終段階、最上層に黄褐色シルト質極細砂、にぶい黄褐色細砂の2層がかぶっている。掘込面、埋土から見てSD02と同時期のものと考えられる。

SD04

第2トレンチ西端から5m東寄りの地点で確認された。第22層上面（現耕水田層）より掘込み、検出幅2m、深さ20cmで北流する。埋土は、暗灰黄色砂岩大礫の単一層である。

順道図絵上では、該当する位置は水田として表現されていて溝など土地を区画する遺構は確認できず、また明治期の地籍図でもほぼ同位置に水路はあるものの方位が違っている。このため、方位としては条里方向にほぼ従うものの、明治中頃遺構に新しく設定されたものと推定できる。

SD05

第3トレンチほぼ中央で検出された。第26層黒褐色砂礫層（客土層）および第10層上面より掘込み、検出幅1.5m、深さ20cmを測る。埋土は下層に灰黄褐色シルト質極細砂、上層は現耕水田耕土と灰オリーブシルト質極細砂の混淆土が遺構検出面も含めて広く覆っている。また土層断面の観察によると、SD05は、東半分が遺構東半の検出面を構成する第26層黒褐色砂礫（客土層）による埋め立てで、もとの水路幅の半分ほどに縮小されている。

SD05の東岸は、第26層に被覆されているが、暗褐色シルト質極細砂層が幅約1.5m、高さ50cmで遺構

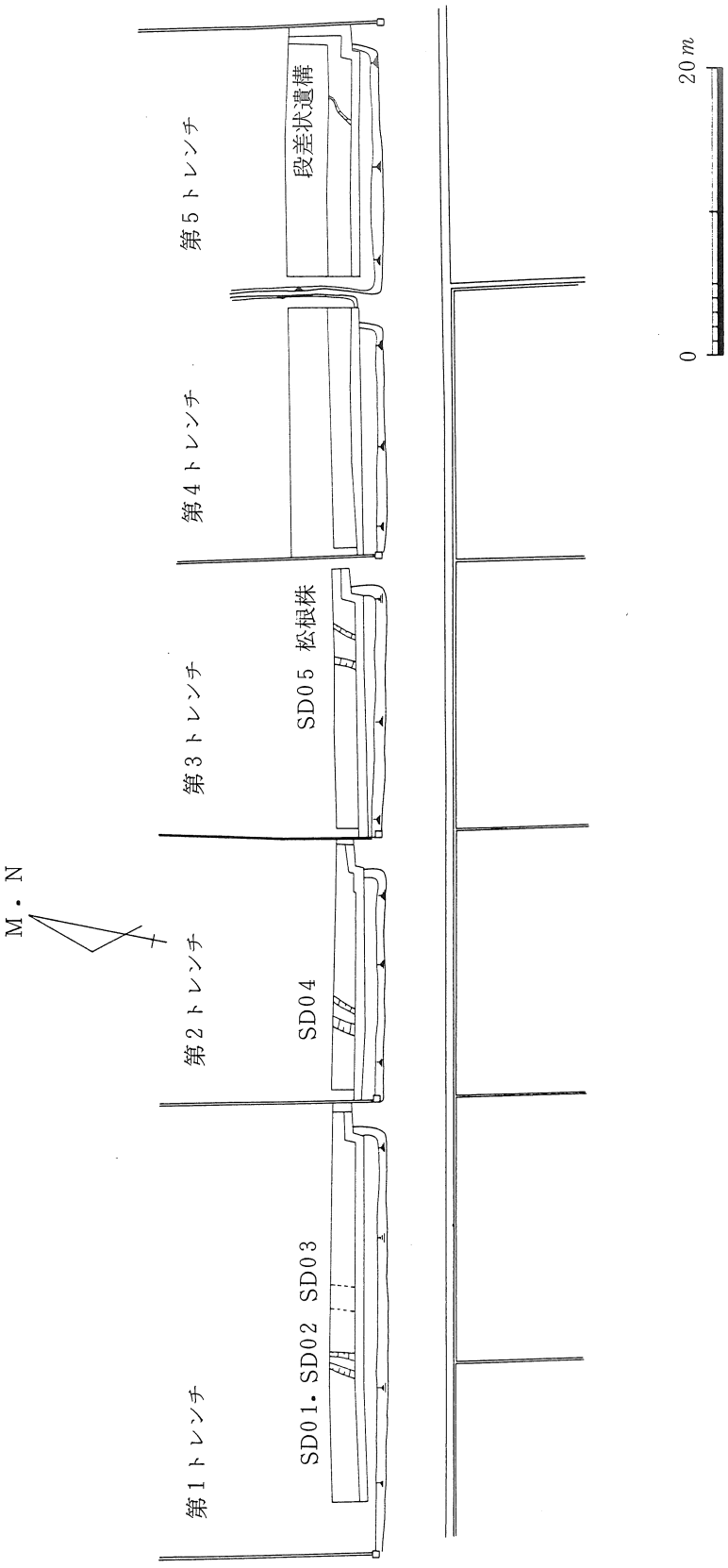

第10図　調査区ならびに遺構配置図

に沿って土手状に延びていると思われ、ここに松の根株数本が列状に検出されている。順道図絵によると、この付近は岩田神社参道および吉国寺の境内地に対応するため、SD05は参道東縁の境界をなす用水路と松並木、第26層は神社参道と吉国寺境内の整地層と考えられる。

順道図絵上では岩田神社参道西路縁とも位置的に適合し、明治期の地籍図では水田筆界となっている。筆界東側の水田が神社参道（相撲場）部分と同様の平面形をなしていることから、神社参道（相撲場）が後世に水田に転用されたものと考えられ、従って土地区画としても古いものであろう。

段差状遺構

第5トレンチの東端の、現耕作土直下の黒褐色砂礫層（第26層）上面に段差状の遺構を確認した。

第26層は、微高地地山の灰黄色砂礫層（第29層）の上層に厚さ約10cmで人為的に盛られた客土層であると考えられる。段差は、約5cmの高低差を持って西側が高く、僅かに蛇行しながら南西から北東方向に延びている。

SD05東岸に土手状の盛土とともに確認した、松の根株跡との直線距離は約30mを測り、これは順道図絵で見る岩田神社参道の幅員（松並木の並木幅を含めて約18m）とは10m近い開きがある。したがって、順道図絵の表現を距離的にもほぼ正確なものと仮定すれば、この段差は岩田神社の参道路縁と考えるよりは、吉国寺の建物基壇の痕跡と考えるべきものと思われる。

2　出土遺物

第 1トレンチ出土遺物（第１１図）

第1トレンチ出土遺物はすべてSD01より出土している。1は軒平瓦である。唐草文の変形と考えており、米印の中心から波形の枝をつけている。2は陶器底部である。内面及び外面下部にナデを施す。器種は不明である。3は玉縁式丸瓦である。玉縁の付け根付近に穿孔を有する。また、凹面には布目圧痕がみられる。

第 2トレンチ出土遺物（第１１図）

4は軒平瓦である。右半及び左端部を欠損している。中央に囲み線で表現された現存4弁の花文を配し、その下から2本の枝を出している。枝は内側のものが右、外側のものが左にそれぞれ2回ずつ巻いている。

5は軒丸瓦である。下半部を欠損するため現存9葉であるが、推定16葉の花弁をもつ菊文であったと思われる。6は上半部を欠損しているが、石灯籠の一部であると考えている。花崗岩系の石材を使用し、中心付近に穿孔を有する。穿孔の形状は別として、おそらくこのような石材が全4枚と屋根及び底部で家形をなし、それに脚がついて現在でも寺院で見かけるような姿に復原されるのであろう。

第 3トレンチ出土遺物（第１１図）

7は輪違い瓦である。縦断面はほぼ三角形であり、またそうなるように下部の面取りを行っている。平面形は逆台形を呈する。8・9は軒丸瓦である。8は下半部を、9は左半及び下半部を欠損するが、ともに吉国寺の「吉」字を型どったものであろう。

第11図　出土遺物実測図

第４節　　調査のまとめ

第２次弘福寺領田図調査事業は、田図南地区周辺の大規模開発によって急速に失われつつある歴史環境の記録保存を第一の目的とし、また、先次の調査も含めてこれらの成果を古代高松平野の社会情勢の中に位置づけることを第二の目標に置いた。このため、計画立案の段階においては弘福寺領田図比定地内の遺跡確認の他に、南海道遺構、山田香川郡界線、古代寺院など多種多様な遺跡が発掘調査の対象として提案された。これらについての調査は、5ヶ年（予定）という事業期間の中で調査成果の蓄積の状況などに応じて順次着手していくことになろうが、それらの中で最も急務とされたのが南地区内の遺跡の状況確認であった。

南地区周辺では、平成3年度以降空港跡地再開発に伴う発掘調査をはじめとして数件の開発事業がたてつづけに実施され、今後ににおいても都市計画道路整備・研究施設誘致等が予定されている。これらの状況下で田図関係遺跡等の記録保存もさることながら、開発事業単位で別個に行われている発掘調査の成果を連携し、今後展開していく諸開発の予測データとして遺跡や旧地形の広がりを現時点でまとめておくことは、本事業の成果を事業規模以上に高めるために不可欠な作業であるといえる。

田図南地区の南半では、終戦前後の軍用飛行場に関わる造成によって、高松平野に広範に分布する条里地割と異なった区画が施工されている。その意味では弘福寺領田図当時の歴史景観は既に失われてしまっている地域であるが、実際は条里地割は大部分が破壊を免れて地下に埋没していた。したがって、本来であれば現用の水路、道路などと重複して調査に困難を究めるこれら条里遺構は、地表の土地区画が異なった故に、現地表の構造物を破壊することなしに検出が可能となったのである。それのみならず、地割改変前の古地図（順道図絵：1818年、地籍図：1888年）等によって遺構と旧地筆が比較的容易に対照できるという利点もあった。

以上の条件から発掘調査地点として選定した林町42番地5～9の水田は、復原条里地割では山田郡8条10里10坪に当たり、田図南地区比定地からは東に1坪はずれる位置である。しかし、順道図絵で8条10里9坪の東に隣接する岩田神社の参道及び吉国寺（一角遺跡で一部検出）の推定地を横断することから旧地割の復原が可能であるうえ、空港跡地遺跡で検出されている弥生時代の旧河道の延長方向にも当たることで旧地形復原が可能と考えた。

調査では5本の溝状遺構、旧河道、段差状遺構、松並木の根株跡を確認した。溝状遺構は、調査範囲等の制約から必ずしも詳細な資料が得られたとはいいがたいが、いずれも近代から現代（昭和19年）までの埋没時期を示し、近世以前に遡るものはみられない。しかしその一方で、「吉」字を型どったと思われる軒丸瓦頭が出土し、溝状遺構5本中の4本が順道図絵の用水路と位置的に対応するなど近世以前に遡る可能性も十分に指摘できる。中でも、東端のSD05は東側に松の根株列を伴っていて岩田神社参道西側の側溝と松並木に対応するものである。さらに、SD05から段差状遺構に至る40数メートルの範囲は、概ね岩田神社の参道幅と対応することが確認できるなど、飛行場接収前の土地環境が次第に確認できてきた。その一方で、当初参道と吉国寺境内の境界をなすと考えていた段差状遺構が、順道図絵との対照作業から境界部分より吉国寺側に寄っているとかんがえられ、むしろ寺の建物の基壇の一部とみられるなど新たな発見もあった。

以上の結果、弘福寺領田図南部地区の比定範囲は徐々に絞り込まれてきたと考えられ、今後は当該範囲において田図と同時期の考古学的資料を得ることが調査の大きな目標となると思われる。これらに留意しつつ、同時に周辺での調査成果も視野において今後の調査にあたりたい。

第4章　各論

第1節　高松平野の地形環境分析　Ⅳ

高橋　学

はじめに

これまで、アナログ地図情報により高松平野の地形と土地開発についてとらえられてきた。目算測図から、天文観測と導線測量、平板測量、三角測量と水準測量、空中写真測量と測量方法は変化したものの、最終的な表現として地図は紙に描かれたのである。弘福寺領山田郡田図をはじめ、１／５万地形図、１／２．５万地形図はもちろん、土地区画整理事業の際に作成された１／５００の実測図もアナログ情報であった。これに対し、コンピュータの性能があがるとともに数値地図情報に基づいたコンピュータマッピングが可能になってきた。今回の報告では、これら数値地図情報を用いて高松平野の様相を明らかにしたい。また、人工衛星を利用したリモートセンシング（遠隔探査）も数値地図情報と同じように扱うことのできるデータである。そこで今回は、数値地図情報だけに留まらず、リモートセンシングデータの画像処理により高松平野の特性をとらえることも試みたい。

Ⅰ　数値地図情報（１ｋｍメッシュ）でみた高松

標準地域メッシュは一定間隔の緯線、経線で地域を分割する方法のひとつで、全国規模で数値地図情報を整備する場合に用いられている。標準地域メッシュには、次にあげた１）～４）の階層の区画がある。

１）第１次地域区画：国土地理院発行の１／２０万地勢図の区画に相当する１度ごとの経線と４０分ごとの緯線で区画された範囲。

２）第２次地域区画：第１次地域区画を縦横それぞれ８等分した経度７分３０秒ごと、緯度５分の範囲。基本的に１／２．５万地形図の範囲と一致する。

３）第３次地域区画：第２次地域区画をそれぞれ１０等分した経度４５秒、緯度３０秒の範囲。区画された範囲は、ほぼ１平方キロメートルになる。

４）分割地域メッシュおよび統合地域メッシュ：基準地域メッシュを２分割、４分割、８分割のように分割したり、反対に統合したりして設定される範囲。

数値地図情報として現在整備されているのは、自然条件に関わる、標高、起伏量、傾斜など、社会的なものとして行政界、土地利用、地価や文化財分布などがある。

さて、ここでは標高データを用いて高松の姿を図化してみたい。第12ａ図および第12ｂ図は上記の第１次地域区画の範囲についてほぼ１ｋｍごとに１点の割合で測量を行ったデータに基づいて描画した高松周辺の立体地図である。データは北西端に始まり東に並んだライン・データを北から南へ並べたラスター形式である（第13図参照）。

第12ａ図は北西方向から南東方向を見た、俯角３０度、高さ強調１０倍で描いたものであり、第12ｂ図は南東方向から北西向き、俯角４０度、高さ強調１５倍で描いたものである。国土数値情報を用いコンピュータで図化すれば、このように任意の方向からみた立体図を描くことが可能である。

さて、第12ａ図、第12ｂ図を見ると、高松平野にはリニアメント（線状構造）として、東西性のものが顕著であることが判る。これには日本列島を縦断する中央構造線（M.T.L.）の存在が大きく関与しているものと思われる。平野の南部に位置し、徳島との境をなす讃岐山地もこれと同様に東西性のリニアメントが発達する。讃岐山地は、中生代白亜紀の和泉層群の砂岩・頁岩から構成されており、

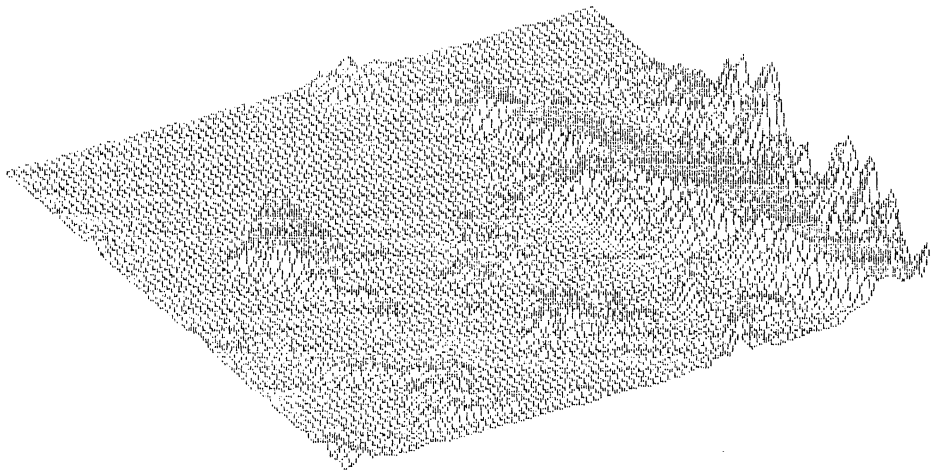

第12ａ図　北西から見た高松平野
（１kmメッシュデータ）

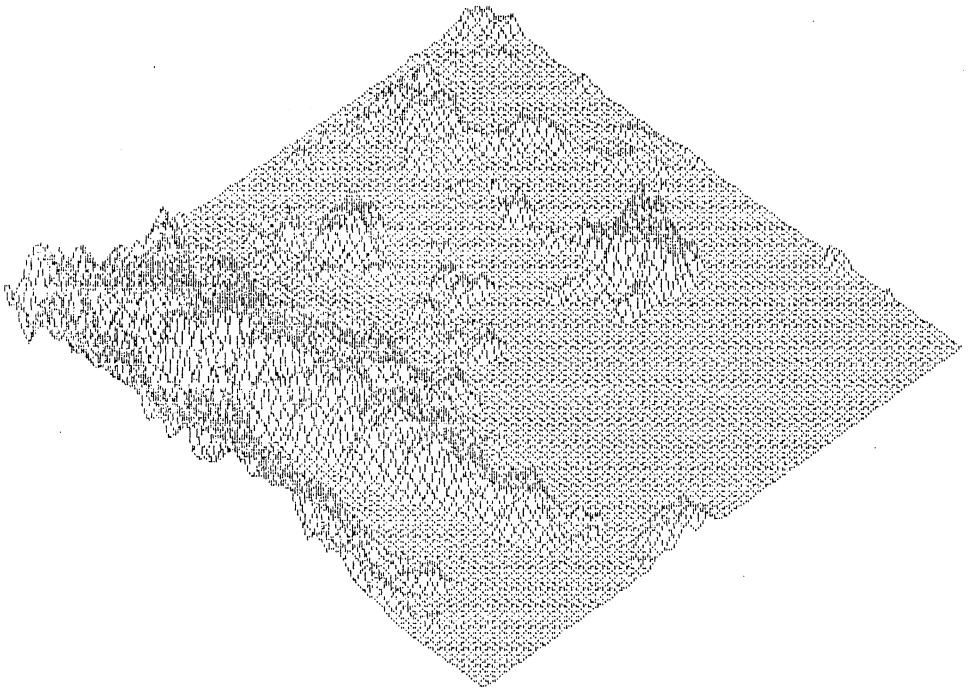

第12ｂ図　南東から見た高松平野
（１kmメッシュデータ）

```
513400004000200002000010000100001000020000200002000020000200003000020000100001000
0020000020000020000100001000030000200015000140000100002000020000200002000020000200
0020000020000200002000020000200002000020000200001000020002000049000520002900006000
0240002900025000530005200041000490008300102000630003600045000650008900082000440-
9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-
9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-
9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-
9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-
9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-
9999-9999-9999-9999-9999-9999-999900080-9999-9999-999900006000260-9999-999900620-
9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999004100085000910 0
071000330-9999-9999-9999-9999-9999005500082001320012500109001170010900075000200-
9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-
9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-
9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-
9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-
9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-
9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-9999-
999900060001300013000160001900017000210002100018000180001100007000040000200006000
09000120
```


第13図　数値地図情報（ラスター型データ　徳島図幅北から４ラインめ）

南に傾斜する単斜構造を持つ。これに対し、北側の山腹では複数の活断層が存在し、階段状に高度が変化する。讃岐山地はおおまかにみても香川、徳島県境をなす大滝山（標高９４３ｍ）や竜王山（標高１０１３ｍ）の連なる主山塊と、壇持山（標高６３１ｍ）から矢筈山（標高７８８ｍ）を経て陣ケ峰（標高４０２ｍ）へ連なる副山塊に分けることができる。両山塊の間には狭長な谷が刻まれており、香川県側へ流下する河川と徳島県側へ流れる河川が谷中分水界をなしている。また、この谷には国道３７７号線や国道１９３号線の一部が通過している。このような谷は典型的な断層地形であり、ケルンコルとみなすことができる。また、矢筈山などの副山塊をケルンバットと考えることが可能である。これらと同じ構造は、讃岐山地の北麓では、いたるところで見ることができる。高松平野にに点在する基盤岩からなる小山の大半は、ケルンバットとみなすことができる。

Ⅱ　数値地図情報（２５０ｍメッシュ）でみた高松

第14図は数値地図情報の２５０ｍメッシュ標高データを基に画像処理をおこなったものである。使用したデータは、第１次地域区画の５１３４（１／２０万地勢図徳島に対応）である。これをコンピュータで処理し画像とした。　第15図は５ｍインターバルの標高値で作成した陰影つきの平面図である。これによれば、前述した顕著な東西方向のリニアメントを詳細に観ることができる。また、高松平野は扇状地帯が卓越することが判る。

第16図はこの地域を鳥かんした立体図であり、前述したリニアメントが持つ地形的な役割が明瞭に判る。すなわち、リニアメントは地形の境界や谷地形と密接に関わるのである。また、道路や鉄道など交通路とも不分離の関係にあるといえる。

なお高松周辺は、現在、第２次区画を対象とした５０ｍメッシュのデータが利用できる形で供給されていない。これが可能になれば、埋蔵文化財調査にも大きく貢献できるものと考えられる。

Ⅲ　高松平野のリニアメントと条里型土地割の方位

さて、高松平野に条里型土地割が施工された時、あるいは南海道が開通した時にこれらの計画を遂行する基準は何であったのだろうか。これまで古代の地域計画にあたって、顕著な山の山頂や直線的な谷を見通して基準線が決定された可能性がしばしば指摘されてきた（たとえば金田章裕１９８７）。

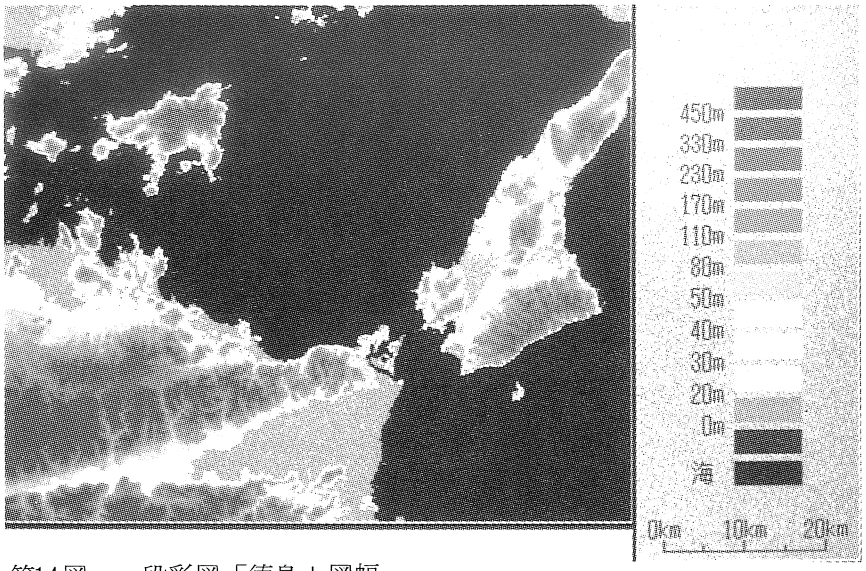

第14図　　段彩図「徳島」図幅
C　国土地理院

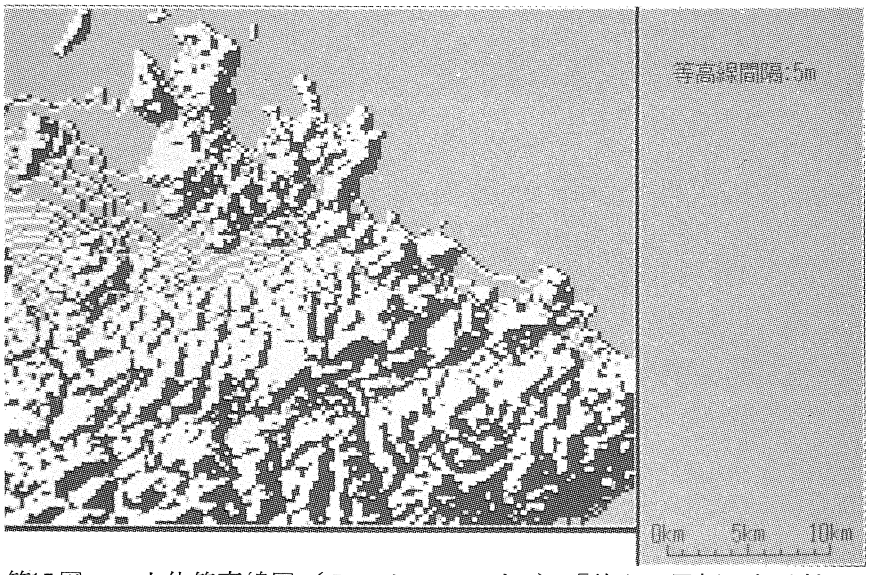

第15図　　立体等高線図（5 mインターバル）「徳島」図幅　部分拡大
C　国土地理院

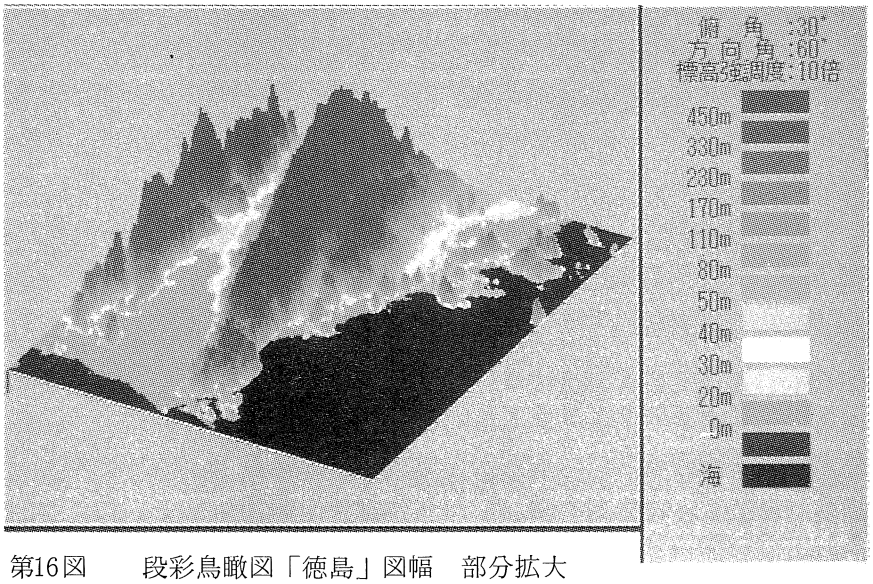

第16図　　段彩鳥瞰図「徳島」図幅　部分拡大
C　国土地理院

あるいは地磁気や天文観測を利用した基準線の設定についても検討がなされてきた（渡辺久雄１９６１）。河内国の旧東高野街道やその周辺の条里型土地割、さらに６世紀前葉の埴輪が出土する伝安閑陵古墳は、Ｎ１０°Ｗの方位と関連が深いことが知られている（都出比呂志１９８９）が、これらは古地磁気の示す方位と一致している。

さて高松平野においては、これまで山田郡と香川郡でわずかに条里型土地割が異なっていることが知られていた。山田郡においては１１度の東偏が、香川郡ではおよそ９度の東偏が認められる。このため、山田郡と香川郡との郡境においてはこのズレによって土地区画が北に広がる台形をなしていた。

また、推定南海道は高松平野を一直線に横切っている。その方位はＮ７９°Ｅであり、山田郡の条里型土地割とは整合するが、香川郡ではわずかに方位を異にする。

さらに、山田郡の高松町付近には４度ほど東偏する土地割が断片的に存在している。この土地割は香川県埋蔵文化財センターの発掘調査によれば、奈良時代末に埋没してしまった溝などの方位がこれに一致するという（藤好史郎１９９６）。

さて、このような土地割の方位に対し、前章で見たように、讃岐山地やその周辺のケルンコル、ケルンバットなどが形成するリニアメントの方向はＮ８４°Ｗであり方位を異にする。リニアメントの方向性は、一般に現地に立った場合にもランドマークとなり、その地域の土地割などに影響を与え易いが、高松の場合、土地割や南海道の計画が実施されるにあたって、このようなリニアメントが意識されたわけではなさそうである。

ところで、リニアメントの方位は、約６度２０分西編している現在の磁針方位の東西とほぼ一致する。しかしながら、磁針方位は時代により変化することが知られており、リニアメントの方向と磁針方位の一致は偶然にしか過ぎない。古地磁気の変化については、HIROOKA（１９７１）の研究があり参

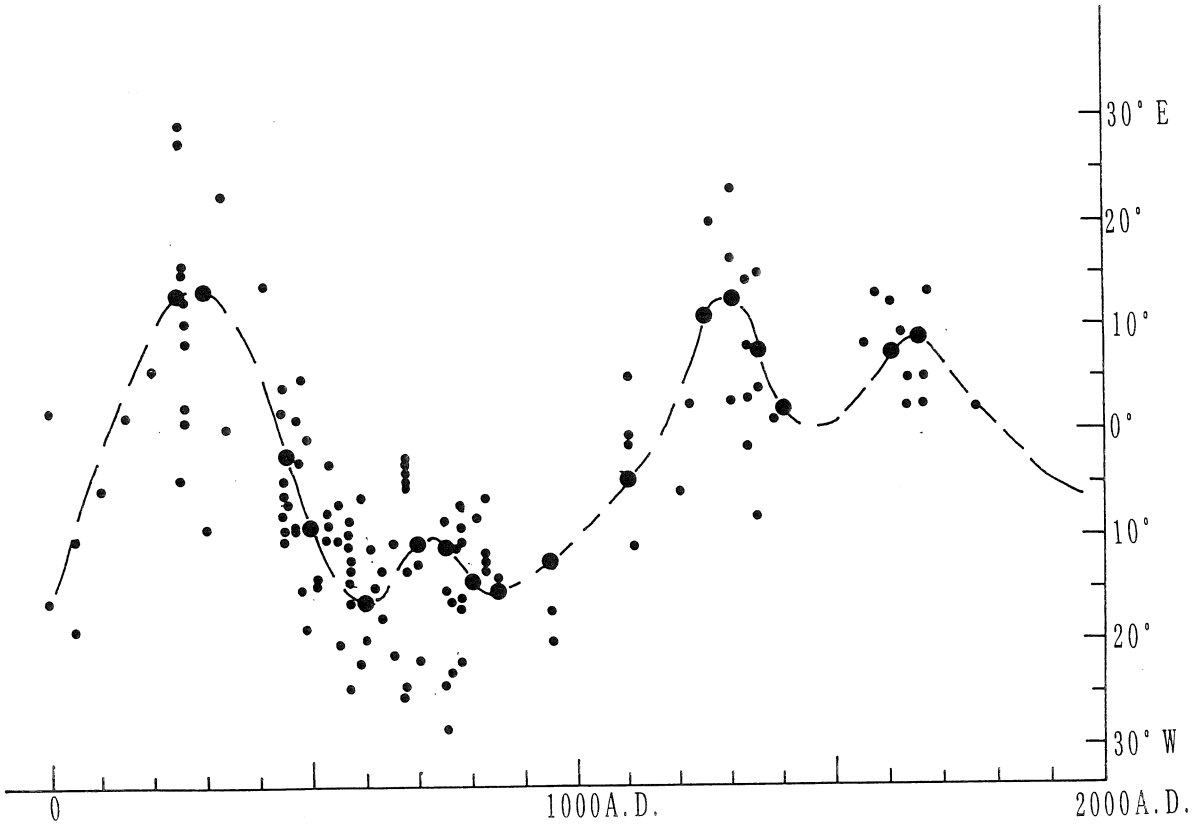

第17図　古地磁気（偏角）の変化
HIROOKA（１９７１）を簡略化

考になる（第17図参照）。HIROOKAの研究は須恵器の窯で得られたデータが豊富であり、５世紀から１０世紀頃の精度が高い。これによれば、讃岐国において条里プランが完成したといわれる７６０（天平宝字４）年－７６１年頃には地磁気はおよそ１１度西偏していたらしい。この方位は、香川郡、山田郡の条里型土地割や推定南海道の方向と全く異なっている。また、高松町付近の異方位の土地割とも向きを異にする。ちなみに、古地磁気が１１度東偏していたのは、A.D.２００年頃,A.D.３５０年頃、A.D.１２５０年頃、そしてA.D.１３５０年頃である。また、香川郡の条里型土地割と同じ９度の東偏もほぼこれと近い時期である。また、高松町の異方位の土地割と同じ４度ほど東偏したのは、A.D.１４０年頃、A.D.４２０年頃、A.D.１２００年頃などであるが、この方位を示す溝が奈良時代の末には埋没しているという発掘調査の成果からするとA.D.１２００年頃といった成果は無関係ということになる。いずれにしても、これまでのところでは条里型土地割や推定南海道の施工にあたり地磁気が基準とされたとは考えられない。

Ⅳ　推定南海道の地形環境

高松平野の土地割あるいは推定南海道のルートはいかにして計画されたのだろうか。金田（１９８７）が推定するように、三木町下高岡の白山（標高２０３ｍ）の南麓から高松市の六ツ目山（標高３１７ｍ）を見通した場合、そのラインは確かに推定南海道と一致する。そして、南海道と推定されているところには、幅およそ１０ｍの余剰帯が認められる。金田の指摘するように、南海道が山田郡の条里型土地割の基準線になった可能性は高い。しかし、そのことは何故このラインが南海道のルートとして選ばれたかということを説明しているわけではない。

一般に、理想的な道路とは平面的にも垂直的にも最も短距離で２点間を結ぶものである。しかも、通行を妨げるような障害物がないことが望まれる。推定南海道の場合、大局的にみると上記の条件をほぼ満たしているといえよう。推定南海道は、淡路島から鳴門を経て引田から讃岐国府（坂出市府中）まで讃岐平野をほぼ一直線に横断する。平面的に見た場合、このルートは最短距離にある。また、垂直的にみた場合にも、このルートは標高１５～３５ｍと起伏が少ない。、高松平野では、このルートより南側では河岸段丘、丘陵、山地が存在し、通行の障害となったり、起伏を増大させる。他方、このルートより北側にルートをとった場合、起伏は減少するものの、河川が障害となる。北側では、単に川幅が広くなるだけでなく、湧水のために水量も増え、渡河に手間がかかるようになる。細かく見るならば、高松平野は香東川の形成した扇状地のために、東側ほど標高が低い傾向がある。このため、西北西－東南東方向は、ほぼ等高線に平行し最も起伏の少ないルートとなる。この点でも推定南海道のルートはメリットがあることになる。水田を区画する場合にも、正方位をとるよりは推定南海道と平行する畦畔が重要な役割を果たすことになる。

Ⅴ　リモートセンシングデータからみた高松平野

次に、リモートセンシング（遠隔探査）データからみた高松平野について検討したい。リモートセンシングは、人工衛星や航空機などのプラットフォームに搭載されたセンサーによって得られたデータから地表および地下の状況を分析する技術である。今回の分析には、最も良く利用されるLANDSAT TM（Thematic　Mapper）データを用いた。LANDSATは子午線に沿って地球を約９８．６分で一周しながら地上にデータをおくり続けているが、今回使用したのは高松周辺に雲などのノイズが少なく、宅地化など土地の人工改変が少ない１９８９年５月３１日LANDSAT５号のデータである。

TMデータは、第18図のような波長の電磁波をカバーしている。そして、１～７の波長帯（バンド）

電磁波帯域	TMバンド	波　　長	判　　別
可視域 青－緑	1	0.45～1.52	落葉樹、針葉樹の区別など
可視域 緑	2	0.45～0.60	植物の活力など
可視域 赤	3	0.63～0.69	植物の識別など
近赤外域	4	0.76～0.90	水、陸の区別など
中間赤外域	5 7	1.55～1.75 2.08～2.35	地表の水分含有量など
熱赤外域	6	10.4～12.5	地表や海面の温度分布推定

第１８図　　ＴＭデータの波長域と特性

はそれぞれに異なった特徴を有しており、これらを別々にあるいはいくつか重ねあわすことで様々な情報を導き出すことができる。画像を構成する１点（ピクセル）は熱赤外線域（TMバンド６）をのぞき２８．５×２８．５ｍ（間引）の範囲にあたり、コンピューターの１画面は４００×５１２のピクセルから構成されていることから、画像の拡大をしない場合でおよそ１１．４×１４．５ｋｍの範囲が映し出されていることになる。したがって、１データで高松平野の大部分をカバーすることが可能である。

リモートセンシングデータを利用した場合、解像度だけならば空中写真の方が勝っているのはいうまでもない。しかし、空中写真では可視光線以外の波長もカバーしており空中写真ではできないことが可能になる。たとえば、熱赤外線域をカバーするTMバンド６の等濃度値をみると地表や水面の温度分布を知ることができる。また、TMバンド４・５・７では赤外線に関するデータを得ることが可能である。これによって、植物の種類や活性度に関するデータや地下水の情報を知ることができるのである。さらに３つのバンドのデータを重ね合わせることも可能である。TMデータの場合、バンドごとに地球上からの電磁波を０から２５５までの強さとして記録しており、基本的に数値地図と同じラスター型データである。したがって、両者をマッチングできれば、データを重ね合わせて立体画像を得る

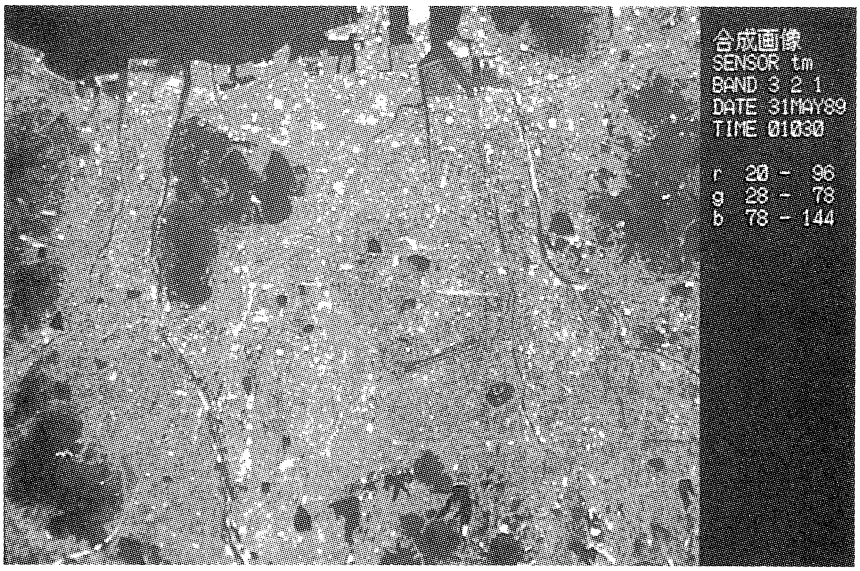

第19図　ランドサットTM画像（バンド　3,2,1）
c リモートセンシング技術センター

ことも不可能ではない。

今回、TMデータを画像処理した中で特に注目されるのは、屋島の南端－石清尾山南端を結ぶところにＮ７０°Ｅ方向、そして前田西町の山麓－石清尾山北端を結んだところにＮ６０°Ｗ方向のリニアメントがいくつかのバンドで確認されることである。また、女木島の長軸方向と鬼無町是竹付近の山麓線はＮ３５°Ｅの直線上にならぶ。これらのリニアメントは、兵庫県の六甲山地の南麓にみとめられる地下に埋もれた活断層に類似しており、おそらく活断層であると推定される（第19図参照）。高松平野においては、これまで海底に震源を持つプレート型の南海地震に注目がはらわれてきた。今回のリニアメントの発見は高松平野にも直下型地震の発生することを示唆している。また、上記の２方向のリニアメント交わる地点に香川県庁の本庁舎が位置していることを指摘しておきたい。兵庫県南部地震の場合には、土地条件の悪い場所に立地していた神戸市役所が崩壊したことは記憶に新しい。災害時に重要な機能をはたさねばならない役所や病院、そして学校などの公共機関の建物が、土地条件の悪い場所に意図的に配置されることは再検討が必要であろう。

TMデータの場合、分解能が２８．５ｍであるが、最近では分解能が５～１ｍといったデータの供給も開始され始めた。今後、埋没した断層や河川、そして埋蔵文化財の調査に利用できるものと期待される。

参考文献および注

建設省国土地理院監修（１９９２）『数値地図ユーザーズガイド』

金田章裕（１９８７）「讃岐国山田郡・香川郡の条里プラン　第１報」高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報

渡辺久雄（１９６１）「条里制起源に関する一考察」地理学評論３４－１２

都出比呂志（１９８９）「古墳時代の方格設計」条里制研究　５

藤好史郎（１９９６）「高松市小山・南谷遺跡の発掘調査」第１２回条里制研究　会発表資料

HIROOKA,K.（１９７１）：Archaeomagnetic study for the past 2,000 years in Southwest Japan. Mem.Facu.Sci.Kyoto Univ.,Geol.Mineral.,38,162-207

リモートセンシング技術センター（１９９３）『地球観測データ利用ハンドブック　TM編』

第２節　弘福寺領讃岐国山田郡田図南地区の表現と条里プラン

金田章裕

1. 目　的

弘福寺領讃岐国山田郡田図（以下山田郡田図と略記）が比定される同郡の条里プランの研究史については、すでに再言の必要がないであろう[1)]。小稿では、まずその結果を要約することから始め、目的を明確にしたい[2)]。

条は東から西へ数詞で数え進み、里は南から北へと同様に数える。東辺は三木・山田郡界から始まり、西辺は山田・香川郡界であるが、西辺の 9条は坊（坪）の区画一列分のみとなっている。里についても1条～8条は東西に同一数の里が並ぶが、9条のみは5里分北側から1里が始まっており、東側の里より5だけ若い里数となっている。坪（坊）並は、各里の東南隅から始まり西へ数え進む千鳥式である。

山田郡の東西を画する郡界線はいずれも直線であり、東側の直線郡界を基準として、方格の南北線が存在し、郡界線と同様に約10度東へ傾いた（N10°～11°E）方位となっている。

南海道はこれと直交する状況で東西方向に直線状にのびており、その位置は、丘陵部における切り通し状の遺構および隣接条里地割の南北幅の延びとして確認することができる[3)]。南海道はまた、山田郡 1～8条の 7・8里、9条の 2・3里の里界線にも相当する。

各郡東側の直線郡界と直線状の官道である南海道を基準として、条里地割と条里呼称のいずれもが施行・編成されている以上のような状況は、基本的に讃岐国各郡に共通する。つまり、条里プランは各郡とも同一の原理で編成されたとみられる。

山田郡条里プランの基準となったと見られる三木・山田郡堺は、高松市と三木町の境界の芳岡山（標高102.7m）東肩とその南側の二子山（180.4m）の東肩を結ぶ直線と合致し、第15図のように現在も高松市と三木町の直線状の境界線に踏襲されている。南海道の方は、木田郡三木町の白山（標高203m）の南麓と高松平野西端に位置する旧香川郡（現高松市）の六ツ目山（標高317m）の北肩を結ぶ直線となっている。後者は六ツ目山と北側の伽藍山の間の鞍部の峠越地点でもある。

一方、山田郡西端の山田・香川郡境は、高松市日山西側の西コブ山（標高116m）の西肩ないし、その南の実相寺山（250m）の山頂を通る直線であり、かつてはこの直線を軸として高松市と木田郡木太村、香川郡太田村・多肥村と木田郡林村・三谷村の境界線が存在した。しかし、北側の目標物に相当するものは平野中には見当たらない。この直線郡界は、ほぼ N 9°Eの方向を示し、前述の三木・山田郡界に比

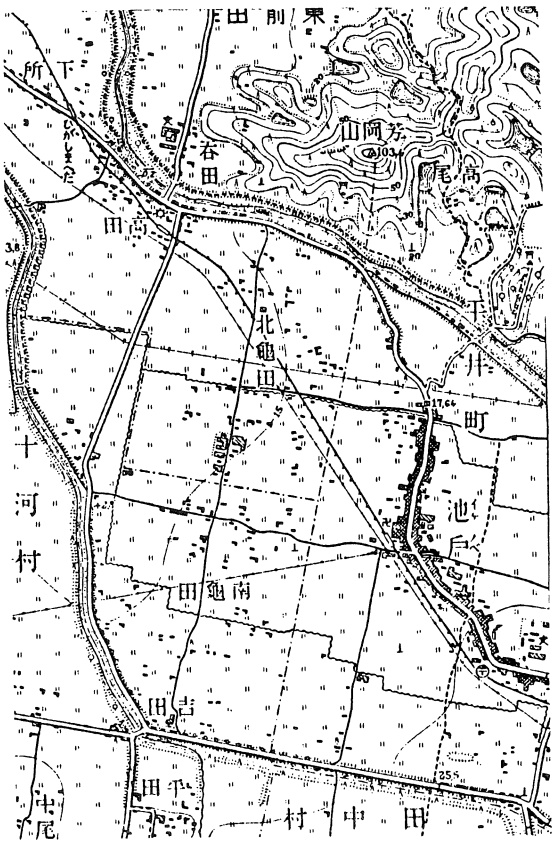

第 20 図　旧三木、山田郡境
（木田郡十河村、平井町界、昭和３年測図　１：25000「高松南部」）

べ 1度程度西よりの方位を示していることになる。その結果、山田郡田図に表現された南北2ヶ所の弘福寺領のうち、北地区が比定される9条7里付近では、山田香川郡界線に接する同里東端の坊区画列はほぼ109m程度の標準的規模となっているが、北側では次第にこれより広くなり、南側では逆に狭くなることになる。従って、山田郡田図南地区が比定される9条4・5里付近、すなわち旧高松空港西端付近では、東西幅が著しく狭くなり、80m前後となる。

以上のような状況からすれば、さらに次のような問題点について検討を続けなければならない。

① 山田郡田図は「山田香河二郡境」を直線で描き、それを基準として弘福寺領と表現しているような表現になっているが、その条里プランの実態はどのようなものであったのか。

② 上述のような山田・香川郡界は8世紀前半以来のものなのか。いずれかの時点で変化したものか。

③ ①・②の結果と関連し、山田郡田図が通常規模の区画を表現し、また郡界線の移動・変化がなかったとすれば、条里地割の方に変化があった可能性が生じるが、そのような条里地割の再編成が行われたかどうか

この3点の問題をめぐって、順次検討を加えるのが小稿の目的である。

2．山田郡田図南地区の表現

(1) 方格の形状と面積

山田郡田図南地区部分の表現の概要は、第22図の如くである。山田郡田図には条里呼称が記入されていないが、便宜上対応する条里プランの条・里・坊の番号で略記することにしたい。9条4里36坊に相当する部分（9-4-36）には「津田西口」という小字地名的名称を有した田 140束代があり、田品は上田、直米は2石2斗であった。同様に8-9-31の区画は

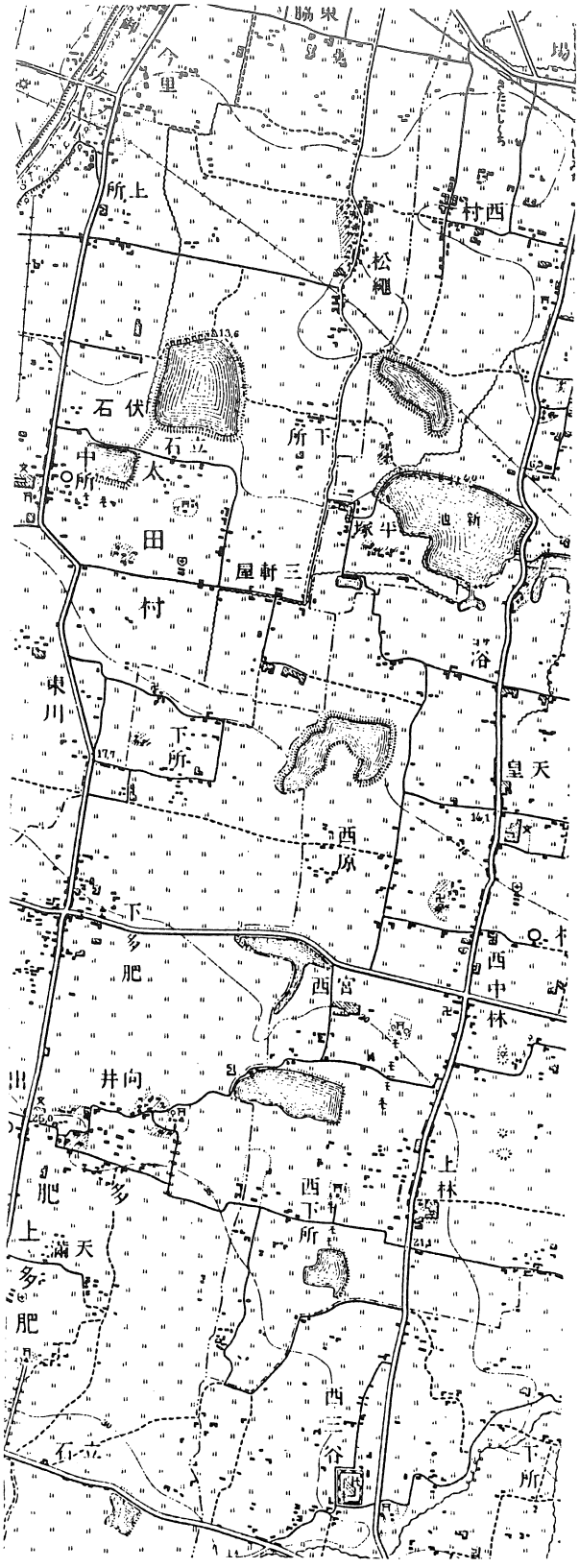

第21図 旧山田・香川郡境（木田町木太村・林村・三谷村と高松市・香川郡太田村・多肥村との境界、昭和３年測図1:25000「高松南部」。なお、上図宮西・西下所の中間の池が台池、その西方が桜木神社、東北方が岩田神社）

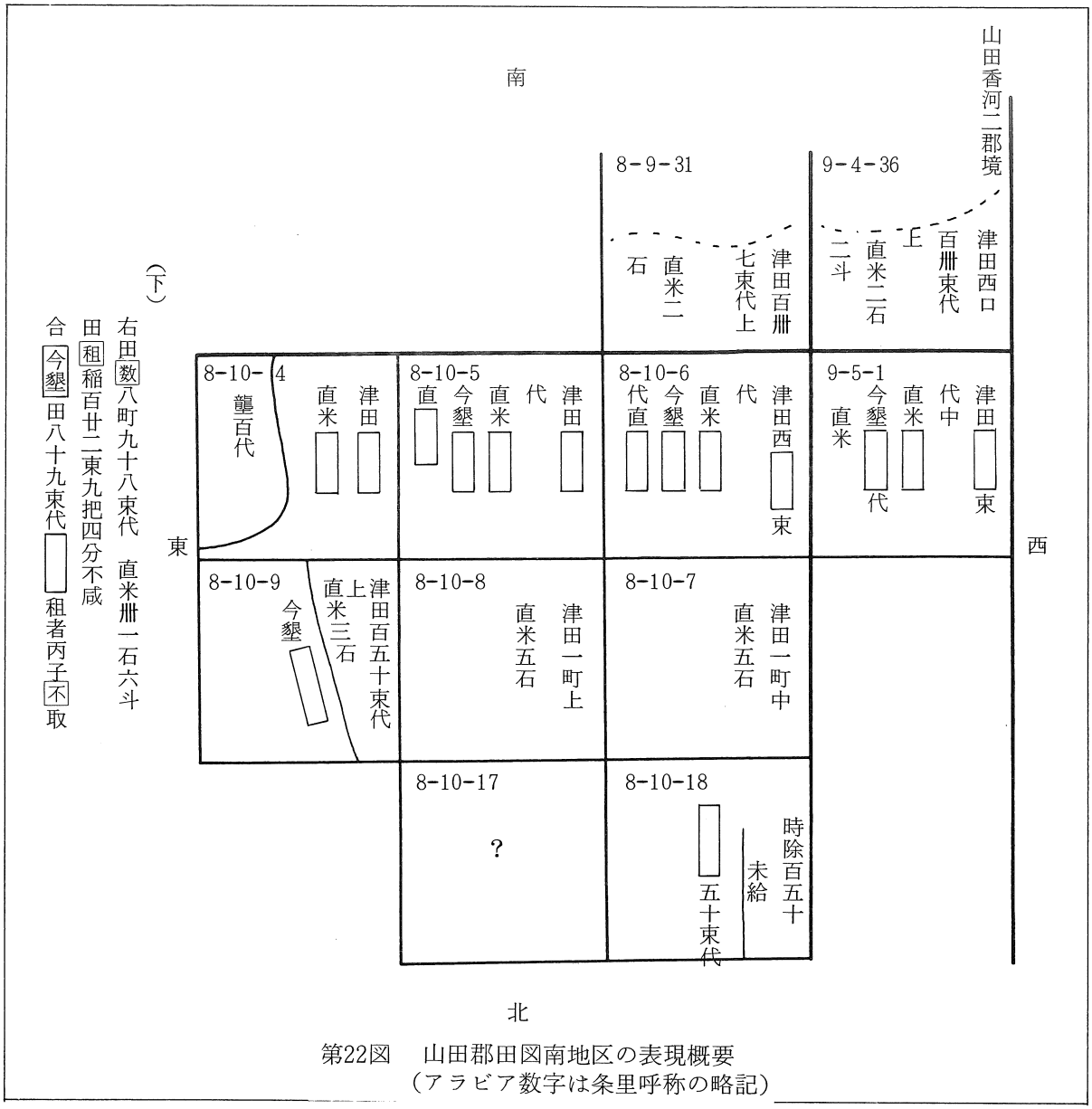

第22図　山田郡田図南地区の表現概要
（アラビア数字は条里呼称の略記）

「津田」、上田147束代、直米2石と記されている。この両区画は上端が破損しているものの、破損部には茶褐色顔料による彩色痕がある[4]。山田郡田図では、小字地名的名称を伴う田の部分が彩色されておらず、しかも区画内の田が一括して記入されており、特に北地区での場合、彩色されているのは、畠・畠成田・今畠墾田など畠数に算入されている不輸租地と、人夫等家などのやはり不輸租であることの明らかな部分である[5]。従って、この9-4-36、8-9-31両区画についても、記載された140束代・147束代が田のすべてであったと判断される。

9-5-1、8-10-5・6の3区画は、いずれも「津田」であり、3区画ともに「今墾」もあるが、面積は損滅により、すべて判読できない。ただし、3区画とも田であり無彩色であること、ならびにいずれにも直米が課されていることは確認し得る。

8-10-4の区画も「津田」であり、面積部分が損滅しているが、同区画には彩色した部分に「壟百代」と記入されており、無彩色の田の部分は区画の残りの全面積に相当する400束代であった可能性が高い。

8-10-7・8の両区画は、第15図のようにいずれも区画内のすべてが「津田」であり、無彩色である。

8-10-9の区画は無彩色の「津田」150束代と、茶褐色に彩色された「今墾□」とからなる。後者の面積は不明であるが、区画の全面積が表現されているとすれば、損滅部を含めて「今墾田 350束代」

と記されていた可能性がある。しかし、この区画の東端部には白緑の彩色部分があり、詳細は不明である。

8-10-18の区画には「時除百五十□未給」と記された西端部と、東半部の「□五十束代」と記れた部分があり、彩色の痕跡はない。従って東半部には「□田三百五十束代」と記入されていた可能性がある。

8-10-17の区画は全て損滅であるが、彩色の痕跡はなく、従って田であった可能性がある。

一方、山田郡田図南地区の表現の下方には、集計が記載されており、次のように判読される。

右田数八町九十八束代 直米卌一石六斗

田租稲百廿二束五把四分 不成

合今墾田八十九束代 □租者丙子年不取

ここに書き上げられた租稲は、段当1束5把の比率であり、北地区の場合と同様に「不成」すなわち減ぜられていない。南地区には輸租田8町98束代があり、弘福寺はそこから直米41石6斗を得ることになるが、他に今墾田89束代があり、丙子の年、すなわち山田郡田図の年紀の翌天平8年（736）には租が免除されるされることとなっていたことを示している。

さて、北地区の場合、先に述べたように不輸租の部分が全て彩色されていたことを想起したい。南地区の場合には、少なくとも8-9-31、8-10-4・9、9-4-36の 4カ所に彩色部分があり、8-10-4の「壟百代」を除けば、残りは3カ所となる。従って8-10-9の「今墾□」の部分が、この不輸租部分に相当するとみられる。同様に南端の8-9-31または9-4-36の区画にもその一部が存在したと考えられる可能性もある。

一方、田（輸租田）の方は、面積が判読し得るか、前述のように同一区画内で比較的明確に推定しうる区画が6区画あり、その合計は3町337束代となる。従って、残りの8-10-5・6・17・18、9-5-1の計5区画に計4町261束代の輸租田が存在したことになる。さらに、8-10-18の区画では、「時除・未給」などと記された150束代が存在しているので、残余の部分が田数に算入された田である場合と、この部分も田数に算入された場合との2様が想定される。

いずれの場合にしても5区画分の合計が4町261束代であったことになるから、本来5町であるべき5区画の全てが田でなかったことは明らかである。上述の 150束代が田に算入されていたとすれば、田の合計面積は変わらないが、除外されていたとすれば、5区画で田が4町411束代であったことになる。従って、1町の区画5つ分に比べ、239束代ないし89束代分少なかったことになる。この少なかった分がどこの区画であったのかは不明であるが、一つの可能性は、西端の郡界線に接した9-5-1の区画が 1町未満であったとする見方である[6]。この場合、同区画の全体が無彩色の「津田・今墾」で構成されているから、区画面積は、 261束代あるいは 411束代のいずれかであったことになる。ただし、損減の大きい8-10-17にも若干の他の地目の存在を想定すれば、これ以外の数値の可能性も存在する。

この9-5-1の区画が1町未満であったとすれば、その南側に位置する9-4-36の区画も同様であったことになるが、この区画はすでに述べたように、田が140束代でしかなく、全体は不明である。少なくとも、区画としては1町未満であった可能性はある。

ところで、山田郡弘福寺領では、寺田の収公・班給・停止・再編入という事態が発生し、次のような経緯を経た[7]。天平宝字5年（761）の校田とそれに続く班田の結果、弘福寺田の一部を誤って収公し、口分田として班給してしまった。そこでそれらを検出し直して口分田を停止し、元の如く寺田に復したのである[8]。その際の校出田のリストが天平宝字7年（763）の山田郡弘福寺田内校出田注文[9]であると判断される。この校出田の所在地と山田郡田図の記載内容を対比してみると、弘福寺田が区

画の全域に相当する1町を占めていた場合には誤収が発生しておらず、寺田が1町未満の区画においてのみ誤認・誤収が発生していることが知られる。このような状況が出現した理由の一つは、現地において輸租田と不輸租の畠等を識別するのが困難であったことに由来することもすでに指摘した。要するに校田使は、各区画ごとに対応する耕地の所在確認を行い、基本的に寺田面積を越える分を収公したものとみられる。

山田郡田図南地区について、改めて検討を加えたい。第2表のように天平7年の山田郡田図に表現された区画は11であり、そのうちの5区画について誤認・誤収が発生している。同表に示したように、その対象となった5区画のうちの、8-9-31、8-10-4・9、9-4-36の各区画では、明らかに寺田となっている輸租田は1町未満であり、寺田以外の分を収公するという原則で処理した結果とみることが可能である。残りの9-5-1についても、前述のように寺田が261束代あるいは411束代であった可能性があり、とすればやはり1町未満である。

一方、誤収の対象とはならなかった6区画については、第2表のように2区画が明らかに1町全域が寺田ないし輸租田であり、他の4区画についても同様である可能性が高く、少なくともそうではなかった可能性を指摘する根拠がない。ただし、このうちの8-10-18の区画には、前述のように寺田以外の部分を含んでいた可能性がある。しかしその場合も、国家管理のもとでの田であり、畠など不輸祖地でなかったことは無彩色であることからも明らかである。

以上のように、天平宝字5～7年の校田・班田・寺田再編入という事態の過程においても、9-5-1の区画は、その南の9-4-36という区画とともに区画自体が1町未満でしかなかったとみられることになる。

ただしこの場合、校田・収公の過程において、次のような操作ないし認識が存在した可能性がある。9-5-1の区画では寺田411束代ないし261束代、すなわち約8段72歩ないし5段79歩の耕地は寺田・輸租田として認められているが、それを越える耕地が所在したので、その1段170歩を収公した。この際の耕地の所在確認は恐らく東側から順に行われ、 8条と 9条の境界線を検出ないし設定し、それを基準としたものと推定される。西側の香川郡の状況との整合性を考慮するとすれば別の形となった可能性があるので、この際には西側の郡界線の存在が十分考慮されずに一区画＝1町という原則だけが認識さ

所在地	山田郡田図		校出田注文	
条－里－坪	田	その他	小字地名的名称	面積
8－ 9－31	津田 147束代	（彩色）	池田	1段 160歩
8－10－ 4	津田（ 400束代）	壟100束（彩色）	池辺田	140歩
5	津田・今墾			
6	津田・今墾			
7	津田 一町			
8	津田 一町			
9	津田 150束代	今墾 □（彩色）	池口田	4段 90歩
17	?			
18	□ 50束代	（時除150・未給）		
9－ 4－36	津田西口 140束代	（彩色）	津田	3段 40歩
9－ 5－ 1	津田・今墾		長田	1段 170歩

第２表　山田郡田図南地区の記載と天平宝字7年校出田

れていたとみられる。

さらにこれに関連する検討を続ける必要があるが、条里プランをめぐる確認作業をした上で、この論点に戻りたい。その前に山田郡田図の表現内容についてもう一点検討しておきたい。

(2)「壟」について

山田郡田図南地区における各種の表現の中に、「壟百代」という、意味不明のものがある。「百代」という表現も他の面積の表現と異なっており、「壟」という文字表現も、管見の限り8世紀の他の資料にはみられない。前述のように、この「壟」の部分は、「畠」などと同様に茶褐色に彩色されている。山田郡田図では、すでに言及したように租稲を負担する田が無彩で表現され、「畠」ないし「畠数」に算入されている地目及び「家」などの不輸租の土地が彩色して表現されている。従って、「壟」とは少なくとも不輸租の土地であり、しかも「畠」等に付記されている「直米」が記されていないことからすれば、弘福寺の側から見ても非生産地であったと見るべきであろう。山田郡田図中でここだけが「束代」という収穫にかかわる表現ではなく、単に「代」という表現であることも、この点に関連する可能性がある。「壟」の字義は、塚・畦などや土地の小高いところを示すが、8世紀の地目・地種や他の史料には見えない表現である。

後世の例になるが、文治5年（1189）の摂津国垂水西牧榎坂郷田畠取状[10]には、この表現が頻出する。同田畠取状には、「壟」の文字で表現された地目が合計すると条里プランの63ヵ坪に記され、83筆に達する。このうち、単に「壟」と記されているものは57筆であり、他は「屋敷壟・堤壟・壟川・溝壟・壟溝・荒壟・壟荒・壟溝荒」といった記載である。これらの各地筆面積は最小10歩から最大2段まで様々であるが、ほとんどが数10歩の小面積である。

明治以後の地籍図では、これらの各種「壟」の所在地には、その痕跡とされる地筆界・土地利用を検出することができない。しかし、同田畠取状において、「壟」は「田・畠・川・堤」および現作を示す「乍」とは明瞭に区別して使用されているのに、「荒」とは混同して使用されている例がいくつか存在することに注目したい。このような状況からすれば、この「壟」とは、土の小高いところやその斜面を意味する地目であったようであるが、少なくとも耕作されている部分ではなく、耕地中に介在する荒地に準じた部分であったと理解すべきであろう[11]。

一方、古代荘園図中には「垣」ないし「垣」という文字で表現された部分が散見することに注意を払いたい。その例は次の如くである。

① 神護景雲元年（767）越中国射水郡須加村墾田地図[12]には「七条世伎里」の「一行二被田九段二百卌歩」、「三行二被田七段」の2つの区画に「垣」が記されている。前者は「泉」と記された溝ないし水流の発生点付近、後者は「大溝」が通過する区画である。天平宝字3年の須加開田地図では、「泉水」・「溝」の位置関係は同様であるが、両区画にはそれぞれ、「一行二被田一町」、「三行二被田八段百歩」が記されているのみである。ただし、後者の北側の区画には「溝」沿いに「社」が記入されていることに注意しておきたい。

②神護景雲元年越中国射水郡鹿田村墾田地図には、「十五条長田里一行二小家田九段百廿歩」が記載された区画に「垣」が記入されている。その位置は、「百姓口分」との境界線の内側すなわち東大寺領側であり、この場合も溝と推定される表現の発生点付近である。しかも、同図中の「榛村并神社」部名と同様に朱色で彩色されている。

③天平宝字3年越中国射水郡鳴戸開田地図には、「十二条沢浴里一行五」に、「小蒲田六段、野一段」とともに「垣二」が記入されている。神護景雲元年の同郡鳴戸村墾田地図では、天平宝字3年図と同じ「十二条沢谷里一行五」に「蒲田六段」の他「垣」の文字3カ所が記入されている。このほかにも「垣」

の文字ないし「垣」の記入は多く、次の如くである。

「十二条葦原里六行五蒲田七段、野一段、墓一、垣二□」

「十二条沢谷里一行六蒲田六段九十歩、垣（溝沿い、前述の一行五も溝に近い）小蒲田五段、垣（他に「百姓口分」、東南に溝あり」

以上のような状況からすれば、次のような指摘が可能となる。ⓐ「垣」と「垣」は同一の対象である。ⓑこれらは面積からみた場合、120歩から3段の余地に存在し得たもので、それほど巨大ではない。ⓒ個数で示したり、同一区画内に三カ所も記入している例からして、一つ一つが孤立した存在として把握されている。[13] ⓓ川・溝・泉などに近い位置に立地している。ⓔ「榛村并神社と同一の彩色例があるところから、景観上ないし土地利用上の一定の共通性が想定される。ⓕ田・野・墓とは区別されていることから、耕地ではなく、また単なる野でもない。

これらに共通する特徴は、ⓑ・ⓒ・ⓕから他と区別される 一まとまりの事象であり、それがⓓのように水源・泉・川沿いなどであるとすれば、ⓔと共にそこに形成される樹木群の存在が想定される。「垣」をこのように泉や川沿いの「湧水地とそれに伴う局部的な植生によって形成される一群の樹木群」と想定すれば[14]、その性格は「壟」にそのまま置き換えても矛盾しない。

前述のように「壟」の文字が小高い高まりを意味することからすれば、必ずしもその成因が土によらず樹木という植生に由来したとしても異とするには当たらない。山田郡田図が描く高松平野では、出水と称される湧水点が各所に点在し、用水路の水源として重要な役割を果たしてきた。特に山田郡田図南地区の比定地の場合、その西南付近にある平井出水は、そこに鎮座する桜木神社の杜によって、まさしく孤立した小高い景観上のまとまりとして認識される。

ここでは、平井出水・桜木神社のような景観が「壟」の表現内容と適合的であることをまず確認しておきたい。さらに推測を重ねるとすれば「壟」の文字の略字が「垣」であり、両者が、本来同一の対象を表現していた可能性も指摘し得よう[15]。

3．山田・香川郡境と条里プラン

(1) 地表の地割形態による検討

郡界線と条里プランとの対応の概要についてはすでに述べたが、さらに詳細に検討すると第3表のようになる[16]。

山田郡東端の三木・山田郡境は N11°Eの方向を示し、山田郡1条～4条の方格の南北線はほぼこれと等しい方位となっている。その西側の5～8条付近一帯では、これよりやや西寄りのN10°E程度の方位となっている。一方山田郡西端の山田・香川郡界はほぼN 9°Eの方位であり、その西側の香川郡1～5条付近もほぼこれに等しい方位となっている。

三木・山田郡堺	11.0度
山田郡１・２条堺	11.0
２・３	11.5
３・４	11.0
４・５	(不明確)
５・６	10.5
７・８	10.0
８・９	10.0
山田・香川郡堺	9.0
香川郡１・２条堺	9.0
２・３	(不明確)
４・５	9.5

第３表　高松平野における条里プランの方位

(東傾斜角度)

(香川県国土基本図　1：2500　昭和46年による)

以上のことを換言すると、山田郡東半の春日川以東ではN11°Eの方位が、西半の同川以西ではN10°Eの方位が一般的であり、香川郡の御坊川（香東川の旧河道）以東付近では、N 9°Eの方位が卓越していることになる。この単位で全体に少しずつ方位が異なっていることになる。ただし、さらに細かくみればそれぞれの単位の内部に数多くの齟齬を

含み、小条里地割区とでも称し得る小単位の集合であるという一般的にみられる状況は、山田郡・香川郡付近においても同様である[17]。

さらに第4表によって、このような条里プランの南北方格線間の東西距離[18]をみると、次のような状況が判明する。山田郡では東西の1条分の幅が650～683mとなっており、1坊（坪）分に換算すると、108.3～113.8mとなるが、いずれの場合も条の界線に相当する径溝は厳密な直線ではなく、多少の湾曲をしているために場所によってその差が大きい。ところが、各条の7・8里界、すなわち南海道沿いで1～6条の平均値を取ると1条幅が658.5m、1坊（坪）の幅が109.8mとなる。7・8条ではこれより少し平均値が大きく、1～8条全体としては1坊（坪）分はほぼ110m程度となる。

第3表で示したように、春日川東岸付近の3・4条付近ではほぼN11°E、西側ではN10°E程度の方位を示しているが、まさしくその中間の4・5条は、11・12里付近では1条分の東西幅が約683mと著しく広くなっていることが知られる。つまり、4・5条付近が北へ行くほど若干広がった形状となっていることを示す。

一方香川郡東部では、第4表のように、1～4条一帯の1条分の幅は約645～670m、1坊分に換算して107.5～117mとなっている。

ここでも、個々の湾曲分を除くために1～3条間の15・16里界線上の平均値を求めると、1条分655m、1坊分109.2mと算出される。香川郡東部の方が一般値に近似し、山田郡の平均値より方格の一辺が1m程度小さいことになる。香川郡1条の東西幅は、前述のような山田・香川郡界を1条東辺とした計測であるから、香川郡東部付近の条里プランは全体としてこの郡界線を基準として成立しているとみなし得ることになる。この点は冒頭で指摘した問題点の第2点に直接関連することになる。

山田郡	1・2条7・8里界	665m
	〃 8・9里界	658m
	3条7・8里界	650m
	〃 9・10里界	665m
	4・5条11・12里界	683m
	4～6条7・8里界	657m
	5・6条11・12里界	657m
	7条 8里中央部	665m
	〃 11・12里界	655m
	8条 10里中央部	665m
	〃 11・12里界	665m
香川郡	1条 13里中央部	665m
	〃 15・16里界	655m
	〃 17・18里界	655m
	2条15・16里界	665m
	〃 17・18里界	650m
	3条15・16里界	645m
	〃 16・17里界	660m
	4条 15里中央部	655m
	1～3条15・16里界平均	655m

第4表　山田郡および香川郡東部の1条分の東西幅

山田郡田図南地区比定地付近の地割形態を検討しておきたい。第23図のように、山田・香川郡界を直線Fとして表現した場合、その西側のA～Eの径溝が坊（坪）の境界線に相当することになる。図の範囲では、A・B・C・Dの北部、およびEの南部が比較的明瞭である。東西方向のL～Sの方格に相当する径溝も一部を除けば比較的容易に確認することができる。C・Dの南部、Eの北部の方格が不明瞭となっている理由は、前者の中間に桜木神社の参道があり、後者が下池南部のやや微高で高燥な土地であることに求められる可能性が高い。前者は参道がその東西の小径の機能を吸収し、後者は開拓が遅れた場所で条里プランに関わる地割がもともと施行されていなかったと考え得るからである。つまり、香川郡の第23図付近につい

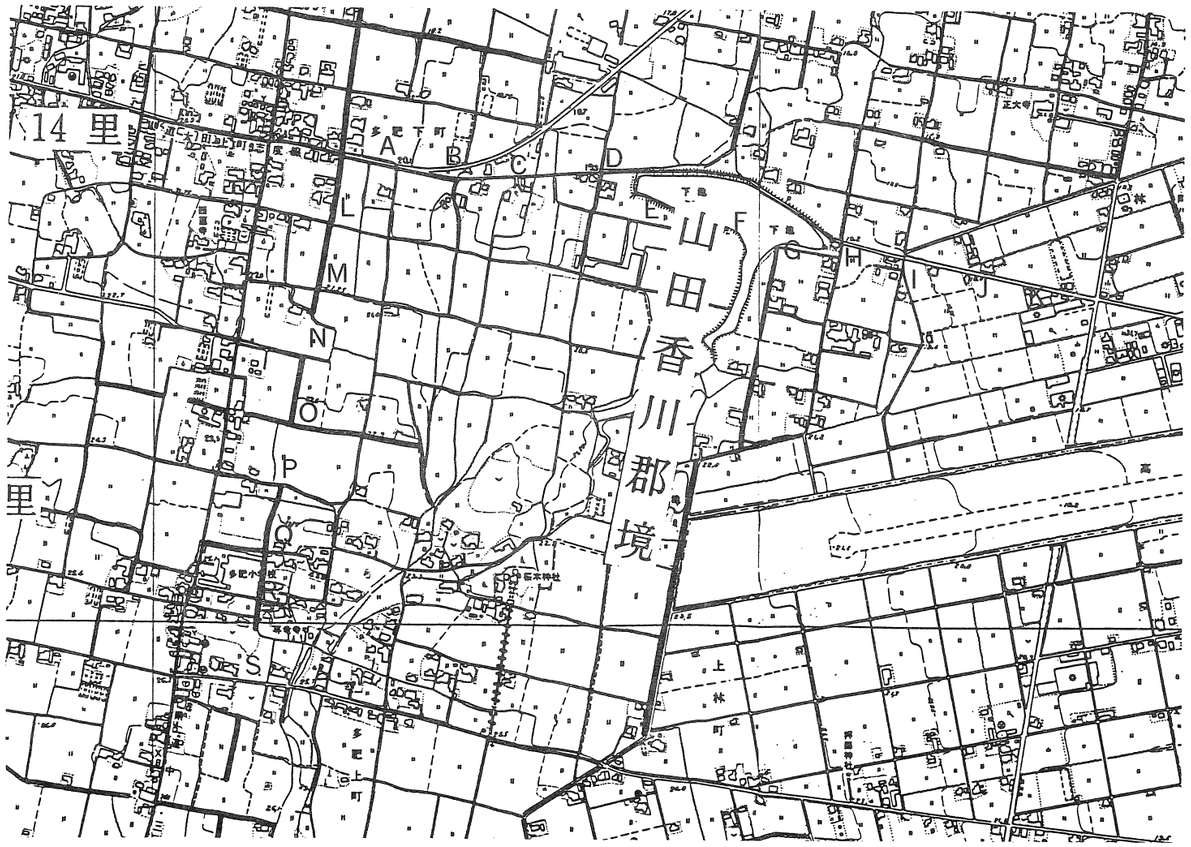

第23図　山田郡田図南地区比定地付近の地割形態、

（A（左上）図：1:2500×$\frac{1}{2}$（5000分の1）
B（右下）図：1:5000×$\frac{1}{2}$（10000分の1）図を基本とする条里地割分布図）

ても、先に全体的に行った検討結果と同様に、条里地割はFの郡界線と調和しており、この郡界線は条里プランの確定段階まで遡る可能性が高いことになる。

さらに、Fの郡界線東側の山田郡部分をみておきたい。8条と9条の界線に相当するのがGであり、その東のH・I・J・Kの坊界線のいずれもが比較的明瞭に確認され、東西方向のL・M・Nについても同様である。同図東南部の旧高松空港敷地部分では、この条里地割の延長部分を地表で確認することはできないが、方格の形状については、北側残存部分を根拠として推論を展開することが可能である。

しかも、この点については、文化15年（1818）の山田郡下林村順道図絵[19]によって確認することができる。同図によれば、旧下林村に属する第23図O線以北の部分については、旧空港敷地部分についても、その北側一帯と同様の方格地割が展開していたことが知られるからである。

とすれば、第23図G線以東の山田郡8条の部分では、方格のサイズが一辺約110mという標準よりやや広い条里地割が展開し、9条の坊一列分の東西幅は、相当狭いことになる。その幅は、L線上で約87m、N線上で約78mであるから、この付近での坊の面積は7段強～8段弱程度でしかなかったことになる。

山田郡の東半部と西半部における約1度程度の方位差による面積の違いは、春日川付近の同郡4・5条一帯で全体的に吸収されており、特定の部分に大きな差異としては集中していない。ところが山田郡西部と香川郡東部の約1度の方位差は、ほとんどが山田郡8・9条の界線と山田・香川郡界の部分に集中しており、山田郡田図北地区比定地付近ではほとんど目立たないが、南地区比定地付近では、以上のように地表の地割形態の狭さとして現出している。

(2)　条里プランに関わる地下遺構

高松市林町浴・長池Ⅱ遺跡で検出されたSD01・SD02の 2本の南北溝は、現地表における山田・香川郡界の直下およびそのすぐ東側に位置する。検出されたのは、溝幅0.6～0.7m、深さ0.1～0.15mの平行溝であり、相互の距離は約7mである。時期は不明であるが、古代～中世頃と推定され、郡界線に関わるものと推定される。なお、このSD01の東約103mには、やはり時期不明であるがやや新しい時期に存続した南北溝SD46が検出されている[20]。

この東側に位置する高松市林町浴・長池遺跡でも、2本の南北溝が検出されている。西側のSD01と東側のSD02はいずれも幅約20cm、深さ約5cmの溝であり、両者の溝は約6.2mである。時期は7～9世紀頃の幅で推定されている[21]。

浴・長池Ⅱ遺跡のSD01・02は山田郡9条7里12坊西辺の郡界線に、浴・長池遺跡SD01・02道路は8条12里7・8坊界の東側に相当することになる。最西端のSD01と東端のSD02間が約223m、相互の2本の溝の中心間距離が約217mであり、いずれも地表の径溝から少しずれているが、古代ないし中世頃の状況を示しているものと考えられる。地下遺構の時期における方格パターンも約109～110m程度の間隔であり、この付近の地表の地割形態基本的な違いがなかったと判断してよいであろう。

さらに東方の高松市林町浴・松ノ木遺跡においても、12世紀ごろの溝SD01を検出している。溝幅は1.7～2.8m、深さは0.26～0.37mで、浴・長池および浴・長池Ⅱ遺跡のSD01・02よりは規模が大きい。山田郡8条12里10・11坊界の東側に相当し、浴・長池ⅡのSD01・02の中心の東約576m、浴・長池のSD01・02の中心の東約358mに位置する[22]。

現在の地表の道と溝はさらにこの東側にあることからすれば、この12世紀ごろの径溝は、110m程度の方格を基準とした位置と現地表の径溝との中間に位置することになる。

これらの西北方の高松市松縄町の松縄下所遺跡では、幅約1m、深さ20～40cmの2本の平行溝が南北

200m以上にわたって検出されており、出土遺物によって7世紀中ごろから8世紀後半ごろの時期と推定されている。 2本の溝の心々距離は3～4mであり、やや狭いが道路遺構である可能性がある[23]。ただし、その位置は、平野中の微高地部分に相当し、両側の側溝からは、その外側へと水を導く形で溝が直交状に派出しており、主要機能が用水路であった可能性もあろう。

この松縄下所遺跡の南北溝の中心軸は、現在の香川郡1条17里21・22坪界の西約12mであり、山田・香川郡界とほぼ同一の方位で、その西約332mの位置である。香川郡東部の地表の条里地割が109m程度の方格になっていることを先に確認したが、これはむしろ山田郡に卓越する110m程度の方格の延長状況に近い。ただし、山田・香川郡界がN10°EとN9°Eの転換基準になっているとみられることは前述の如くであり、このような転換が山田郡4・5条付近で北に若干広がった方格となっていることと類似の状況を推定することも、作業過程としては必要であろう。一方、松縄下所遺跡の南北溝は、本来条里プランと完全には配置が合致していなかった可能性もある。この点は溝の掘削時期と郡界・条里プランの規定時期との関連においてさらに検討を要することになる。

旧空港跡地遺跡においても多数の溝遺構が検出されており、鎌倉・室町時代ごろの遺構では、SD54、SD46、SD08などの南北溝が条里プランの方格線にほぼ合致し、東西溝でもSD18などが同様である[24]。このほか空港跡地ＪＡ支所遺跡、日暮松林遺跡、蛙股遺跡、正箱遺跡などでも溝跡が検出されているが[25]、総じて時代が新しいものほど地表の地割形態に合致する度合いが高く、古い時期のものほどそれとの齟齬が大きい傾向がある。

現在のところ、地下遺構の状況から知られるのは以上のような状況である。8世紀ごろの遺構が地表で復原・推定される条里プランの方格と完全には一致せず、中世～近世ごろの相対的に新しいものほど一致の程度が高くなるという傾向については、次のような理解が最も妥当であろう。すなわち、8世紀ごろから近世ごろに至るまで、全体として整然とした条里プランに合わせた地割形態への指向性が作用しており、次第に条里地割の形状が整い、施工密度が高くなったものと推定され、例えば8世紀ごろとその後のある時期における変革といったような不連続を想定し得るような状況は検出されていない。また、このような漸移的過程においては、土地利用の集約化の過程に対応した地割形態を維持するためにも多様な人工的な営力が作用したことも確実である[26]。

ここではさらに、冒頭に指摘した②の問題に関連して、山田・香川郡界もまた、少なくとも8世紀の段階から、近世・近代の郡界から推定されるN9°Eの直線であったと考えられることを再確認しておきたい。

4．　山田郡田図南地区の表現と現地との対応関係

（1）　山田郡田図南地区の現地比定

山田郡田図そのものの検討によって、先に、南地区の西端の区画、すなわち9条に属する坊1列分が1町未満であった可能性を指摘し得た。9条5里1坊相当部分の面積が、261束代ないし411束代であった可能性である。特に、校班田の際に誤収・誤給され、後に改めて寺田に戻された田の分布状況からしても、9条5里1坊が1町未満であったとみられることも注目を要する点であった。

一方、条里プランと郡界線の検討によって、山田・香川郡界が8世紀頃から、先に述べたような直線を基本としていたこと、香川郡界西側の条里プランがそれを基準としていたことが判明した。山田郡西部の条里プランもまた、8条分までが一辺110m程度の整然とした方格であり、9条分のみが、南側で狭いことも再確認し得たところである。9条5里1坊北辺に相当する第4図Ｎ線付近では、その東西幅が約78m、その一坊分北側が約87mであったことも前述の如くである。

以上の結果は、次のように換算・換言し得る。①山田郡田図では、9条5里1坊相当部分の面積が、約5段79歩ないし8段79歩程度であった可能性がある。②誤収・誤給・再寺田化された面積が1段170歩程度であったという過程からすれば、同坊の寺田面積は、最大約8段190歩程度であった可能性が高い。③復原された郡界・条里プランからすれば、この付近の9条の1坊分の面積は7段強～8段弱程度である。

このような結果は、山田郡田図南地区に表現された西辺部分の区画が標準的な東西幅よりやや短く、面積が8段程度という結果に結びつくことになろう。③の数値と①の数値が厳密には合致しない点については、条里プラン・郡界の復原自体が2500分の1図上で行われており、図上での数㎜程度の径溝の湾曲が、面積にすれば1段近い差異をもたらすことによると見るべきであろう。

また、8条10里18坊相当部分の150束代の田の扱いが不明であるから、9条5里1坊相当部分の寺田の合計が5段79歩程度であったのか、8段79歩程度であったのかは不明である。しかし、9条5里1坊部分が現実には7～8段の面積であったとみるべき点からすれば、山田郡田図に示す寺田が5段強であれば、他に別の地目の面積が記入され、彩色されている可能性が高いとみるべきであろう。山田郡田図では無彩色で今墾を含む田のみが記載されている状況は確実であるから、記されていた寺田は約8段79歩、つまり411束代であった可能性が高い。

以上の検討からすれば、山田郡田図南地区の土地利用は第24図のような状況であったと推定されることになる[27]。南端と東端に田以外の地目が分布する他は、ほぼ全面が「今墾」等を含む田であったことになる。ただし、この「田」は、あくまで輸租の対象ないし、国家が耕地として把握・管理しているという点においての「田」であり、水田であったか否かは一応別の問題である[28]。

この山田郡田図の表現内容と山田・香川郡界および条里プランを以上のように確定することによって、同図南地区は第6図Ａ－Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ－Ｆ－Ｇ－Ｈ－Ｉ－Ｊのように比定することになる。この比定自体は、郡界および山田郡9条部分を別とすれば、従来の推定と全く同じであるが、新たな考古学資料をも含め、具体的な状況を検討しておきたい。

（２）　山田郡田図南地区比定地の状況

旧空港跡地の西、すなわち旧香川郡側には、現在分ヶ池と称する溜池が存在しているが、これはかつての「池台（代）池」の一部に相当し、旧池敷は第25図に示したように東へ広く及んでいた。池台池は西・北・東の三方に築堤して湛水した浅い溜池である。南側は第18図の標高22メートルの等高線付近であり、前述の順道絵図の表現によれば堤防は存在していなかった。池台池西北隅に竹ユル、東北隅に底ユル、その中間の北辺に上ユルとそれぞれ呼ばれる樋門があり、竹ユルは平井出水からの水と一緒に下池へ導かれ、他の2つは旧林村一帯の灌漑に供されていた[29]。

従って、第24図に示したような南辺部分の田、すなわち9-4-36，8-9-31の田はこの池敷部分に存在したと考えられる。この南側は微高地であるから堤防がなくても池敷とはならなかったところであるが、このことは微地形条件からして水田化が困難であったことをも示すとみてよい。山田郡田図に彩色痕がみられ、不輸租の土地であったとみられる部分が、この旧池敷の南側に相当することになる。

池台池の池敷北東部分を含む9-5-1，8-10-5・6・7・8・17・18の計7区画は基本的に全面が田として把握されていた。「今墾」なども含んではいたが、全体が輸租田であったことを意味する。

微地形的には、この一帯は平井出水－下池－長池と続く西側の旧河道と、第25図の8-10-4の区画付近から北東方へとのびる東側の旧河道との中間に位置する[30]が、前者はかなり下刻が進んで明瞭な谷状の地形となっているが、後者の方はほとんど凹地を形成してはいない。つまり、西側旧河道が下刻をうけて谷を形成した時期には、東側旧河道はすでに埋積を受けた後であり、谷を形成することがなかった結果であると考えられる可能性が高いことになる。両旧河道の中間部分は西南から東北にかけて緩

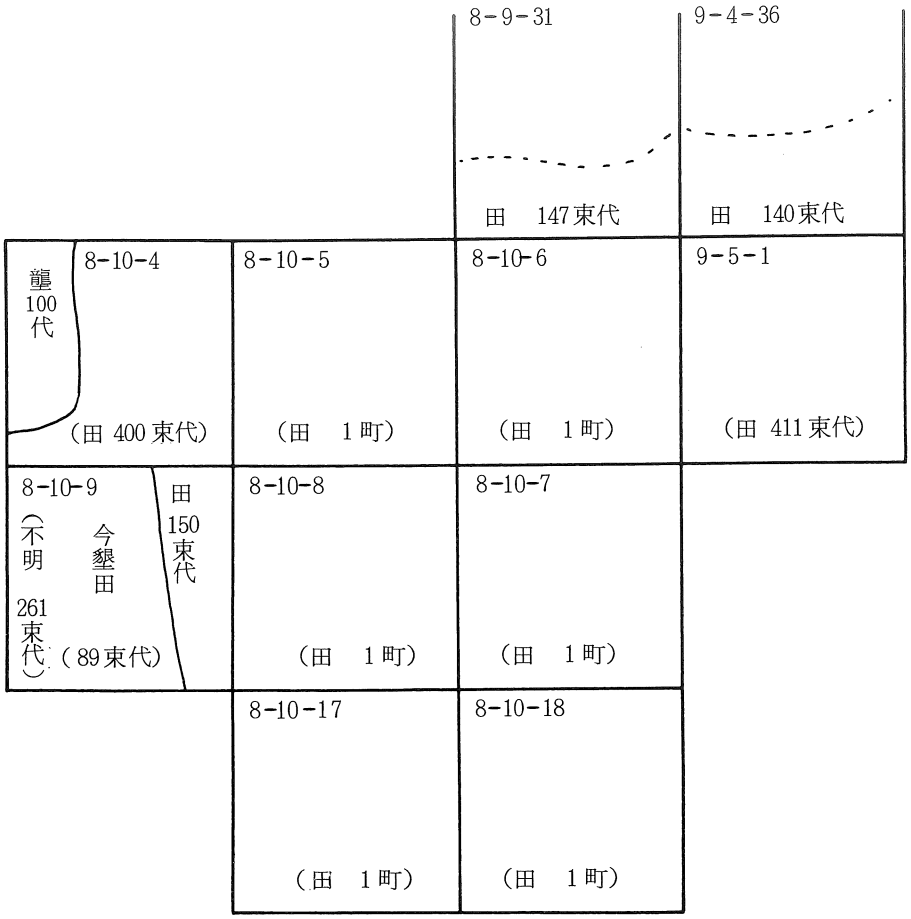

第24図　山田郡田図南地区の推定土地利用
（ただし　田のすべてが水田であるとは限らない）

やかに傾斜をする平坦な部分であり、西南ないし南からの小流によって灌漑が容易な部分でもある。従ってこの部分は、8世紀にすでに開発されていたと考えても無理はない。ただし、この判断の地形的根拠について、もう少し検討を加えておきたい。

前述の池台池北東隅の底ユルの東に「久保」、さらにその北北東にかつて鎮座した岩田神社の西側の「北の浴・東南の谷」といった小字地名の存在と、底を流下する底ユルからの池水の流路から、石上英一はここに小さな谷状地形が存在したと推定した[31]。

一方、旧空港跡地の平成3年度の発掘調査により、I-8区とされた調査区の中央部付近において、南西から北東に向かう弥生時代前期ごろの旧河道が検出され、その埋積の後に形成された水田跡が確認された[32]。第25図のように、水田の形状や分布は旧河道に規制されており、水田は短辺が7～8mで長辺が南西－北東方向となっていた。水田造成の時期は明らかではないが、古墳時代後期以後であり、平安時代には埋積されていたとみられる。この旧河道は、前述の東側のそれに相当し、古墳時代後期までに埋積されていたことが知られ、地表でもほとんど明瞭な凹地を形成していないことも前述の如くである。石上が指摘した小さな谷状地形とは、近世に存在したこの旧河道の痕跡であることになる。少なくとも近世においては、その位置が用水路として機能していたことになる。

池台池は、この旧河道状の小流を取り込む形で築造されたものであり、この意味ではすでに石上の

第25図　山田郡田図南地区比定地付近の各種遺構と地形条件（縮尺　約１／3000）

指摘にあるように、小さな浅い谷状地形を塞き止める形である。ところが、同時に指摘されているように、池台池の主要な水源は、平井出水から取水されるものであり、取水口は南西隅に存在する。つまり、池台池は、立地の上からいえば凹地を塞きとめて湛水する谷池との共通点を有しているが、主たる性格は、用水の一時的湛水とその合理的な配水のために築造される皿池としての機能を有していることになる。皿池は一般に、舌状に張り出した微高地の先端において四周に築堤して造成し、そこへ導いた用水を湛水した上で、三方のやや低い部分の灌漑に供するものであり、いわば上水道の給水塔的役割を果たすものである[33]。池台池は三方堤の形状であり、典型的な四方堤の皿池とは若干異なるが、南西から北東へと緩やかに張り出した微高地の先端に立地し、西方の平井出水からの水を湛水した上で北東側の灌漑に供したのであり、まさしく皿池としての機能を果たしていることになる。奈良盆地の皿池がそうであるように、池台池の築造もまた、付近の土地利用の安定化・集約化の過程と関わるものであろう。つまり、広大な耕地を池敷として潰しても溜池が必要であったという土地利用状況に対応したものであり、基本的に新たな開拓などと関わるものではないとみるべきである。

しかも池台池が、立地上は石上の指摘する小さな浅い谷状の地形を基礎とし、発掘調査でも確認された旧河道に関わる流路を利用しているという事実は、もともとここに灌漑に利用されていた水流が存在していたとみるべきであろう。先に、山田郡田図南地区の田のみからなるつまり無彩の7区画の比定地部分が、比較的灌漑の容易な条件下にあり、8世紀にすでに既開拓であったと考えて無理がないと推定した地形環境は、まさしくこの点にかかわる。この部分は、もともと容易に用水を確保し得る条件下にあり、8世紀段階ですでに耕地化されていたと考えて無理がない。その後の海水準変動や段丘形成といった環境変化[34]への対応ないし土地利用の安定化・集約化を図るために、既耕地の一部を池敷として補助的な溜池である池台池を築造したと考えられることになろう。

これらの計7区画がすべて「田」であったのに対し、東端の8-10-4・9の2区画には、「田」も所在したが、他に「壟」・「今墾□」などの非耕地ないし不輸租地が存在していた。この両区画は、前述のように古墳時代後期までに埋積した旧河道が存在した部分でもあった。旧河道の埋積後、その一部に水田が造成されていたことは確認されているが、これに続く北側の8-10-9の区画東辺では第18図に示すように現地表の表土の直下に礫層からなる旧河道の堆積物があり[35]、8世紀ごろに耕地化されたとは考え難い状況にある。この部分を含む8-10-9の区画の中央部から東側が、山田郡田図で彩色された不輸租の土地に相当するとみてよいであろう。

この南の8-10-4の区画では、平安時代ごろに埋積されたとみられる水田跡が存在したことはすでに確認されている。その南への広がりは不明であるが、同区画のすぐ南側では弥生時代末～古墳時代初頭頃の方形周溝墓群が検出されている[36]。従って、8-10-4の区画の東南隅付近もそれに近い微高地ないし、平井出水のような旧河道に関わる水源地（出水）の所在が想定しうる。ここに「壟」と記されるように非耕地で、樹木類を伴う地点が存在した可能性を認めてよいと思われる。

以上のように考えるとすれば、現在までの考古学的知見は、山田郡田図南地区の現地比定に適合的であると判断されることになる。旧空港跡地の発掘調査を担当した大山真充は、「肯定するデータも否定するデータも考古学的には得られていない」としている[37]が、むしろ肯定的データが得られ始めていると判断すべきであろう。

今後の課題の一つは、以上の推定に関わるさらに具体的なデータの収集と、変化の過程を詳細に明らかにすることにある。

註

1)　金田章裕『古代日本の景観』吉川弘文館　1993年、16～20頁
2)　金田章裕「条里と村落生活」、香川県編『香川県史　1　原始・古代』四国新聞社1988年
金田章裕「高松平野条里分布図」、『讃岐国弘福寺領の調査』高松市教育委員会1992年、付図
金田、前掲1)
3)　金田、前掲2) および1) 、59～65頁
4)　山田郡田図の釈文および観察結果については特に言及・注記しない限り、石上英一「弘福寺領山田郡田図の史料学的分析」、『讃岐国弘福寺領の調査』高松市教育委員会　1992年、による。
5)　金田、前掲1)　94～131頁
金田章裕「奈良時代の土地管理と小字地名的名称」、『史林』78-3、1995年
6)　ほかに、区画内が損滅している8-10-17に他の地目が存在した可能性がある。
なお、石上（前掲4)）は、9-5-1の区画の最大可能値を1町としている。この最大可能値はその通りであるが、要するに不足分がどこに所在したか、という推定の問題となる。
7)　金田、前掲1)　9～11、100～104、256～257頁
8)　『続日本紀』天平宝字 4年正月11日条、天平宝字年間山田郡司牒案（『図録東寺百合文書』京都府立総合資料館　1970年、21号文書）
9)　『大日本古文書（編年）』5、450～461頁
10)　『鎌倉遺文』1-376・377
11)　金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』大明堂、1985年、310～311頁
12)　『大日本古文書』東大寺文書之四、以下いわゆる東大寺開田地図については、すべて同書の釈文による。
13)　鳴戸村図の参考図には「垣」を「椅」と記した例があり、孤立した存在であるという推定と矛盾しない。
14)　吉川敏子「射水郡開田地図」、金田・石上・鎌田・栄原編『日本古代荘園図』東大出版会、1996年刊行予定
15)　「垣」が「壟」の土と龍のつくりの略字である可能性を提起しておきたい。
16)　第2表および本文の方位は、全て昭和46年1:5000香川県国土基本図（国際航業株式会社製、香川県刊）による。計測は里界線が連続的に検出される部分を直線とみなして、その方位を求めたものである。
17) 金田、前掲11)、196～204頁
金田、前掲2)　および「山田郡条里と山田郡田図」、『讃岐国弘福寺領の調査』
18)　昭和56年測量、高松市1:2500図（アジア航測株式会社製）
藤井雄三「地名調査について」高松市教育委員会『高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査概報』1987年
19)　石上英一「弘福寺領讃岐国山田郡田図の分析(3)高松市教育委員会『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報』Ⅲ、1987年
20)　高松市教育委員会編『浴・長池Ⅱ遺跡（高松市埋蔵文化財調査報告24）』1994年、70～71頁
21)　高松市教育委員会編『浴・長池遺跡（高松市埋蔵文化財調査報告21）』1993年、138頁
22)　高松市教育委員会編『浴・松ノ木遺跡（高松市埋蔵文化財調査報告23）』1994年、89頁
23)　山本英之「高松平野の条里遺構」『条里制研究』8、1992年
24)　香川県教育委員会『空港跡地遺跡発掘調査概報』平成3年度、平成4年度、平成5年度、1992年、1993年、1994年
25)　香川県文化財研究会『正箱遺跡・薬王寺遺跡』1994年、SD11・12・19などの南北溝が奈良時代頃から平安時代のものとされるが、条里プランの方格とは20m以上ずれがあり、（69～76、120～122）、また同時に検出されている建物跡との関連を検討する必要がある。
26)　金田章裕『微地形と中世村落』吉川弘文館　1993年、246～250頁
27)　この推定は、9条分の理解を別とすれば、すでに石上（前掲4)）の資料分析の結果に等しい。石上は、旧郡界を少し西へ移して推定し、9条分の区画についても面積1町であったとする考えを基本としている。
28)　金田、前掲5)
29)　石上、前掲4)
30)　高橋　学「高松平野の地形環境」、高松市教育委員会編『讃岐国弘福寺領の調査』　1992年
31)　石上、前掲4)

32)　前掲24)、1992年、6・19頁および付図。
33)　金田、前掲1)、258～274頁
　　金田、前掲26)、131～147頁
34)　高橋、前掲30)
35)　平成6年度高松市山田郡田図関連調査による。本報告に該当報告がある。
36)　前掲24)、15～16頁
37)　大山真充「考古学と弘福寺領讃岐国山田郡田図」、『財団法人香川県埋蔵文化財調査センター研究紀要』1、1993年

第３節　弘福寺領山田郡田図比定地南地区周辺の発掘成果と旧地割の検討

山本　英之

1　はじめに

弘福寺領讃岐国山田郡田図は条里地割の一町方格が一辺約5cmの正方形に表現されていて、当時（天平7～735～年）すでに讃岐において条里制による土地区画が成立していたことを物語っている。一方、弘福寺領讃岐国山田郡田図南地区に現地比定されている旧高松空港北西部付近は、太平洋戦争末期の昭和19年の陸軍飛行場用地の接収と終戦後の接収地払下げに伴う耕地整理によって周辺部の条里地割とは異なった区画になっている。このため、この地点では田図の方格を現地に遺存する条里地割に重ね合わせる直接的な検討作業が不可能である。しかし、当該区域には田図と現代の土地区画ならびに土地利用の時間差を埋めるべき古地図2点、即ち『順道図絵』(1)と明治期の地籍図が現在に伝わり、断片的ながら古代と現代の土地割並びに土地利用の歴史的な変遷をうかがい知ることができる。また一方この区域内では、今現在、諸開発事業に起因する発掘調査が大規模に実施されつつあり、当時の土地環境に関わる考古学的知見がダイレクトに確認できる機会にも直面している。したがって、ここではこれらの発掘調査によって検出された遺構と順道図絵並びに地籍図に描かれる地物の対照作業を行い、当該地域の土地利用をできる限り古代に近い時期までまで遡及することによって、弘福寺田図作成当時の林地区の歴史的環境を復原しようとするものである。弘福寺領田図と順道図絵には時期になお1200年近くの隔たりがあるが、近年の高松市内一円の発掘調査の事例においても、土地利用のめまぐるしい変遷に比して、いわゆる条里地割の1町方格の枠組みは里道、用水路、地境などに踏襲されておもいのほか現在まで残っていることが知られている。これらの歴史景観が徹底的に破壊されるのは、まさに戦後の大規模開発を待ってのことなのである。このため、19世紀はじめの地割と土地利用の復原は山田郡田図の現地比定を進める資料として十分に有効であると思われる。

2　地図資料の概要

順道図絵とは、図絵冒頭凡例「諸事古順道帳を本拠として其末用を画／順道図絵と号す所の故なり」の一文（57頁に凡例全文）から、順道帳(2)の付図として作成された耕地絵図であると考えられる。順道帳とは検地帳に類した土地台帳で、これによって新たな所有者の変更、耕地面積の増減等を逐次的に把握するとともに、入会地・新田などの不輸租地を整理することによって藩財政の増収をもくろんだものである。

ここで用いる順道図絵は、昭和61年、今次の弘福寺調査事業の発端となった「高松市太田地区周辺遺跡詳細分布調査事業」による聞き取り調査の際に地元在住の河野敏文氏から所蔵史料の提示を受けたものである。奥付に文化15（1818）年寅三月の日付と作成者、政所大内市郎右衛門の署名をもち、旧上林・中林・下林・六条の四ヶ村を網羅している。

一方明治期の地籍図は、平成2年冬に「弘福寺領山田郡田図関係遺跡発掘調査事業」の一環として行った地元での聞き取り調査の際に、地元在住の宮井政夫氏（旧林村村長）から提示を受けたものである。「山田郡上林村字切図」10葉、「同郡下林村字切図」20葉、「同郡六条村字切図」13葉が残り、字毎に一葉の図副にまとめる。縮尺は1町を10cmに表現しているようである。「～上林村～」のみ明治21年作成、同24年調整の作年を記すがその他は作成時期の記述はない。本稿の対照作業に用いた図副は、「山田郡下林村字切図」20葉のうちの「第壱号字宮西切図」と「第弐号字松生切図」の2葉である。

文化十五年
山田郡下林村順道圖繪
寅
三月

中林下所
六条入
大熊入
下林中所
同下所
中林上所
中林中所
下林上所

凡例

一。諸事古順道帳を本拠として其末用を画故に順道圖絵と号
一。和尺壱寸を拾間の積たれとも凡の事なり
一。尚更井手道は分外なり
一。順道帳肩書東西南北全相違の所は当時の地面の見込を以て其与に・ふ
一。御検地全取違来り地主更居申分は先づ其分にしるす
一。南面すれは自然方角正し故に方角を記さず偶地続弐紙面に余り記かたき所は地理にて任せて記し方角相違の処は南の字をしるす
一。堺は大体井手道を以て別つといへども是又紙面の不統所は畦にて切其堺に朱を入る
一。一二三印は順道帳の筆順也但し壱町の中に再来る時は朱印を以てしるし三度来る時はいろはの青印を以て印四度来る時は十二支を以て印とす
一。永引當引は其土地に番附を埋み其筆は別に張出す
一。田方は黄紙に書畑方は赤紙に書社領引は金紙に書
一。黄は道の印又黄に破れ如此石目附たるは古墳又石塚石原のしるし
一。赤は神社佛閣のしるし
一。青は樹木有之印
一。空色は水の印
一。新開所の飛入は空色紙にて張出す
一。打附何反何畝と書たるは当時有畝凡目積也

右の通に御座候事にも無之凡眼をもって推量り指って相究併御除地の儀は有畝尺寸をも配り事故畦岸の曲直畝町の廣狭時々相更り間只図絵を著として其節処々当り尚正実を極メ且又地主持違来り居申分も往々売買有之時節に取直し得共弥分明の相被奉存以上

改所
大内市郎右衛門

文化十五寅年
三月

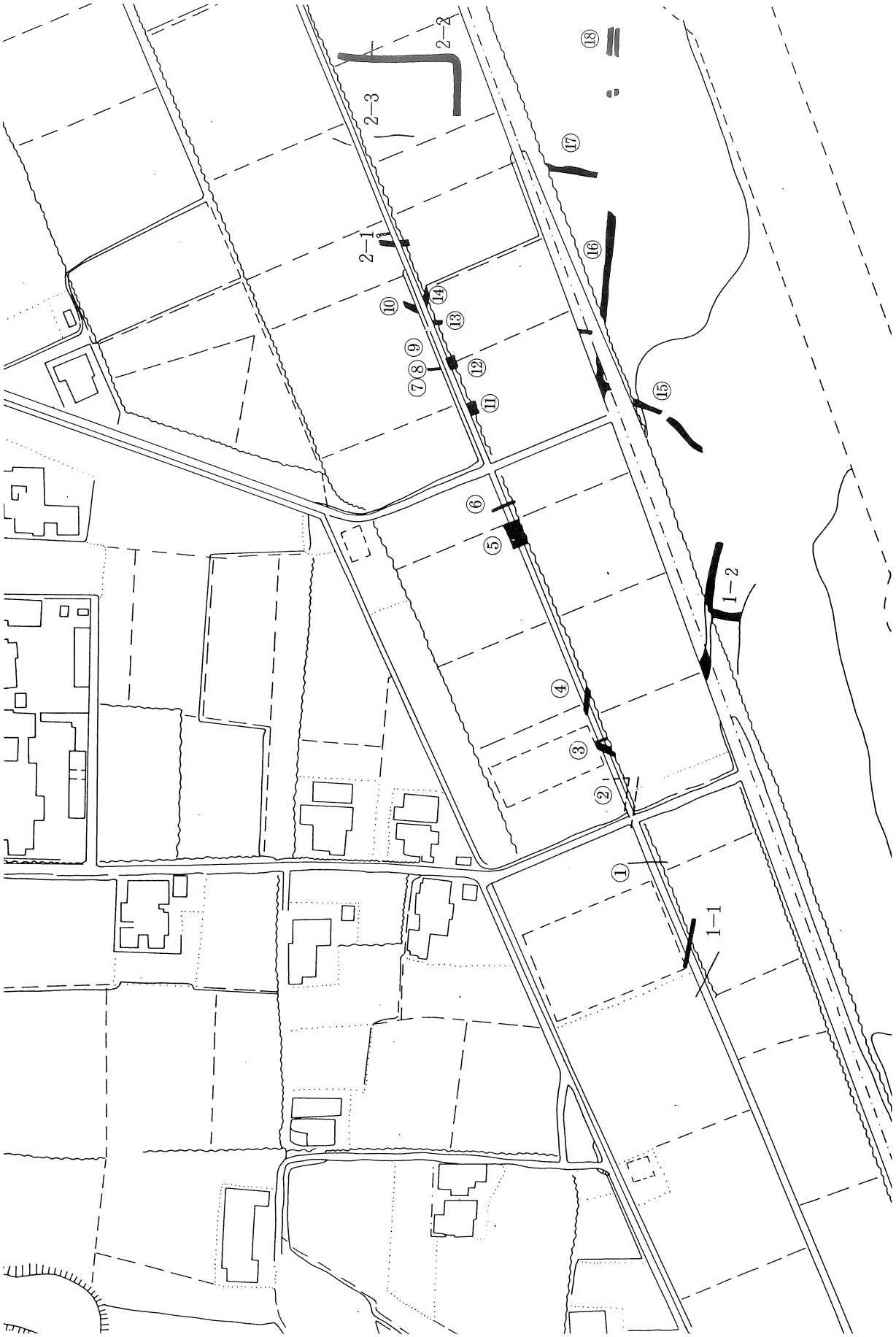

第26図　弘福寺領讃岐国山田郡田図南地区周辺の遺構配置図（縮尺は約2000分の１）

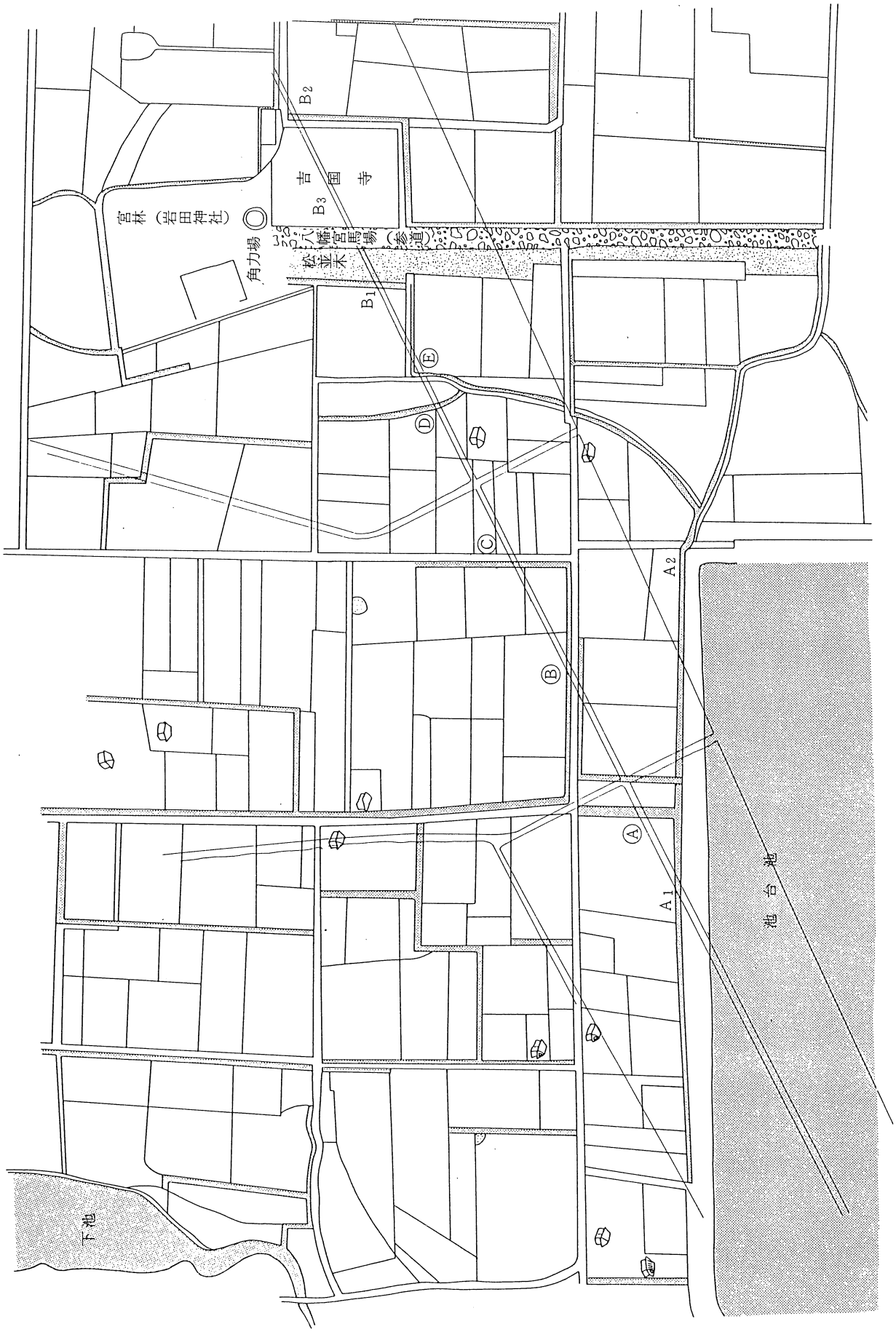

第27図　文化15年 山田郡下林村順道図絵（縮尺は約 2000分の 1 ）

3　地図資料による出土遺構の検討

最近の発掘調査によって、旧高松空港（空港跡地遺跡）および周辺部の遺跡の状況が明らかになりつつある。そのなかでも弘福寺領田図と関係が深いのは、旧滑走路の西半からその北側にかけての区域である。条里呼称によって表現すると山田郡8条10里4～10坪にあたり、このうち4～9坪が弘福寺領山田郡田図南地区に含まれている。この区域では、平成6年以降平成6年度弘福寺領田図調査事業調査区および一角遺跡、宮西・一角遺跡の3遺跡の調査が行われており、それらの概要については本書6～10･17～28頁に掲げたとおりである。また、平成3～5年にかけては（財）香川県埋蔵文化財調査センターが空港跡地遺跡において大規模な発掘調査を実施している。

これらの発掘調査で発掘された遺構は時期的にも広範にわたる。年代を追って列挙すれば、弥生時代前期の土坑、弥生時代前期から後期の旧河道（埋没が始まったのはおそらく後期）、この旧河道の埋没の過程で形成された弥生後期・平安時代ならびに近世以降の水田跡、7世紀末～8世紀の遺物包含層、中世末期ならびに近世～現代にかけての溝状遺構（条里径溝を含む）、近代寺社境内地・参道の痕跡、旧池台池の堤防の痕跡（現代）等である。各遺稿の位置関係は第26図に示した。

一方、これに対応する順道図絵の範囲は、山田郡下林村中林下所のうち、字切り地名で「馬場之西ノ町」（3坪）、「宮西池下之町」（2坪）、「宮西道東ノ町」「今中ノ町」の7坪である。（第27図）

以上の遺構群と順道図絵の径溝・地筆を対照するために、双方をそれぞれ縮尺約1000分の1に調整して重複のうえ位置関係を検討したが、まずこの重複作業の大前提となる2点の基準物を確認しよう。

第1点目は旧池台池の北側堰堤線である。池台池は、戦前まで旧高松空港滑走路の西端付近に存在していたが、昭和19年の陸軍飛行場造成の際に大部分が埋め立てられて現在では往時の5分の1ばかりが分ケ池として名残をとどめている。平成6年の宮西遺跡の調査でこの堤防（北堤防）の痕跡を確認した。堤防痕跡は、黄橙色砂質シルトが東西に帯状に延びる、幅約11mの自然堤防状の高まりとして確認され、北側（堤防外縁側）にはこれに沿って幅1.5mの用水路も検出された。さらに、平成3年度の空港跡地遺跡の調査では、これらの東延伸部分に加えて北へ向けて分岐する用水幹線も検出されている。池台池堰堤の東北角から配水した「底ユル」幹線の遺構と考えられる。以上の堤防痕跡の西側（南側）は、宮西一角遺跡によると現代の水田耕作土層より下に黄褐色砂質シルト・黒褐色シルト・砂岩礫等がブロック状に混淆する人為的な埋め土層が厚く堆積し、現地表下1.2m付近の最下層には黒色のヘドロ状の埋土が堆積している。半世紀前にため池を埋め立てたという事実と状況的によく符合するとともに、池台池は北堤防が高さ2m、東堤防が高さ3mばかりで、水深は底ユル（東寄り）、上ユル（中頃）、竹ユル（西より）でそれぞれ2m、1m、0.5mという聞き取り結果ともほぼ矛盾しない。順道図絵では、第27図画面の左下隅に池台池本体と北・東の直線状の堤防、堤防北裾の水路が見られる。図上の実測で堤防幅は7～11mに復原でき、遺構の状況ともほぼ相応している。

第2点は、弘福寺領田図比定地からは一坪東へ外れた8条10里10坪に描かれた岩田神社参道ならびに吉国寺の地境である。岩田神社と吉国寺は創建は定かではないが、順道図絵の中には記載が見られ、嘉永4年の讃岐名勝図絵にも桜木神社などとともに東から俯瞰した風景が描かれている。順道図絵に従うと、条里区画の4・9坪と3・10坪界線に沿った3・10坪側に神社参道が位置し、神社地はさらに北側の15坪から16坪にまたがって所在していた。そして参道に東接する10坪の北西4分の1を吉国寺境内が占めていたように理解できる。参道は絵図上で幅員10m余り、参道の西側には松並木が植えられている。松並木の緑地帯は、吉国寺境内地と対面する10坪北半では10m余りの幅に描かれており、西縁に用水路が沿っているが、10坪南半以南では幅員を6～7mに減じて用水路もここから東に屈曲してそれている。この吉国寺に面した松並木の西側溝が9・10坪の坪界に相当するものと推測される。これらに対応する

遺構は弘福寺調査事業の平成6年度調査区と一角遺跡、ならびに宮西一角遺跡の3遺跡で確認されている。弘福寺調査事業調査区では、第2トレンチから第4トレンチにかけて人為的な整地層と思われる黒褐色の砂礫層が現在の耕作土直下に存在する。客土砂礫層の西縁には幅約2.5m、深さ60cmの溝が沿い、溝の東肩から数メートルの東寄りに松の根株列が同方向に並んでいる。溝の方位はほぼ条里方向と一致し、南側に約10mを隔てた宮西一角遺跡（現在調査中）でも延伸部分が確認されている。一方、弘福寺調査事業調査区第5トレンチの東端付近では黒褐色砂礫客土層の上面に段差状の遺構が確認されている。段差は約5cmの高低差で西側が高く、やや蛇行しながら南西から北東に延びている。南接する一角遺跡でもこの南延伸部を確認しており、両者から遺構の方位は条里推定線に一致していると判断できる。この段差状遺構と客土砂礫層西側の溝は、いずれも条里方向に沿い、間隔は約35mに復原できる。一方吉国寺に関しては、平成6年の一角遺跡の調査でL字形に直曲する溝状遺構を確認している。溝状遺構は、検出幅1.8～2m、深さ40～60cmのU字形の断面を呈し、溝の両肩には直径10cm前後の丸木杭による護岸が見られた。溝状遺構の埋土は灰白色、黒色のシルトがブロック状に混淆する埋め土で、中には陶磁器片、瓦片、漆喰塊などが混じっていた。これは、吉国寺が幕末の廃仏毀釈で廃寺となった後も築地塀などは昭和の初め頃まで崩れ残っており、飛行場造成時に最終的に消滅したという聞き取りを裏付けるものと考えられる。さらに飛行場造成の立退きの時には、旧境内地などにあった民家は解体した家屋の廃材を近辺に埋め込んであわただしく退去したとのことで、一角遺跡のあちこちで見られた攪乱坑も当時の様子を物語っている。溝状遺構の方位は南北方向が真北より約10°東、東西方向が約14°南を示し、概ね条里方向に沿っていると考えるが、このうち南北溝と承前の段差状遺構は約30mの間隔で平行している。

ここで再度岩田神社参道の幅員と吉国寺境内の東西幅（奥行き）の関係を順道図絵と遺構で確認しておきたい。岩田神社参道松並木・同社参道の幅員は、順道図絵上の実測値ではそれぞれ約6m・12mで、吉国寺境内地の東西幅は約43m（築地塀部分を含む）である。これを発掘調査の結果で見ると、松並木と参道全体の幅員（段差状遺構を参道東海と想定した場合で、松並木と参道の境界を示す痕跡は調査では未確認）・吉国寺境内地の東西幅でそれぞれ37m・27mであった。これを単純に比較すると松並木と参道の全体幅員では調査結果の方が19m、吉国寺境内地の東西幅では順道図絵の方が16mそれぞれ大きいことになる。しかし、松並木、参道、寺域の数値の総合値を採れば順道図絵が61m、調査結果が64mと、なお3mの開きはあるもののほぼ同じ値が得られ、誤差としては5%程度である。このことは絵図自体の精度に関わってくる問題でもある。順道図絵凡例では、概ね10間を1寸の見当で作成したが凡そのことであると断っている。しかし、これまで順道図絵を用いて行ってきた土地利用の分布図や字切り地名の復原図の作業過程でも岩田神社参道と吉国寺境内地の幅数値の比較でもさほど大きな支障は見られず、5%前後の誤差を考慮に入れれば十分に現実を反映した正確なものと判断できる。そのうえで岩田神社参道と吉国寺の境界線の、絵図上と実地での16m近い位置の隔たりを検討する。順道図絵によると岩田神社参道の幅員は12m、西接する松並木帯の幅が6mであったから、発掘調査による松根株列と西脇の溝状遺構が松並木西界として対応すると仮定すれば、参道と吉国寺の境界部に当たる地点には発掘調査では何の痕跡も認められておらず、段差状遺構は明らかに吉国寺境内地に含まれていると判断される。とすれば、段差状遺構はむしろ吉国寺に属する何らかの施設（建物基壇など）に当たるのではないか。そこで、嘉永4年に描かれた岩田神社と吉国寺の図を見ると、吉国寺は東に山門を開き、西地境に接した中心よりやや南よりに本堂を置いている。本堂の北側には渡廊下を介して東西棟の建物（講堂）、さらに北側に庫裡が北築地に沿って建てられている。この講堂の東面から西築地までの距離を復原すると、名勝図絵の建物の柱間等から推定して10間ないし11間の奥行きが考えられ、この

数値（11間は約19.8m）は、吉国寺境内地の東西幅の順道図絵と調査結果の隔たり（19m）と近似する。このことから、段差状遺構は吉国寺の建物基壇の痕跡との推定も可能であろう。

以上、池台池堰堤線と岩田神社参道および吉国寺境内地の2点に、現在でも文化年間とほぼ同様の位置関係を保っている、画面左上隅の下池取水口付近の東側の堰堤線を考慮に入れると、弘福寺領田図南地区比定地の中央部（山田郡8条10里4～10坪）の遺構は順道図絵の地物とほぼ照合が可能となる。

これらの地物の表現は、明治期の地籍図でも同様に対照可能である。下池の上手東の堰堤線は位置に若干の違いはあるが取水口に至る水路の曲線によって対照可能である。池台池の堤防も位置、幅ともに順道図絵とほとんど差異はない。吉国寺のみが廃仏毀釈で荒廃した結果、岩田神社参道の角力場付近とともに水田化してしまっているが、これとても土地割の大筋は順道図絵を踏襲したものと判断でき、発掘調査で認められた吉国寺寺域の東・南の各境界も水田の区画として生きている。

次に、以上の了解の上で、その他の遺構についても位置関係を確認していく。遺構と地物を示す記号は図26～28中の呼称に従う。

まず弘福寺田図調査区では、先述した松根株列と参道西縁の水路（2-1）、段差状遺構（2-3）の他に4本の溝状遺構を確認している（⑦⑧⑨⑩、⑦⑧は同一の箇所に重複）。出土遺物による検討が不十分であるが、⑦⑨は現耕水田層直下からの掘込で現代に属するものと思われ、⑧⑩も⑦⑨よりは下層に位置するものの、近世から近代の範疇で把握するべきものと思われる。

⑧は、順道図絵では池台池底ユル幹線から分岐して北上し、岩田神社参道東側でさらに二股に分岐する西側の水路（Ⓔ）に対応すると考えられ、明治期の地籍図も順道図絵と同様の地割が残っている（ⓓ）から近世以降終戦前まで踏襲されてきた水路である。また、⑧を境にして西側は現地表下約20cm以下が砂礫層であるのに対し、東側は砂礫層が現地表下約40cmと深く、地表までの間に数層の水田層が確認できる。明治の地籍図で水路西側の宅地、東側の水田の地目と符合するものである。

⑨は⑦と時期的に同じと思われるが、⑦から東に5mといった地点には順道図絵にも明治の地籍図にも該当する溝は描かれていない。⑩は現耕層の直下に存在し、該当する水路がいずれの地図にも見られないことから、飛行場造成前後の新しいものと考えられる。

宮西一角遺跡では先述した池台池の北堰堤と堰堤外縁の用水路（1-1）の他に14本の遺構（溝）が確認できており、絵図などと位置的に符合するのはこのうちの5本である。

①は、竹ユル幹線の水路（順道図絵Ⓐ）に対応し、明治地籍図でも対応する溝がある（ⓐ）。④は順道図絵のⓑ、地籍図のⒷ、同じく⑤はⒸ、ⓒとそれぞれ対応すると考えられる。また、⑫は⑦⑧と同一の溝でⒹ、ⓓと対応する。⑬は底ユル幹線から北上して東へ分岐する順道図絵のⒺ（地籍図ⓔ）に対応すると考えられるが、これは吉国寺の南面で直角に折れて東へ進むために弘福寺田図調査区内には延伸部分はなく、⑭につながるものであろう。ところが、明治期にはこの水路は吉国寺の南面線まで北上する手前で北西へ折れて吉国寺の南西隅に向かって直交するように付け替えられてしまい、この痕跡として⑩が存在するものと推定される。

一角遺跡では吉国寺の南・東地界（2-2）、段差状遺構（2-3）以外に吉国寺東築地の中程から東へ延びる瓦石積みの水田筆界と水路の遺構を確認しており、これも両地図の水田筆界とほぼ対応している。遺構自体は飛行場の接収に先立つ頃の、ほぼ現代の所産と考えられる。

また、このほかにも香川県埋蔵文化財調査センターが行った空港跡地遺跡の域内では、分ヶ池の底ユル幹線や岩田神社参道の路側の一部などが発掘調査によって確認されている。これらによって、林飛行場の大規模土地改変以前の条里地割が、現地である程度確定できることとなり、現地表に条里地割の名残を残している周辺部と同じ条件が整ったと言える。

第28図　山田郡下林村第弐号字松生切り絵図（合成）（縮尺は約2000分の１）

4　まとめ

弘福寺領田図南地区比定地のほぼ南半にあたる空港跡地周辺は、昭和19年の陸軍飛行場造成による強制収容と戦後の農地払い下げによって、高松平野に広く分布している条里地割と異なった全く独自の土地区画が施工されている。しかし、先の弘福寺領田図調査事業による地形分析等の作業によって、終戦時に地表から失われた条里地割は地下遺構として埋没していることが明らかになった。

弘福寺領田図の現地比定作業において最も重要な鍵となるのは、終戦前後の大規模土地改変前の地割を復原することである。この作業にあたって現在の土地区画は非常に好都合であった。条里地割が現在も分布している地域は、条里遺構自体が現在の地境や水路・里道などと重複していることが多く、調査にあたってこれらの構造物を分断するのは容易ではないことが多い。しかし、ここでは終戦前後の拙速な造成工事がかくも広範囲に施され、加えて現在、同じ範囲で空港跡地遺跡をはじめとする大規模発掘調査が実施されつつあるため、条里遺構の調査例は他地域と比べて飛躍的に増加している。

旧地割の復原作業は、これらの遺構と戦前の地籍図・順道図絵とを対照することによって進めた。地籍図は明治21～23（1888～1990）年、順道図絵は文化15（1818）年の様子を描いたもので、当時の租税管理などを目的として作成されたものと考えられる。両地図は、おおよその縮尺は定めているものの、目測やスケッチ的な表現も多く現在の地図とはダイレクトに整合しないため、コピー複写機で両地図ならびに遺構配置図をおよそ1000分の1に調整して行った。

作業にあたって、近世以降で大きな地形変化がない目標物として下池取水口近くの東堰堤線。飛行場造成によって消滅してしまったが、発掘調査によって再度出土し、両地図上の地物との対応が明らかである地物として池台池北堰堤線、吉国寺東及び南の境界溝の2点、以上計3点を基準として製図台上で重複透過して遺構相互の位置関係を照合した。

作業の結果、上記3点の基準となる地物の他に、分ヶ池底ユルから配水し東と北へ延びる2幹線、北幹線から枝分かれする支流、坪界線として山田郡8条10里5・6坪、4・9坪、5・8坪、9・10坪の各坪界、（9・10坪界は岩田神社参道西境）、岩田神社参道ならびに松並木跡等を確認した。しかし、溝状遺構については、整理作業等が進んでいないという制約もあるが、いずれも現代（昭和19年）の遺物を含んでおり、遺構の上限を直接に示す資料は不明確である。またこれら遺構の照合によって、弘福寺領田図の範囲に含まれる山田郡8条10里4～9・7～9坪という範囲は現地との対照が可能となったが、実際に田図の記載と関わる遺構、または田図と同時期の遺物の出土は希薄である。田図の記載自体が不明瞭な部分ではあるものの、むしろ今後の検討課題として主眼をおくべきテーマであろう。

以上のような状況の中、平成7年度の発掘調査においてようやく奈良時代の遺物を含む包含層が確認された。包含層は、復原条里8坪の東境界付近で南北に流れる幅約10mの旧河道状の落ち込みとして確認されたが、埋土からは旧河道というよりはむしろ高燥な土地条件下で腐食土層が堆積したような層である。7世紀末から8世紀の土器細片を含み、何らかの遺構の可能性も残るが、竪穴住居や焼成坑にもあたらず、今のところ性格不明の遺構である。この部分は、田図では剝落が激しいながらも「田一町」の記載が見え、落ち込みに対応するものが絵図上では不明確なため、検討の次第によっては田図の作成に何らかの作意を読みとるべき資料となる可能性も否定できない。また、さらに東寄りの5坪北西隅で確認された3本の条里溝（中世初頭）も、推定条里線と平行しながら10m前後のずれがあり、山田郡9条の東西幅の距離とも関わる等、新たに検討を要する課題もいくつか発生しつつある。

註

(1) 順道図絵の内容等に関する紹介、分析についてはすでに以下の概報等によって部分的に行われている。

(2) 順道帳とは検地帳に類した土地台帳であり、所見は元文5（1740）年の山田郡古高松村の「検地順道帳」である。順道帳は、藩財政が行き詰まりの徴候を見せていた寛政11年5月に村ごとに作成が命じられており、永引地（不輸租地）を整理の上貢租地に再編入することによって財政再建を図ったものと思われ、これによって現在も高松藩領内に寛政12～文化12（1805）にかけてのものが多く残っている。（香川県史近世Ⅱ　154頁より抜粋）

「御法度被仰出留」

＜延享二子年寄　　御法度被仰出留　岡村　＞

一、百姓共田地売買之節順道帳名替り之義売渡候度毎ニ、村政所ニて順道帳ニ張紙ニて名替り置候ニ付、秋ニ至立毛改読合之節紛敷義共有之由相聞候間、当春之内郡々大政所方ニて売買之実否ヲ糺シ、右張紙之所江大政所致印形候様ニ可申渡候、尤当年計限り申義ニ而無御座候間、此已後毎歳盆後早々七月中相改、右之通致印形置立毛改之節紛敷義無之様可被申渡候、右之外紛敷仕方可有之哉其段ハ申渡置追而可被申聞候（『香川県史９近世史料Ⅰ』香川県編　四国新聞社　87頁）

(3) 聞き取り調査ならびに地籍図採訪の経過については、『弘福寺領讃岐国山田郡田図比定地域発掘調査概報Ⅲ』52～54頁、または『讃岐国弘福寺領の調査～弘福寺領讃岐国山田郡田図調査報告書～』380頁を参照。

第４節　　ムラの空間構成の変容（１）
：高松市川島校区を事例に

内田　忠賢

１　問題の所在

地域社会は多種多様な地縁的組織で構成されている。まして村落社会（ムラ）であれば、それらの組織が比較的強固に機能し、あるいは残存していることは言うまでもない。それら地縁的組織が空間レベルに反映した結果のひとつが、一定の範囲を指す呼称（地名）である。また地域社会の構成員が土地を分節的に認識した結果も、同様に一定の範囲を示す呼称（地名）として現れてくる。そしてムラの場合、土地との密着度が高いので、なおさらである。つまり、このようにムラでの地縁的組織や空間認識の様子は、地名とそれが指示する範囲やその分布に反映している。したがって、その組織や認識のメルクマールにより、何種類もの分布（領域）図を描くことができる。逆に言えば、ムラ空間の特徴の一端が、多種類の分布図（領域図）の重層関係から考察できる可能性がある。そこで本報告では、特定のムラ空間をフィールドに、いくつかのメルクマールによる分布図を作成し、比較・検討することを始めたい。それにより、この地区の村落の特徴を考えてみたい。その際、メルクマールになるべき事象が、どの時期をベースにしているかを考慮することで、複数の分布図を時間軸に沿って並べ、ムラの空間構成の歴史的な変容過程・重層関係をも考えることができるのである。

ところで本報告を含む報告書全体、また調査・研究プロジェクト全体は、高松平野中心部の「弘福寺領讃岐国山田郡田図」比定地区周辺（以下「比定地区」と略）の歴史環境に関する総合調査である(1)。一方、本報告が対象とする地区は、「比定地区」以外の場所（その東南隣に位置する）であるので、調査全体と本報告の関係を説明する必要がある。

まず、現在の「比定地区」付近のムラが、高松平野の伝統的なムラの姿をどれほど伝えているのか、あるいは、どれほど変貌したかを知らなければならない。そのためには「比定地区」と比較するフィールドを求めなければならない。「比定地区」では都市化の影響が比較的大きく、景観的な市街地や住民の混住化が著しいからである。そこで、「比定地区」のムラを相対化するため、「比定地区」の近隣で、都市化の影響が比較的少ない地区を調査・研究する必要が生じる。本報告で「変化」「重層」がキーワードになるのも、そのためである。

次に高松平野の、さらには讃岐のムラ研究に結びつける必要がある。極端に言えば、「比定地区」は、古代以来の先進地域、高松平野のごく一部なのである。運良く、「比定地区」の古地図だけが残ったにすぎない。したがって、視点を高松平野、讃岐平野全体に広げることも必要だろう。このテーマでプロジェクトのメインとなる古代まで直接、時代をつなぐことは困難かもしれない。しかし、少なくとも近世のムラの特徴を把握して、古代のムラ研究に近付けねばならない。

また本報告は、意外に蓄積のない讃岐農村研究の欠を補う、ケーススタディとなることを目標にしている。讃岐の農村研究に関して、民俗事例の収集があるものの、分析的な研究は非常に少ない。管見の限りでは、経済史に関するものが若干あるほかは、空間レベルでの把握を試みた石原潤の論文を挙げるにすぎない(2)。石原も指摘するように、近世文書を始めとする残存史料の少なさがネックになっている。むろん高松平野の農村についても同じ状況である。このような場合、現在、入手できる資料を、様々な視点で検討しなければならない。

前述のように、本報告では高松平野の１地区を事例に、時間軸をも射程に入れて、ムラの複数の空間構成を提示し、さらに比較・検討することを目的としている。また、ムラの姿を過去へと遡る作業

の手がかりを得たいと考えている。具体的には、まず4種類の分布（領域）図、すなわち小字、現在の自治会、昭和20年の集落（と小地名）、現在の地神の祭祀単位（メンバ）の各分布図を作成・提示する。次に、それらの資料から近世後期の「免」復原図を作成し、以上5種類の分布図を資料として提示する。そして、それらを時間軸に沿って並べ、比較し、分布（領域）の特徴を考え、ムラ空間把握の手がかりとしたい。

2　分布（領域）図の作成（1）

ここでは対象地区の空間領域を示す資料（分布図）を作成・提示する。主な対象は高松市川島校区である。川島校区は、正確には高松市立川島小学校区であり、高松市役所山田支所が直接に管轄する地区となっている。歴史的には大正11（1922）年～昭和28（1953）年の、ほぼ山田郡川島町の範囲である。（それに旧・池田村の一部が加わる）。川島校区をめぐる近世後期以降の行政区分の変遷は表5に示した。藩政村の中心は坂元・高野・上田井の3村である。なお、ベースマップは高松市発行の1/10,000都市計画図（最終的には、その縮小図）である。

表5　　対象地区の行政区分変遷

	明治23(1890)	大正11(1922)	昭和28(1953)	昭和41(1966)
(山田郡)	坂元村	坂ノ上村	川島町坂元	山田町大字坂元	(高松市) 川島東町
	高野村	〃	〃 高野	〃 高野	〃 川島町
	上田井村	〃	〃上田井	〃 上田井	〃 由良町
	池田村	池田村	西植田村の一部	山田町の一部	〃 池田町

a　小字の分布（第29図）

地名の比定などには、近世から現代まで続いた小字名とその分布がもっとも役に立つ。ここでは高松市作成の最新の『小字分布図』（平成元年）を、川島校区についてのみ再トレースした。この地図の小字名は、結果的であるが近世後期の『東讃郡村免名録』（以下、『免名録』と略す）記載の地名と重複するケースが多い。一般的な小字の成立過程から判断して、少なくとも近代までには定着したものと、大まかに考えられる。ちなみに讃岐の藩政村が大規模であるのは有名だが（全国的には大字＝藩政村が一般的）、讃岐の小字も他地方の「大字」から「字」程度の広い範囲に対応している。

b　自治会の分布図（第30図）

高松市役所山田支所が把握する自治会資料より作成した。資料の時期は平成2（1990）年ころの状況である。なお原資料には、新興の団地単位の自治会も記入されていたが、それは本報告の主旨から除外してある。また自治会の性格は、地縁組織であるが、基本的に戸の集合（属人・属戸）である。自治会の範囲は土地の区分（属地）ではないので、各自治会の境界は正確にに線引きできない。したがって各自治会の範囲は、必ずしも隣接する必要がないが、第30図では便宜上、隣接するように線引きした。

c　昭和20年の集落分布（第31-2図）

東原岩男（監修）『川島郷土誌』記載の「昭和20年ごろの川島校区の散村・街村」（図26－1）および「終戦当時の集落名・小字名・戸数」（表6）を参考に、小字名（第29図）などと対照しながら、

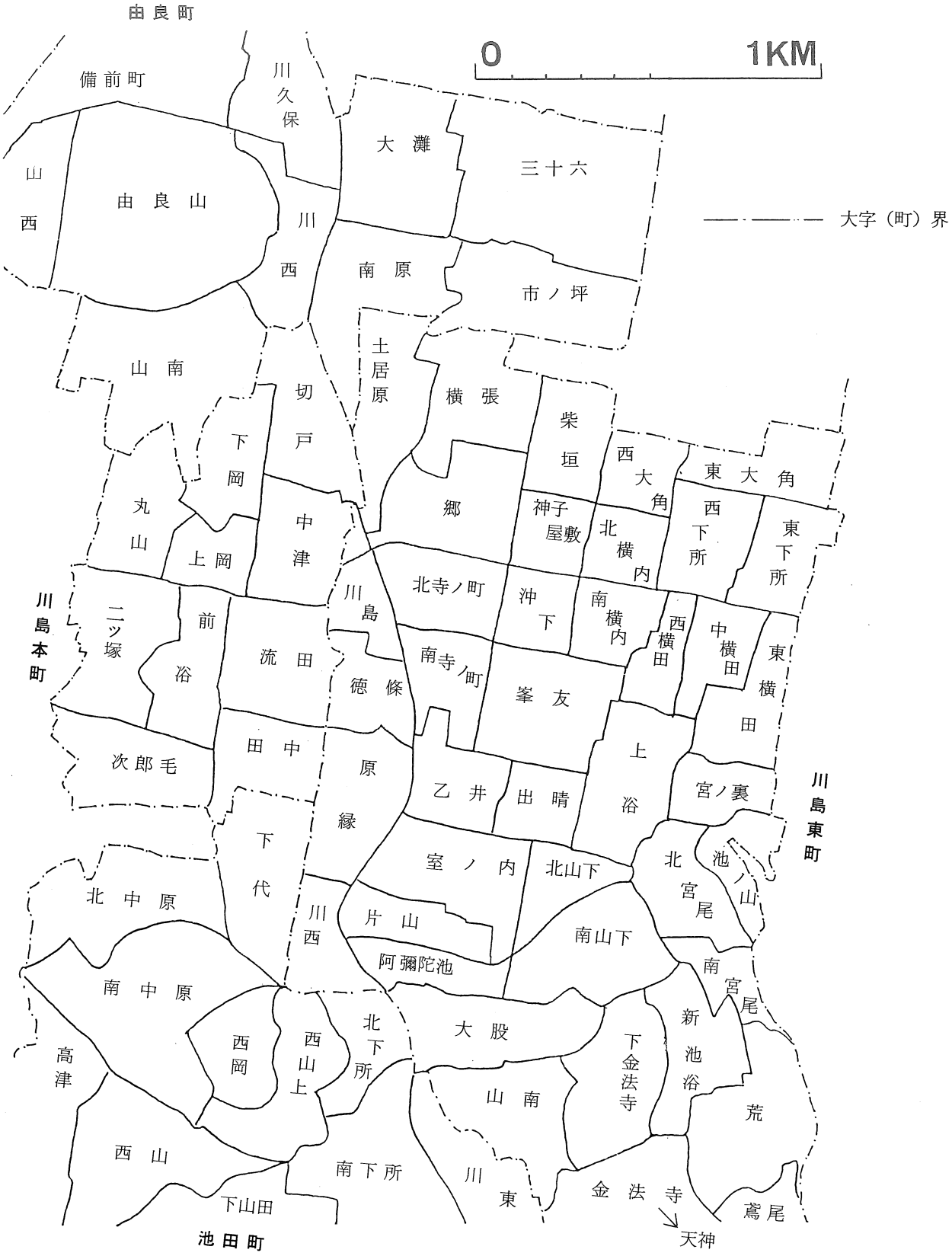
由良町
備前町
0
1KM
大字（町）界
川久保
大灘
三十六
山西
由良山
川西
南原
市ノ坪
山南
土居原
切戸
横張
柴垣
西大角
東大角
下岡
丸山
上岡
中津
郷
神子屋敷
北横内
西下所
東下所
川島本町
二ツ塚
前浴
流田
川島
北寺ノ町
沖下
南横内
西横田
中横田
東横田
徳條
南寺ノ町
峯友
次郎毛
田中
原縁
乙井
出晴
上浴
宮ノ裏
川島東町
下代
室ノ内
北山下
北宮尾
池ノ山
北中原
川西
片山
南山下
阿彌陀池
南宮尾
南中原
西岡
西山上
北下所
大股
下金法寺
新池浴
高津
山南
荒
西山
南下所
川東
金法寺
鳶尾
下山田
池田町
天神

第29図　小字の分布

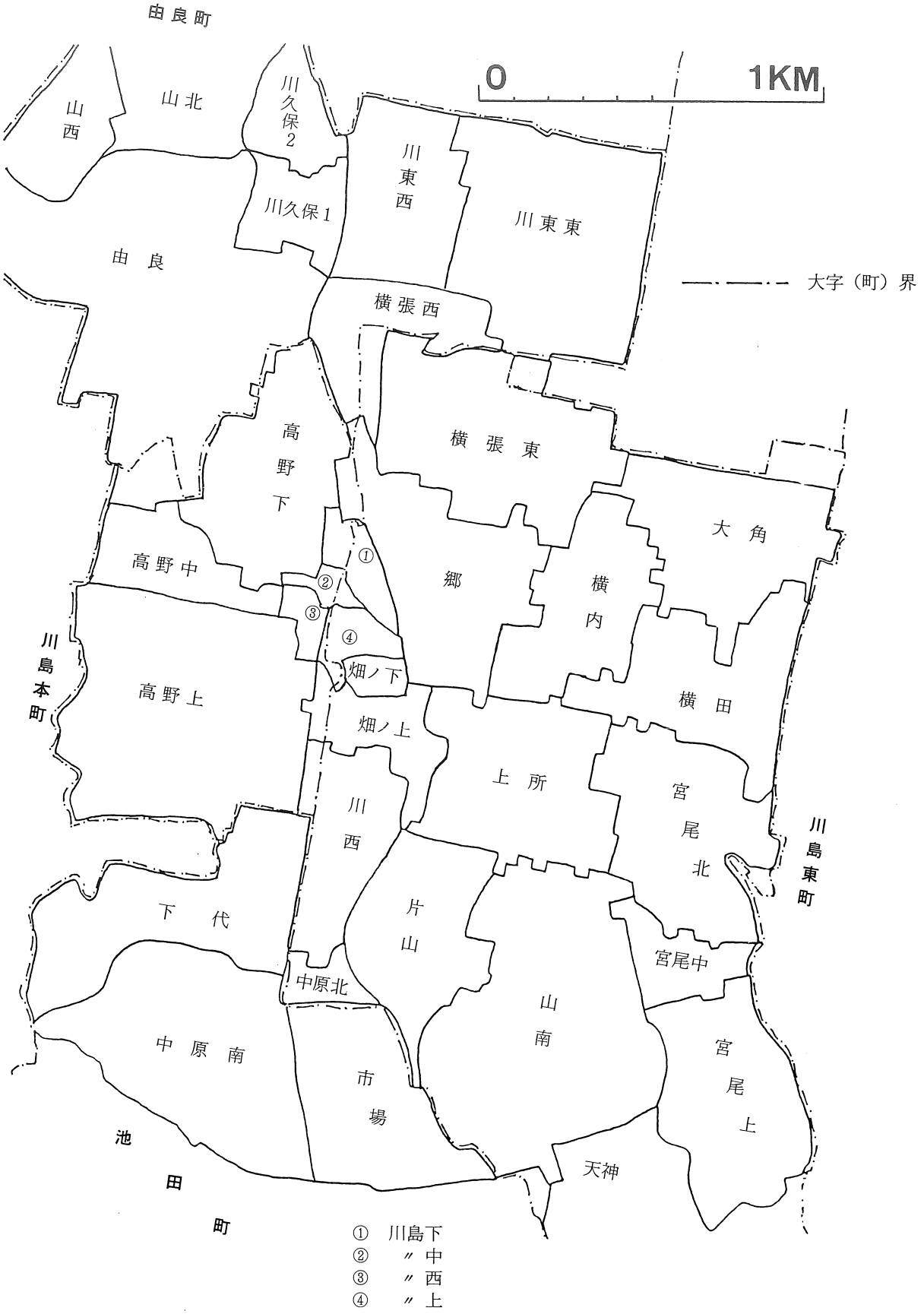

第30図 自治会の分布図

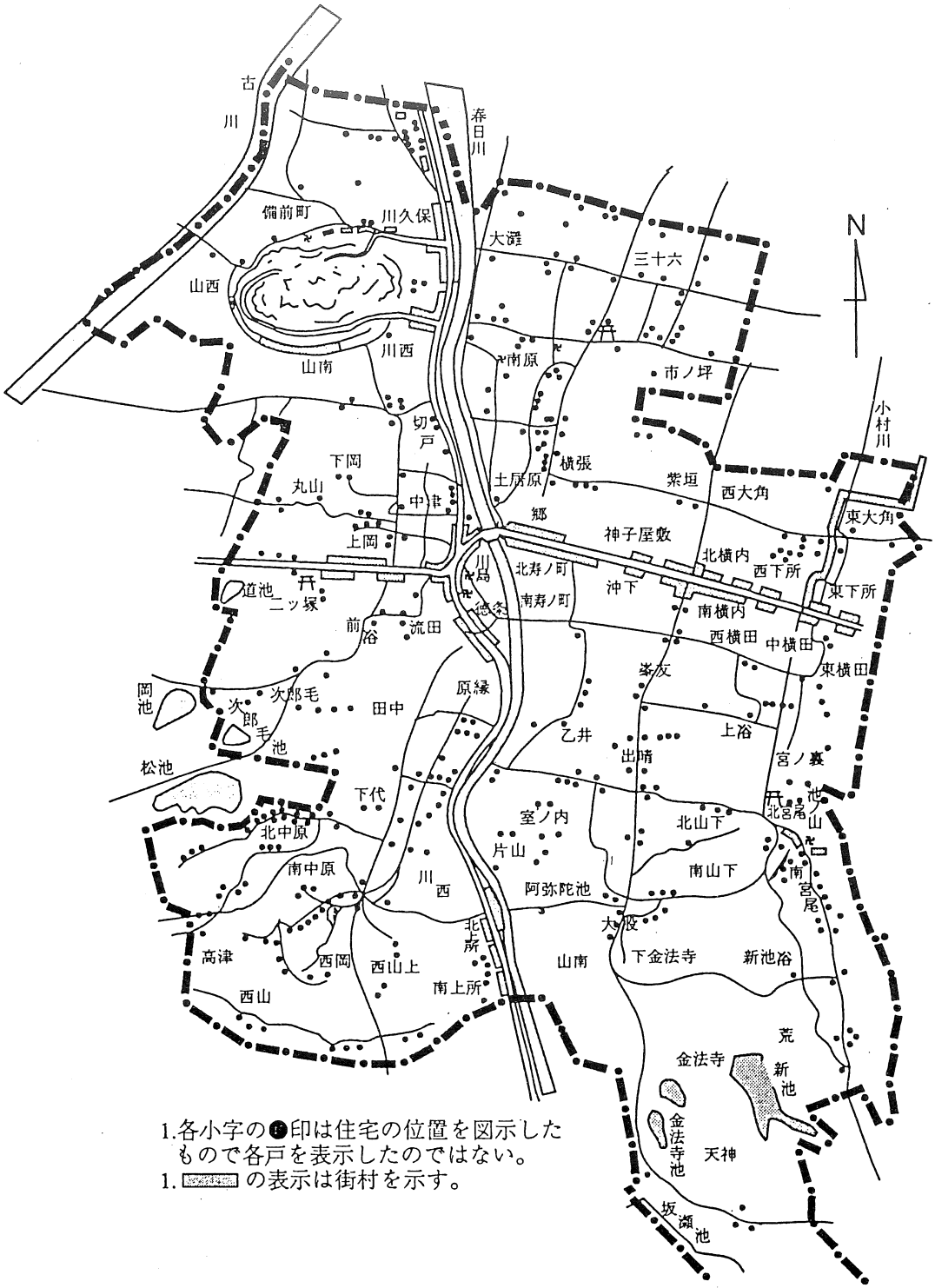

1.各小字の●印は住宅の位置を図示したもので各戸を表示したのではない。
1. ▭ の表示は街村を示す。

第31－1図　昭和20年頃の川島地区の散村・街村

（『川島郷土誌』544頁）

現町名	集落名	小字名	農家戸数
東川島町（旧元坂）	川西	川西・田中（一部）	一三
	畑	徳条・原縁	一四
	川島	川島・中津（一部）	一二
	片山	片山・室ノ内（一部）	一九
	山南	南山下・北山下・大股・山南	三〇
	天神	金法寺・天神	一二
	上所	乙井・栄友・出晴・上谷（一部）	三三
	富尾南	荒・新池谷	一五
	富尾中	南富尾	一六
	富尾北	北富尾・富ノ裏・池ノ山・上谷（一部）	一四
	大角	西大角・東大角・西下所（一部）	二二
	横田	西横田・中横田・東横田・東下所	二三
	横内	北横内・南横内・神子屋敷・上谷（一部）・横張（一部）	二四
	郷	郷・南方ノ町・北方ノ町・神下	二四
	横張	横張・土居原・柴垣・神子屋敷（一部）	三四

現町名	集落名	小字名	農家戸数
由良町（旧非上田）	川東東	三十六・市ノ坪	二四
	南原	南原	二四
	大瀧	大瀧	八
	川久保	川久保・川西	一五
	山北	備前町・山西（一部）	四〇
	由良	山南・山西（一部）	四〇
本町川島（旧高野）	高野下	切戸・下岡・上岡（一部）・中津（一部）	二五
	高野中	丸山・上岡（一部）・中津（一部）	三一
	高野南	二ツ塚・前谷・次郎毛・流田・田中	二二
池田町（旧池田）	市場	西山上・西岡（一部）・西山・北上所（一部）	三三
	中原	西岡（一部）・南中原（一部）	五五
	下代	北中原・南中原（一部）・高津・下代	二八

表6　終戦当時の集落名・小字名・戸数

（『川島郷土誌』545頁）

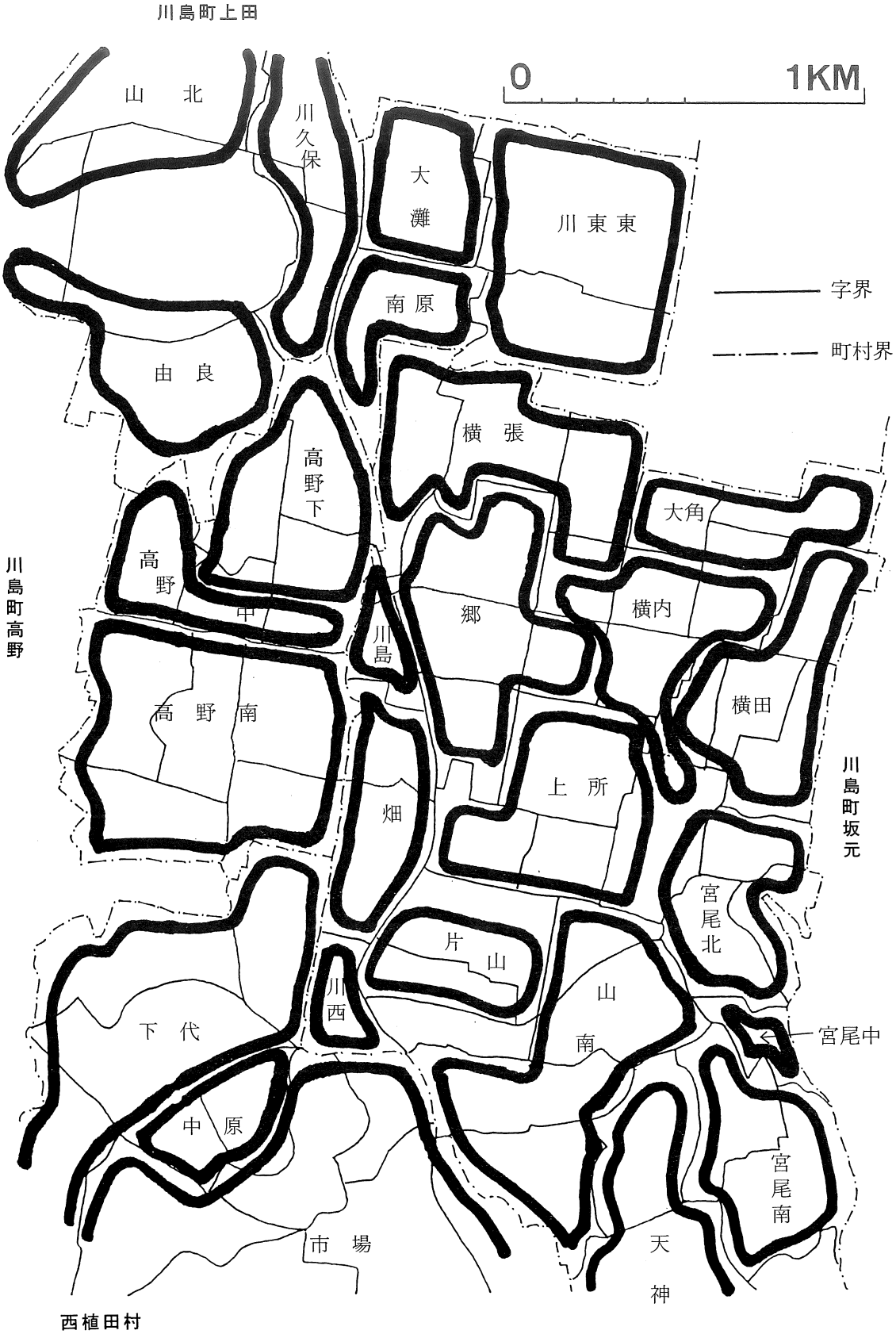

第31−2図　昭和20年頃の集落

昭和20年頃の集落分布図を作成した[3]。（現在の小字と終戦当時の小字を区別するため、後者を“小字”と表現する）。当時の集落名・“小字名”はほぼ現在の小字名・地神の祭祠単位名・自治会名に残っている。また、この時期の集落の分布は、大正11（1922）年の常会（自治会の前身）の分布と、地名に限れば、ほぼ同じである[4]。ちなみに坂元の郷集落の“小字”、南・北「寿の町（じゅのまち）」は、現在の小字の南・北「寺の町（じのまち）」に対応する。

d　メンバ（地神祭の組織）の分布図（第32図）

メンバ（免場）は、地元で部落・集落とも呼ばれる地域社会の単位（地縁的な社会集団）である。その機能も現在では、地区の氏神・神社の祭祠関係のまとまり程度になっているが、かつては村落結合の大部分が、この社会集団に負っていたと言われる。葬式組（同行）も小規模のメンバではメンバ＝同行であり、大規模なメンバではメンバを分割した単位が同行であった。本報告では近世後期の免や過去の免場と区別するため、現在の社会集団についてメンバと表現する。地神及び地神祭についての説明は、註ならびに参考文献にゆずり、本文では省略する[5]。

さてメンバの分布図作成に際しては、松宇神社の宮司さんから聞き取った内容をもとにした。この宮司さんは、川島校区の大部分の地神祭（社日さん）に、祭司（オタイさん）として参加する。各メンバは、地神祭をはじめとする松宇神社の氏子圏なのである。メンバの画定に際しては、各メンバでの聞き取りで一部、再確認した。

ここで第30図について2点確認したい。まず、メンバの線引きは大まかにならざるを得ないことである。なぜなら、メンバの結合契機は地縁であるものの、自治会と同じく戸の集合である。そして、さらに現在では新住民の多くがメンバに加入せず、大まかなメンバの範囲内にも、メンバの構成員以外の住民が存在するからである。しかし第30図では、聞き取り内容に従い、メンバの境界は隣接するように表現した。次に、川島校区のメンバ全部を対象にしないことである。先に「川島校区の大部分」と表現したのは、そのためである。あくまでも松宇神社の宮司がカバーする範囲、いわゆる氏子圏に限定する。ここの氏子圏は、北東は川島校区以外の小村町（旧・小村）の一部まで含む。一方、校区内の、北西の由良町（旧・上田井村）のほぼ全域と南西の池田町（旧・池田村）の一部は氏子圏ではない。現宮司さんのお話によれば、この氏子圏は、少なくとも1世代前（彼の父親）が現役のころから変化はない。

3　分布（領域）図の作成（2）：近世後期の免の復原

次に、讃岐の村落の空間領域を考える際に、かつての免の復原を行う必要がある。免は近世期の貢租の単位地区であるといわれる。そして免の範囲の中心となった社会集団（集落あるいは戸の集合）が免場であると考えられている。つまり免と免場はある程度、対応関係にあると思われる[6]。そして近世後期の免場は、現在の村落のベースになったというのが定説である。したがって、この時期の免を復原する必要がある。旧・高松藩領の、この地区の近世後期の免場を考える場合、基本史料はやはり『免名録』である。

山田郡の坂元・高野・上田井の3村に関し『免名録』には次のように記されている。

坂元村　　上所免　　片山　上さこ　出晴
　　宮西免　　池内
　　山南免　　打越　坂瀬　天神　東原　鳶ヶ尾
　　池下免　　横田

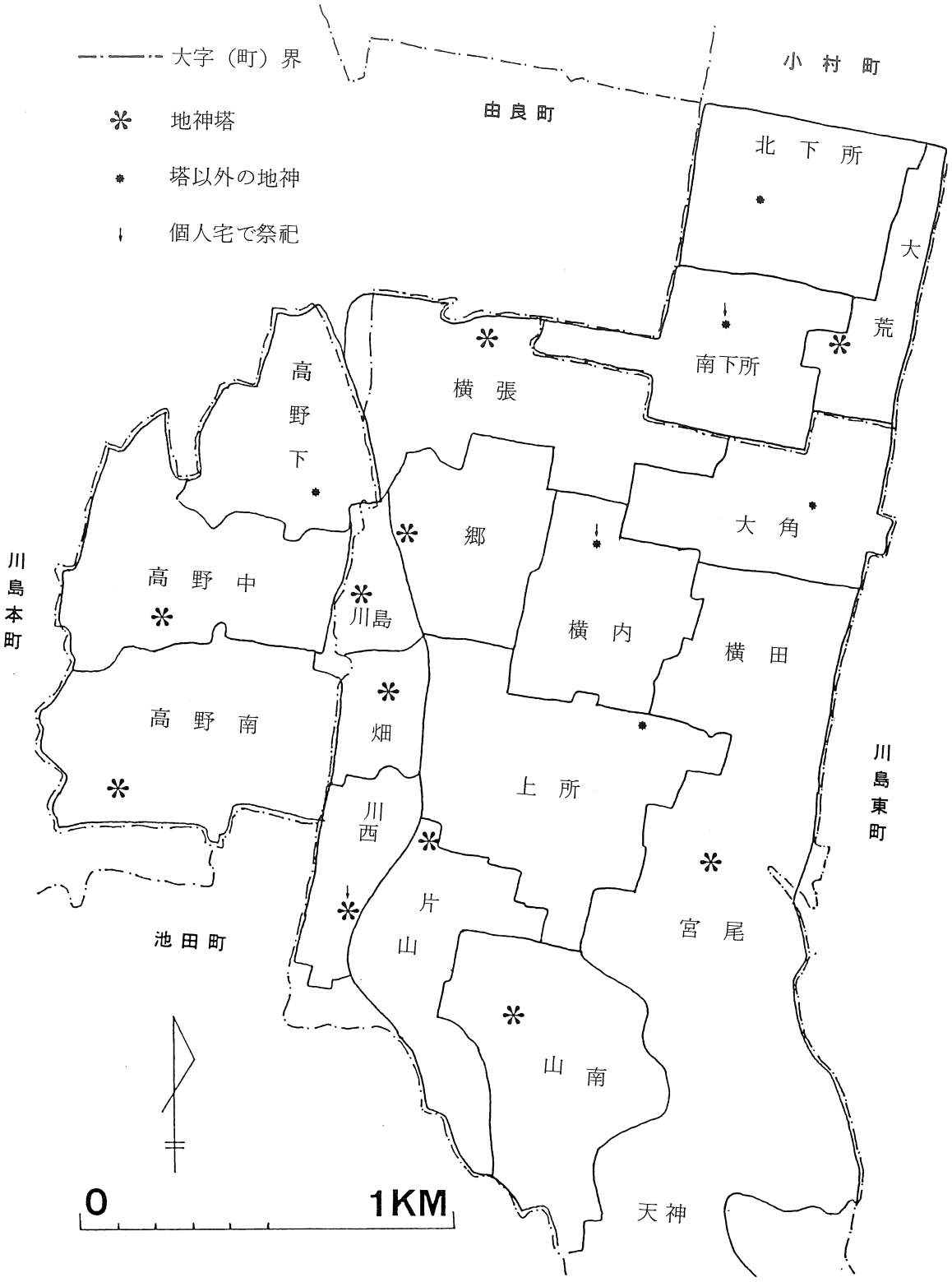
大字（町）界
地神塔
塔以外の地神
個人宅で祭祀
小村町
由良町
北下所
大荒
南下所
横張
高野下
大角
郷
横内
横田
川島本町
高野中
川島
高野南
畑
上所
川西
川島東町
片山
宮尾
池田町
山南
天神
0
1KM

第32図　メンバの分布

	沖上免	横張　柴垣
	郷村免	宗友
	郷免	横手
	水入免	川島　徳条　川西
	下所免	大角
高野村	岡田免	善光寺　九ノ宮　岡　赤池
	上所免	前さこ　早神
	中所免	流田
	下所免	切戸　溝川
上田井村	中所免	舛形　南原
	下所免	大灘　三十六　由良
	川西免	川窪
	備前町免	備前町　鎌倉　禅門
	山南免	切戸　池内　室田

『免名録』の記載形式の点で、山田郡は西の香川郡と違い、免名の後にその免の範囲に含まれる小地名を記している。したがって免の復原には、免名だけでなく小地名も復原の手がかりになる。川島校区の範囲の免も、これらと、前章で提示した4分布図、特に小字名の分布図との対照作業を行う。後でも述べるが、小地名に関しては、現在の自治会名、現在のメンバ名は必ずしも参考にならない場合がある。また昭和20年の集落名・“小字”名資料は、集落の位置関係や地名を確認する際、参考になる。以下、旧村別に復原の作業プロセスを示していく。

a　坂元村

上所免では小字名として「上所」がないが、3小地名がそのまま小字「片山」「上浴（かみさこ）」「出晴」として残っている。一方、自治会名・メンバ名では「上所」「片山」が伝えられる。

宮西免・池内は地名として残っていない。

山南免では「山南」が小字名・自治会名・メンバ名として残る。また2小地名が小字「天神」「鳶ヶ尾」（地図の左下、範囲外）に伝わる。

池下免では「池下」という地名は伝えられないものの、小地名「横田」が小字「東横田」「中横田」「西横田」として、また自治会名・メンバ名の「横田」として残る。いずれもほぼ同じ範囲である。

沖上免では「沖上」は伝えられないが、小地名「横張」が小字名・自治会名・メンバ名として伝えられ、小地名「柴垣」は小字名として残る。これらは、ほぼ同じ範囲を示している。

郷村免では小地名「宗友」が小字名「峯友」として伝えられる。一方、免名「郷村」に似た地名は残っていない（「郷」とは、とりあえず別と考える）。

郷免では「郷」が小字名・自治会名・メンバ名に残り、それらの範囲は多少のズレがあるものの、ほぼ同定できよう。なお小地名「横手」は伝わらない。

水入免では「水入」が残らないが、小地名「川島」「川西」が小字名・自治会名・メンバ名に伝えられ、小地名「徳条」も小字「徳條」として残る。

下所免では「下所」が小字「東下所」「西下所」として残る。一方、小地名「大角」が小字「東大角」「西大角」、自治会名・メンバ名「大角」として伝えられる。これらは、ほぼ同じ範囲である。

以上の作業および、昭和20年の集落の位置関係・“小字”を考慮に入れれば、坂元村の免場の範囲

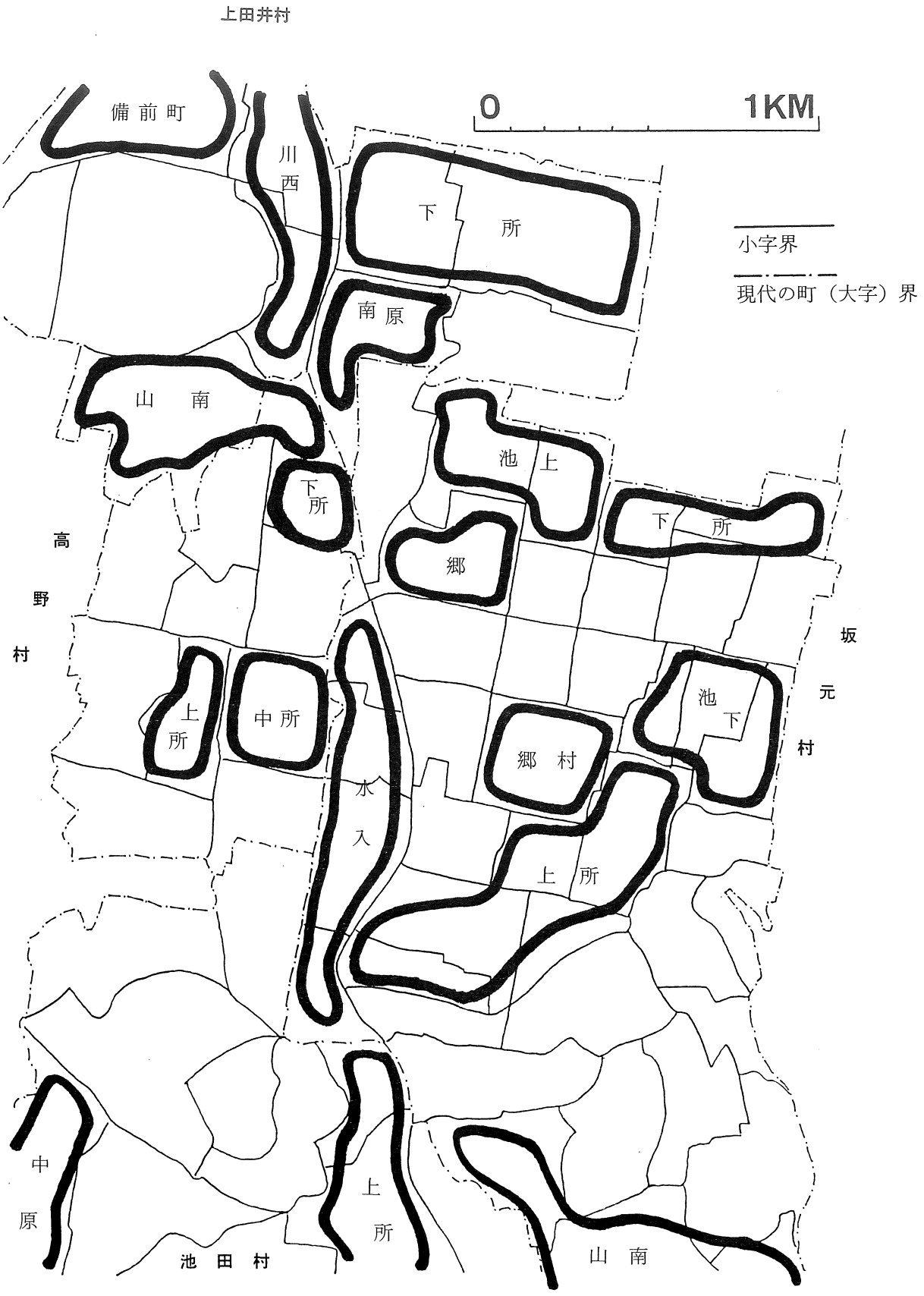

第33図　近世後期の免の分布

（近世後期）は第33図（右下）のように復原できる。

b　高野村

岡田免では免名・4小地名ともに伝わらない。

上所免では小地名「前さこ」が小字「前浴」として残る。免名「上所」・小地名「早神」は伝わらない。

中所免では小地名「流田」が小地名として残る。ただし免名は伝わらない。

下所免では小地名「切戸」が小地名として残る。（後述するが、上田井村の小地名「切戸」と隣接すると推定される）。

以上から高野村の免場の範囲（近世後期）は第33図（左中）のように復原できる。だが、この地区では「上所」「中所」「下所」という讃岐の伝統的な地名呼称が、近世に遡る可能性のある小字名に残っていない。自治会名は「高野上」「高野中」「高野下」であり、メンバ名は「高野南」「高野中」「高野下」である。昭和20年の集落名もこのメンバ名と同じである。

c　上田井村

中所免では小地名「南原」のみ小字地名として残る。

下所免では、免名は伝わらないが、小地名「大灘」「三十六」が小字名として残る。ただ小字名「由良」は春日川対岸の小字「由良山」・自治会「由良」と比定した場合、「大灘」「三十六」と「由良」は次に示す川西免を挟んで離れることになる。「由良」は下所免の飛び地と考えても良いが、小地名「由良」の位置については保留としたい。

川西免では免名「川西」が小字名に残り、小地名「川窪」も小字「川久保」として伝えられる。したがって春日川西岸の南北に長い地区と比定される。また昭和20年には“小字”「川久保」「川西」が「川久保」集落を構成していた。

備前町免では、免名・小地名「備前町」が小地名として伝えられ、“小字”名でもある。同じ昭和20年の集落「山北」は、“小字”「備前町」「山西（一部）」で構成されたことも参考になる。他の小地名「鎌倉」「禅門」は残らない。

山南免では免名「山南」と小地名「切戸」が字名で残る。ただし「切戸」は高野村の下所免に含まれる小地名とも共通するが、位置的に隣接するので問題はなかろう。小地名「溝川」は残っていない。

以上から上田井村の免場の範囲（近世後期）は、第33図（左上）のように復原できる。

4　分布（領域）図の比較

作成・提示した5種類の分布図を、近世から現代まで時間軸に沿って並べてみよう。近世の状況を伝えるのが、第33図「近世後期の免」と第29図「小字」である。「小字」のほうは起源としては「免」より古いだろう。条里制を伝える「市ノ坪」がその代表例である。そして「小字」は、明治の地籍図作成に際して、網羅的に記録され現代に伝えられたので、近代以前の産物と考えて良い。ただし、第33図と第29図の前後関係は、判断できない。次に、第32図「メンバ」である。聞き取りの限りでは、現在のメンバは、少なくとも戦前のそれを、踏襲している。そして第31－2図「昭和20年頃の集落」、第30図「現在の自治会」という順になる。これら5図はいずれも住民の空間認識（分節）の反映であるが、地縁的な社会集団に対応した領域という点に限れば、第29図が除外される。これで第33図と第29図の前後関係は問題にならなくなる。残り4図を古い順に並べると、①図28（近世後期）→②図27（近代）→③図26－2（現代初期＝昭和20年頃）→④図25（現代）となる。つまり本報告の分布図は、

ページを戻るにつれ近世から現代へと時間を遡るように並べてある。これら４枚の分布図はそれぞれのメルクマールが多少、異質かもしれないが、その時期ごとに、最も重要な地縁的結合を表現するものと考えれば、それらの比較はあながち無意味ではなかろう。ここでは、まず各領域単位の変化に注目してみたい。つまり、ほぼ同じ地点が、どのような地名で呼称され、どれほどの範囲をその領域としているかに着目するのである。さて、４枚の図に示される各領域は、大まかに次の４パターンで変化していることがわかる。

①ほぼ同じ領域を維持している（Ａタイプ）

たとえば川島東町の大角地区が典型だろう。第33図（免）の各領域の広がりはやや不正確ではあるものの、近世後期に免として存在した領域は、多くの場合、ほぼ同じような広さで維持されている。大角地区のように同じ呼称（地名）で維持するケース（Ａ１）や、呼称が変わるケース（Ａ２）がある。後者は、川島東町の沖上→横張（東）、池下→横田、由良町の南原→横張西、備前町→山北、などがこれにあたる。いずれにせよＡタイプが多いのは事実である。

②ほぼ同じ範囲が細分化し、単位となる領域が狭くなる（Ｂタイプ）

例えば春日川沿いの小字「川島」から南の地区は、坂元村水入免→川島町川島／畑／川西→川島東町川島下／川島中／川島西／川島上／畑ノ下／畑ノ上／川西、と細分化している。南北の春日川沿いの主要道と、東西の南海道（現・三木国分寺線）の交差するこの付近は近世以来、交通の要である。そのため、川島校区で最も人口が集中する地区となっている。この地区の地縁的な社会集団は、その規模を標準化するために分割されたものと考えられる。由良町の川西（川久保）が川久保１・２の自治会に分離したのも、同様の原則による最新の事例である。

③領域が移動する（Ｃタイプ）

例外的な現象のように思われる。坂元村上所免は第33図のような東北から南西方向に細長い領域であった。しかし近代になると、上所地区は、かつての郷村免の領域を取り込む。一方、上所免南部の片山地区は領域としては独立した。この結果、上所地区は北へ移動したことになる。この原因は不明である。

④新しい領域が成立するタイプ（Ｄタイプ）

川島東町の横内地区や南の丘陵部がこれに該当するかもしれない。しかし平野部では数少ないケースと考えられる。なぜなら、地区の平野部は、少なくとも近世前期には開発が終了し、散村形態の集落が成立している。新しい領域が登場する余地は、平野部にはほとんどあるまい。たとえば川島東町の高野中地区は一見、新しく成立した領域に思われる。高野村はかつて「上所・中所・下所」の３免で構成されていた。近代以降も「高野下・高野中・高野南」の3地区で構成される。これらを領域の位置関係で推測すれば、下所免が高野下地区に、中所・上所の2免が合併して高野上地区に成長したと考えられる。したがって高野中地区は近代に新しく成立した可能性はある。しかし、近世後期の岡田免の所在が不明であるので、岡田免が高野中地区になったことも否定できない。いずれにせよ、Ｄタイプは、平野部では数多くはない。

以上、各領域の変化にはこのＡ～Ｄのタイプが考えられるが、平野部ではＡタイプが一般的であろう。周知のように、高松平野の開発、集落成立は非常に古く、しかも近世以降は散村の集落形態であった。したがって地縁的な社会集団は、時代をとおして散在居住していたと推測される。この各集団の規模、つまり集落ごとの人口・戸数は変化したにせよ、各集団・集落単位は常に存在・維持されていたと思われる。そのためＡタイプが一般的となったのだろう。一例として最近の数字をあげれば、

たとえば川島東町の大角地区は、終戦当時の戸数が22戸で、平成6（1994）年には55戸と倍以上になっているが、自治会の分立は予定されていない。

この4種類の分布図を比較・検討すると、さらにムラの空間構成に関する特徴が分析できるが、今後の課題としておきたい。また、よりミクロなレベルでの検討は、調査を一部行っているものの、次の機会を期したい(7)。

（謝辞）本報告に関する調査では、東原茂則さん（松宇神社宮司）、高松市役所山田支所、および川島地区住民の方々にお世話になりました。お礼申し上げます。

註

(1) 第1期の調査報告は、次にまとめられている。
高松市教育委員会編『讃岐国弘福寺領の調査』同、1992年

(2) 石原潤「集落形態と村落共同体：特に讃岐の事例を中心に」人文地理17－1　1965年

(3) 川島郷土誌編集委員会編『川島郷土誌』川島校区地域おこし事業推進委員会　1995年（以下、『郷土誌』と略）。　なお、図26－1、表6は544・545頁。

(4) 『郷土誌』280頁

(5) 中原耕夫「讃岐の地神祭」瀬戸内海歴史民俗資料館年報4　1979年また拙稿「太田地区周辺の民俗調査：ムラの伝統的空間構成を中心に」前掲註(1)所収。なお、1995年3月18日に松宇神社の宮司さんが、地神祭で各メンバを回ったコースは、次のとおり。山南→上所→横内→大角→北下所→大荒→横張→郷→高野下→高野中→高野南→畑→川西→片山。このコースは先代の宮司のころも同じだったという。

(6) 石原潤は免場と免は整合しないことを強調するが、説得力に欠けるように思われる。前掲註(2)52・53頁

(7) 「小字」よりもミクロなレベルの空間認識は、たとえば水田一筆ごとの民俗地名などに現れる。以前、太田地区周辺で、この問題意識から聞き取り調査をしたときは、水路名に民俗地名が残っていたものの、水田・畑については収集できなかった。今回、川島校区の調査で、たとえば川島東町の免場「片山」において、「ミカンジ」「マエバ」「ウラタンボ」「イッポンマツ」などの民俗地名を収集することができた。

第5節　山田郡田図関連史料集成　I

石上　英一

序言

山田郡田図に描かれた讃岐国山田郡の弘福寺所領の歴史的特質は、古代荘園（あるいは古代大土地所有）の経営諸形態と展開過程、古代の弘福寺（川原寺）の寺院経営の歴史とその所領の展開過程の中で検討されねばならない。そのためには、古代荘園史料、古代弘福寺史料の通覧が必要である。この作業は古代史研究者には一般的なものであっても、隣接分野の研究者、あるいは市民には容易ではない場合もある。もっとも、古代の讃岐国に関する史料は、『香川県史』史料篇古代・中世（香川県、一九八六年）に集録されている。しかしながら、『香川県史』は、県史一般の通例として、当面の課題である弘福寺に関して、その県外事項に関わる史料は採録していない。そこで、今後も比定地域の継続的調査が予定される山田郡田図に関しては、研究の基礎史料として、弘福寺史料、さらに東寺の末寺編成に関する史料、あるいは寺領の侵奪とその回復の事例が多数見られる天平宝字五年班田の史料、弘福寺関係の僧伝史料、古代寺領経営の経営実態事例史料などの関連史料の集成と提示が必要である。このような史料の提示は、調査委員会でも要望されたことでもある。

そこで、史料集成の初めとして、延暦十三（七九四）年に弘福寺文書目録が作成される以前の弘福寺関係史料を編年体で提示することにしたい。

古代弘福寺編年史料　1

六五五年（斉明天皇元年）

是冬　飛鳥板蓋宮焼く。故に、斉明天皇、飛鳥川原宮に遷居する。

〔日本書紀〕巻二十六　斉明天皇元年

是冬、災二飛鳥板蓋宮一、故遷二一居飛鳥川原宮一、

〔扶桑略記〕巻四　斉明天皇元年

十月、飛鳥板葺宮火災、高麗・百済進レ調、天皇（斉明）、遷二一幸飛鳥川原宮一、造二川原寺一、

六七三年（天武天皇二年）

三月　弘福寺において一切経を書写させる。

〔日本書紀〕巻二十九　天武天皇二年三月

是月、聚二書生一、始写二一切経於川原寺一、

是年　弘福寺に封五百戸を給う。

〔新抄格勅符抄〕第十巻抄　○新訂増補国史大系

一、寺封部

○中略

川原寺　五百戸　癸酉年(673年)施　常陸百戸　上野百五十戸　武蔵百五十戸　紀伊百戸

○中略

右、自今以(後脱)、宜下割二府(符)前件封戸一、収二於別庫一、以充二毎年安居・国忌及雑斎料度(会脱)(用脱)一、仍三綱寺司、与二諸司一相対計会出納上、不レ得下度作二破除一輒充中他用上、

宝亀(七八〇年)十一年十二月十日騰勅府(符)

六八五年（天武天皇十四年）

八月十三日　天武天皇、弘福寺に幸す。

〔日本書紀〕巻二十九　天武天皇十四年八月

丙戌(十三日)、幸二于川原寺一、施二稲於衆僧一、

九月二十四日　天武天皇の不豫により、弘福寺等三か寺において誦経する。

〔日本書紀〕巻二十九　天武天皇十四年九月

丁卯(二十四日)、為二天皇(天武)體不豫一之、三日、誦二経於大官大寺・川原寺・飛鳥寺一、因以レ稲納二三寺一、各有レ差、

六八六年（朱鳥元年）

四月十三日　新羅使を饗するために、弘福寺の伎楽を筑紫に運ぶ。

〔日本書紀〕巻二十九　朱鳥元年四月

壬午(十三日)、為レ饗二新羅客等一、運二川原寺伎楽於筑紫一、仍以二皇后宮之私稲五千束一、納二于川原寺一、

○天武天皇十四年十一月己巳（二十七日）に筑紫に来着した新羅使金智祥等を饗するためである。

五月二十四日　天武天皇不豫により、弘福寺において薬師経を説く。

〔日本書紀〕巻二十九 朱鳥元年五月

癸亥(二十四日)、天皇(天武)始體不レ安、因以、於二川原寺一、説二薬師経一、安二居于宮中一、

六月二十九日　百官人を遣して、弘福寺において燃燈供養する。

〔日本書紀〕巻二十九 朱鳥元年六月

丁亥(十九日)、勅之、遣二百官人等於川原寺一、為二燃燈供養一、仍大斎之悔過也、

九月四日　親王以下諸臣に逮ぶまで悉く弘福寺に集いて、天武天皇の病のために誓願する。

〔日本書紀〕巻二十九 朱鳥元年九月

辛丑(四日)、親王以下、逮二于諸臣一、悉集二川原寺一、為二天皇病一誓願云々、丙午(九日)、天皇病遂不差、崩二于正宮(浄御原宮)一、

十二月十九日　故天武天皇のために、弘福寺等五か寺に無遮大会を設ける。

〔日本書紀〕巻三十 持統天皇元年十二月

乙酉(十九日)、奉二一為天淳(天武)中原瀛真人天皇一、設二無遮大会於五寺一、大官・飛鳥・川原・小墾田・豊浦・坂田、

七〇二年（大宝二年）

十二月二十五日　持統太上天皇崩御（〇十二月二十二日）に依り、斎を弘福寺等四大寺に設ける。

〔続日本紀〕巻二 大宝二年十二月

丁巳(二十五日)、設二一斎於四大寺(大安寺・薬師寺・元興寺・弘福寺)一、

七〇三年（大宝三年）

正月五日　故持統太上天皇のために、斎を弘福寺等四か寺に設ける。

〔続日本紀〕巻三 大宝三年正月

丁卯(五日)、奉レ為太上天皇一、設二斎于大安・薬師・元興・弘福四寺一、

二月十一日　故持統太上天皇の七七忌に当り、斎を弘福寺等三十三か寺に設ける。

〔続日本紀〕巻三　大宝三年二月

癸卯(十一日)、是日、当二太上天皇七七一、遣二使四大寺及四天王・山田等卅三寺一、設レ斎焉、

三月十日　弘福寺等四大寺において大般若経を読誦し、一百人を度す。

〔続日本紀〕巻三　大宝三年三月

辛未(十日)、詔於二四大寺一、読二大般若経一、度二一百人一、

七月十三日　弘福寺等四大寺に金光明経を読誦させる。

〔続日本紀〕巻三　大宝三年七月

壬寅(十三日)、令三四大寺読二金光明経一、

○盂蘭盆供養か。

七〇七年（慶雲四年）

六月十六日　文武天皇崩御○六月十五日に依り、初七日忌より七七日忌まで斎を弘福寺等四大寺に設ける。

〔続日本紀〕巻三　慶雲四年六月

壬午(十六日)、以二三品志紀親王・正四位下犬上王・正四位上小野朝臣毛野・従五位上佐伯宿禰百足・黄文連本実等一、供二奉殯宮事一、挙哀着服、一依二遺詔一行之、自二初七一至二七々一、於二四大寺一設レ斎焉、

七〇九年（和銅二年）

十月二十五日　太政官、弘福寺領の讃岐国山田郡田二十町ほか水陸田を定める。

〔円満寺文書〕○東京大学史料編纂所所蔵影写本

(包紙外題)「弘福寺領田畠流記」

(影写外題)「和銅二弘福寺」

弘福寺川原

田壹伯伍拾捌町肆段壱伯貳拾壹歩

陸田肆拾玖町漆段参歩

大倭国 広瀬郡大豆村田弐拾町玖段貳拾壱歩
山辺郡石上村田弐拾捌町肆段壱伯肆拾陸歩

葛木下郡成相村田壱町貳段漆拾弐歩
高市郡寺辺田参町参段参拾玖歩

陸田壱拾壱町玖段壱伯弐歩
内郡二見村陸田陸段

河内国 若江郡田壱拾弐町陸段
壱伯肆拾歩

山背国 久勢郡田壹拾町弐伯参拾捌歩
陸田参拾漆町壱段弐伯陸拾壱歩

尾張国 仲嶋郡田壱拾町肆段弐伯捌拾壱歩
尓波郡田壱拾町

近江国 依智郡田壱拾壱町壱段参拾陸歩
伊香郡田壱拾町弐段弐伯弐拾捌歩

美濃国 多藝郡田捌町
味蜂間郡田壱拾弐町

讃岐国 山田郡田弐拾町

和銅二年歳次己酉十月廿五日正七位下守民部大録兼行陰陽暦博士山口伊美吉田主

従三位行中納言阿部朝臣宿奈麻呂　正八位上守少史勲十等佐伯造足嶋

従三位行中納言兼行中務卿勲三等小野朝臣毛野　従六位下守大史佐伯直小龍

正四位下守中納言兼行神祇伯中臣朝臣臣萬呂　正八位下守大録船連大魚

正五位下守左中弁阿部朝臣使

従五位下守左少弁賀毛朝臣使

従五位上行治部少輔采女朝臣比良夫

正五位下民部大輔佐伯宿禰石湯

○『東寺古文零聚』一に、「朱印三十余捺タルアトミユレトモ、印文ハイサヽカモ見エス、其印ノ寸法カネサシ尺ニテ凡弐寸トミユ」とあり。影写本によるに、縦二八・七センチメートル、横五三センチメートル。宮内庁書陵部所蔵『東寺古文書写』に、天界三、地界一及び

縦界を写す。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

「合」
、水陸田目録一巻二枚　踏官印　和銅二年

略○中

延暦十三年五月十一日　○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

〔東寺文書〕礼十一　○東寺所蔵

弘福寺

注進近江国愛智郡平流庄所領田事

略○中

已上拾壱町肆段弐佰玖拾捌歩

同寺所領伊香郡伊香庄田事

○中略、全文は延久二年三月十一日の条に収める。

已上拾町弐段弐佰参拾陸歩

略○中

已上参拾壹町玖段玖拾歩

右、件領田等、略○中依智・伊香両庄、大宝以前、本願佐佐(天智)名実　天皇御施入也、其本公験等、寺家焼亡之剋、消失畢、仍所司等、注二事由一、謹言上、

延久二年三月十一日　○検校及び三綱の署判略す。

七一二年（和銅五年）

是年　太政官の定により大倭国高市郡寺廻田畠図を製す。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

略○中

、、同郡（大和国高市郡）寺廻田畠白図二枚図、「合」一枚和銅五年官定、「合」一枚延暦十年郡符写

略○中

延暦十三年五月十一日　○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七一五年（霊亀元年）

六月十三日　弘福寺等二か寺に斎を設ける。

〔続日本紀〕巻六　霊亀元年六月

癸亥（十三日）、設二斎於弘福・法隆二寺一、詔、遣レ使奉二幣帛于諸社一、祈二雨于名山大川一、於レ是、未レ経二数日一、澍雨滂沱、時人以為、聖徳感通所レ致焉、因賜二百官人禄一、各有レ差、

七三一年（天平三年）

是年　近江国の弘福寺大修多羅供田のことあり。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

略○中

大修多羅供田券文一巻十枚

略○中

六枚近江国、「合」二枚踏国印自二天平三年一迄二宝字二年一、

略○中

延暦十三年五月十一日　○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

四月三日　水主内親王○天智天皇皇女、弘福寺に大倭国広瀬郡の水陸田并びに庄家瓦山等を施入すると伝える。

〔東寺文書〕礼三　○東寺所蔵

弘福寺　牒上僧綱所務所

注言上大倭国広湍郡庄家田□瓦山等事

合

水田参拾伍町弐段玖拾参歩

○中略、全文は天平二十年二月十一日の条に収める。

牒、依二去天平十八年十月十四日僧綱所牒旨一、縁起資財等、子細勘録、牒二上同十九年二月十一日一畢、而被二同年八月三日重一牒偁、田畠条里、可二注言一者、今(天)淡海(天智天皇)大津宮御宇天皇水主内親王、以二去天平六年歳次甲戌四月三日一、買納賜広湍(大倭國)郡水陸田并庄家瓦山等是也、因二彼郡料一、勘録言上、如レ前、今具レ状、謹牒上、

天平弐拾年歳次戊子二月十一日都維那僧良肇

上座僧林蔵

寺主僧神照

○僧綱の判略す。

○天平二十年二月十一日弘福寺牒は検討を要する。

七三四年（天平六年）

是年　常修多羅衆田を弘福寺に施入する。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾貳巻　又拾壹枚

○中略

「合」常修多羅衆田籍一巻二枚踏僧綱印　宝亀四年

「合」同田施入書一枚天平六年

○中略

延暦十三年五月十一日○弘福寺三綱の諸判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七三五年（天平七年）

十二月二十五日　弘福寺、讃岐国山田郡所領の田図を定める。

〔弘福寺領讃岐国山田郡田図〕○香川県志度町　松岡弘泰氏所蔵

○図略す。

天平七年歳次乙亥十二月廿五日田図定縁勝

三綱　都唯那

□□（知事）

上座

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

「合」、讃岐国田白図　副郡司牒二枚

○中略

延暦十三年五月十一日○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十一年五月十一日の条に収める。

七四三年（天平十五年）

四月二十二日　畿内班田使、天平十四年班田に依り、山背国久世郡弘福寺田籍を作る。尋で、弘福寺三綱に送る。

〔東寺文書〕礼二　○東寺所蔵

□（弘）福寺　川原寺　□□（天平）四年（十）　歳次壬午　（山背国）久世郡

合田壱拾町弐伯参拾捌歩

荒廃田肆町壱段参伯参拾壱歩

定田伍町捌段弐伯陸拾□（漆）□（歩）

路里十七口利田二段七十二歩、上中、北、十九曰佐田一段二百十六歩、上中、

東、廿川原寺田九段二百卌三歩、荒八段三百十五歩、定二百八十八歩、上中、廿一川
原寺田四段、荒、廿七井門田九十五歩、上上、西北角、廿九川原寺田一町
荒九段百卌四歩、定二百十六歩、□□、□(卅)川原寺田五段百卌歩、荒二百八十四歩、定
四段二百十六歩、上中、卅一川原一町、荒一段、定九段、上中、卅二川原寺
田九段二百八十八歩、荒八段百卌四歩、定一段百卌四歩、上中、卅三酔田四段
百六十七歩、荒四段百廿三歩、□(定卅四歩上)中、卅四門田一段二百十六歩、荒一段十六歩、
定二百歩、上中、西、絞屋里四門田百卌四歩、下上、南、五酔田一段
三百十七歩、荒百一歩、定一段二百十六歩、下下、南、六酔田一段
廿九歩荒三百十七歩定七十□□(二歩)□(下)下、南、家田里廿四御田三百廿四
歩、上下、廿五家田八段卌四歩、上中、廿六家田一段七十二歩、上
中、東北角、卅三家田二百五十九歩、上上、東北角、卅四川原田
五段百卅六歩、上上、卅五川原寺田八段、上中、卅六川原寺田
八段百八歩、荒七歩、定□(八段百)□□一歩、上中、難田里一酔田三段百廿
七歩、荒二段百廿七歩、定一段、下下、南、三酔一段卌八歩田、荒卌八歩、定一段、
下下、東南角、四御田一段七十三歩、荒百卌五歩、定二百八十八歩、下下、
東南角、東、列栗郷戸主□広庭田　同郷戸主並栗臣族手巻田、同郷戸
主山背忌寸□□□(真)□(同)郷戸主日下部連広足田、同郷戸主並栗臣族
君田、南西、同郷戸主六人部連小坂田、薬師寺田圃、同郷戸主並栗臣族嶋足田、同
郷戸主並栗臣族手巻田、同郷戸主並栗臣豊前田、北_圃」乗田、同郷戸主並栗臣族手巻田

天平十五年四月廿二日主典正八位上行主計大属海首「揖賀」(自署、下同じ)

長官従四位下守右大弁勲十二等紀朝臣「飯□」判官正六位上行中務大丞勲十二等石川朝臣「名人」
判官正六位上行中務大丞勲十二等石川朝臣「名人」
准判官従七位下許曾部朝臣「難波麻呂」

○紙継目に「山背国久世郡天平十四年寺田籍
主典正八位上海首伊布賀」の裏書あり。

主典従八位下秦公病

国司

正五位下守左衛士督兼行守勲十二等佐伯宿禰「浄萬呂」従六位下行掾紀朝臣「伊富」

正六位上行介勲十二等葛井連「諸□」　　従七位下行目釧直「諸人」

（別筆）「三綱　上座神照師　知事縁善師　都維那恵興師等時受取、」

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

（山背国久世郡田巻文二）□（巻）（二）（枚）（天平）（十五）（年）（路国印）

○中略

「合」、山背国田畠白図一枚

○中略

延暦十三年五月十一日○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

○神照、弘福寺寺主たること天平二十年二月十一日弘福寺三綱牒に、恵興、弘福寺都維那たること天平勝宝三年七月二十七日甲賀郡司解に見える。よって、弘福寺三綱が上座神照、知事縁善、都維那恵興であったのは天平二十年より天平勝宝三年に至る時期とその前後である。したがって、本書は、天平勝宝元年班田に際して、山背国より弘福寺に送られたのであろう。

七四七年（天平十九年）

是年　弘福寺、弘福寺縁起并資財帳を撰す。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾貳巻　又拾壱枚

○中略

「（行間補書）、寺縁起財帳一巻天平十九年」

延暦十三年五月十一日○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十一年五月十一日の条に収める。

〔東寺文書〕礼三〇東寺所蔵

弘福寺　牒上僧綱所務所

注言上大倭国広湍郡庄家田□瓦山等事

〇中略

牒、依レ去天平十八年十月十四日僧綱所牒旨一、縁起資財等、子細勘録、牒レ上同十九年二月十一日一畢、而被レ同年八月三日重牒一偁、田畠条里、可レ注言一者、〇中略因レ彼郡料一、勘録言上、如前、今具レ状、謹牒上、

天平弐拾年歳次戊子二月十一日　〇弘福寺三綱の署判略す。

〇僧綱の判略す。全文は天平二十年二月十一日の条に収める。

七四八年（天平二十年）

二月十一日　弘福寺　広瀬郡田・庄家・瓦山等のことを勘録して僧綱に言上すると伝える。

〔東寺文書〕礼三〇東寺所蔵

弘福寺　牒上僧綱所務所

注言上大倭国広湍郡庄家田□瓦山等事

合

水田参拾伍町弐段玖拾参歩

廿条五里六坊三段百卅歩

七坊六段二百卅歩

十八坊五段二百卅歩

十九坊五段百廿歩

廿一条五里一坊五段百六十四歩

二坊六段七十二歩

三坊七段二百十歩

四坊二段二百卅歩

五坊五段

六坊二段百卅歩

七坊五段百廿歩

八坊一町

九坊一町

十坊一町

十一坊一町

十二坊一町

十三坊一町

十四坊一町

十五坊一町

十六坊一町

十七坊一町

十八坊四段二百八十歩

十九坊四段百卅歩

廿坊一町

廿一坊一町

廿二坊一町

廿三坊一町

廿四坊六段六十七歩

廿六坊八段百八十歩

卅一坊一町

卅二坊一町

○紙継目

卅三坊六段百十六歩

六里五坊一町

六坊一町

十七坊一町

十八坊一町

廿二条四里卅五坊一町

卅六坊一町

五里一坊一町

二坊一町

三坊一町

十一坊六段百六十四歩

十二坊一町

墾田参段壱佰玖拾陸歩
○紙継目
廿二条五里十一坊内

墾陸田壱町

廿二条五里十三坊

庄家壱処 在同郡大豆村

立物

甲倉壱口 長一丈三尺 広一丈二尺

板倉壱口 長二丈七尺 広一丈八尺

板倉壱口 長一丈三尺 広一丈二尺

板倉壱口 長一丈六尺 広一丈二尺五寸

板倉壱口 長一丈九尺 広一丈四尺

屋弐口

瓦山壱処　在同郡

在瓦竈参口

東従二御立路一至二坂合部岡一　南従二坂合部岡一至二佐富田一

西従二佐富田一至二船椅路社一　北従二船椅路一至二成相木本一

牒、依二去天平十八年十月十四日僧綱所牒旨一、

縁起資財等、子細勘録、牒二件上同十九年二月

十一日一畢、而被二同年八月三日重牒一偁、田畠条里

可二注言一者、今淡海(天智天皇)大津宮御宇

天皇水主内親王、以二去天平六年歳次甲戌

四月三日一、買納賜廣湍郡水陸田并庄家瓦

山等是也、因二彼郡料一、勘録言上、如レ前、今具レ状、謹

牒上、

天平弐拾年歳次戊子二月十一日都維那僧良肇

上座僧林蔵

寺主僧神照

○紙継目

僧綱、依二三綱牒一、検二知件田地等一訖、仍為二恒式一、

遠伝二後代一、伏乞、護法四天大王衆、如

二国主并本施主内親王御誓一、有二破犯輩一、堕

二大地獄一滅二子孫一、若為二勤修一者、挙福命二官

位一、令レ栄二後孫一、謹紹隆二佛法一、将レ護

二天朝宝祚一矣、

天平廿年六月十七日佐官業了僧願清

大僧都法師行信

佐官兼薬師寺主師位僧勝福

佐官兼興福寺主師位僧永俊

佐官師位僧恵徹

佐官業了僧臨照

○本文書は検討を要する。紙継目毎に、「弘福寺印」を斜めに踏す。また紙面に同印を踏す。

〔東寺百合文書〕ユ函三号
○京都府立総合資料館所蔵

（端裏）
「案文　十二月廿二日　（剰筆）□□　」

東寺末寺弘福寺広瀬庄在大和国　本縁事

一、本券并寺牒等云、牒、依二去天平十八年十月僧綱所牒旨一、縁起資財等、子細勘録、牒二上同十九年二月十一日一畢、而被二同年八月三日重牒一偁、田畠条里、可二注言一者、今淡海大津宮御宇　天皇水主内親王、去天平六年歳次甲戌四月三日、買納賜広湍郡水陸田并庄家瓦山等是也、因二彼郡料一、勘録言上、如件（前）、今具レ状、謹牒上、

天平弐拾年歳次戊子二月十一日都維那僧良肇

上座（僧）林蔵

寺主僧神照

一、僧綱、依二三綱牒一、検二知件田地等一訖、仍為二恒式一、逮二伝後代一、伏乞、護法四天大王衆、如二国主并本施主内親王御誓一、有二破犯輩一、堕二大地獄一、滅二子孫一、若為二勤修一者、挙福命二官位一、令レ栄二後孫一、謹紹二隆仏法一、将レ護　天朝宝祚一矣、

天平廿年六月十七日佐官業了僧願清

大僧都法師行信

佐官兼薬師寺主師位僧永俊。

佐官兼。福興レ寺（主）。師位僧。勝福

佐官師位僧　恵徹

佐官業了僧　臨照

○中略、全文は承暦元年十一月三日の条に収める

〔東寺百合文書〕セ函
○京都府立総合資料館所蔵

（端裏）「広瀬庄解状」

（裏書）「御庄司承知、任二先日政所下文状一、可レ令レ弁二済地利一、若有二所レ渋輩一、慥注二連名一、可レ令二言上一之、別当右中弁（花押）」

弘福寺領大和国広瀬庄使解　申請　本寺　政所裁事

請被三殊任二解状旨一、重致二沙汰一、為二平田御庄下司等一被二抑留一寺領田、又負人等不レ随二本寺所勘一条条子細状

一、抑二留寺領田一事

右、謹検二案内一、件両庄（広瀬・平田）本寺（東寺）・本家令レ経二沙汰一、被レ成二　殿下御下文一之日、所レ被二相副一公験案文弐通、其中、天平年中（天平二十年牒）文寺牒坪付所レ被二勘注一田数参拾餘町、延久年中寺牒坪付所レ被二載注一田数肆拾餘町也、但彼本願　勅施入公験所レ被二注置一水陸田畠并庄家瓦山等、定二条里一限二四至一、不レ注二段歩一者也、散田町田坪坪明白之故也、而古與レ今荒熟随レ時、作否任レ人矣、因レ之、被二両度牒状一、慥載二　本公験坪一、具注二当時見作一、乞二請免判一之処、代代宰吏、随二坪坪見作一、不レ論二多少一、奉レ免已了、而今、平田御庄司等、天平寺牒割免之、延久国判抑留之、自由捨レ少取レ多、其理可レ然哉、本家　殿下任二　勅定施入起請之文契一、被レ奉レ免之、不レ可レ有二少煩一者也、

一、負所不レ随二所勘一事

○中略、全文は天永三年十月十九日の条に収める。

以前条事、言上如レ件、望請、　本寺　政所、任二解状旨一、重被レ送二寺牒於彼本家　政所一、令レ経二糺定一之後、随二下知一之旨、可レ致二其沙汰一也、仍勒在レ状、以辞、

天永三年（一一一二）十月九日　使僧寂源

僧厳亮

七四九年（天平感宝元年・天平勝宝元年）

是年五月以前　聖武天皇、弘福寺に大修多羅供財物を施入する。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

「合」、大修多羅供財物施入勅書一巻二枚踏内印　感宝元年

○中略

延暦十三年五月十一日○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

閏五月二十日　東大寺及び弘福寺等十二か寺に墾田地等を捨す。

〔続日本紀〕巻十七　天平勝宝元年閏五月

癸丑（二十日）、詔、捨二大安・薬師・元興・興福・東大五寺、各絁五百疋、綿一千屯、布一千端、稲一十万束、墾田地一百町一、法隆寺絁四百疋、綿一千屯、布八百端、稲一十万束、墾田地一百町。弘福・四天王二寺、各絁三百屯、綿一千屯、布六百端、稲一十万束、墾田地一百町。崇福・香山薬師・建興・法花四寺、各絁二百疋、布四百端、綿一千屯、稲一十万束、墾田地一百町、因発二御願一曰、以二花厳経一本、一切大乗小乗、経律論抄疏章等、必為二転読講説一、悉令二盡竟一、遠限二日月一、窮二未来際一、今故以二茲資物一、敬捨二諸寺一、所レ冀、太上天皇沙弥勝満、諸仏擁護、法楽薫賀、万病消除、寿命延長、一切所願、皆使二満足一、令二法久住一、抜二済群生一、天下太平、兆民快楽、法昇有情、共成二仏道一、

七月十三日　諸寺の墾田地の限を定め、弘福寺は五百町を限となす。

〔続日本紀〕巻十七　天平勝宝元年七月

乙巳（十三日）、定二諸寺墾田地限一、大安・薬師・興福・大倭国法華寺・諸国分金光明寺、々別一千町、大倭国（東大寺）国分金光明寺四千町、元興寺二千町、弘福・法隆・四天王・崇福・新薬師・建興・下野薬師寺・筑紫観世音寺、々別五百町、諸国法華寺、々別四百町、自餘定額寺、々別一百町、

〔東大寺要録〕巻十　雑事章之餘　○筒井英俊校訂本

陸奥国黄金事

続日本紀文

天平勝宝元年二月丁巳、陸奥国始貢二黄金一、於レ是、奉幣、以告二畿内七道諸社一、

○中略　秋七月　○中略

乙巳、定二諸寺墾田地限一、大安・薬師・興福・大(倭)和国法花寺・諸国分金光明寺、々別一千町。大倭国分金光明寺、四千町。元興寺二千町、弘福・法隆・四天王・崇福・新薬師・建興・下野薬師寺・筑紫観世音寺、々別五百町、諸国法花寺、々別四百町、自餘定額寺、々別一百町、

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

「含」、摂津幡磨紀伊国田券文一巻卅二枚踏国印　自二勝宝元年一迄二宝亀八年一

○中略

延暦十三年五月十一日　○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

○「摂津播磨紀伊国田券文」は、天平勝宝元年の文書より始まる連券であるので、天平勝宝元年閏五月二十日に施入された墾田地一〇〇町に関わるものと考えられる。

七五〇年（天平勝宝二年）

三月二十九日　民部省、弘福寺への墾田施入を諸国に伝える。

〔東大寺要録〕巻六　封戸水田章第八　○筒井英俊校訂本

雑格仏法僧中巻

民部省符山陽道諸国司等

大安寺　薬師寺　興福寺　大(倭)和国法花寺

右寺別一千町

大(倭)和国々分金光明寺

右寺四千町

元興寺飛鳥寺

右寺二千町

弘福寺川原　法隆寺鵤　四天王寺

崇福寺志賀寺　新薬師寺　建興寺豊浦寺

下野薬師寺　筑紫観世音寺

右寺別五百町

諸国法花寺

右寺別四百町

自餘定額寺

右寺別百町

以前、被二太政官去天平勝宝元年七月十四日符一偁、奉二今月十一日勅一偁、去四月一日記書、寺寺墾田地許レ奉者、宜下依件数一施行上、今以レ状下、符到奉行、

天平勝宝二年三月廿九日

七五一年（天平勝宝三年）

七月二十七日　弘福寺大修多羅衆、近江国甲賀郡蔵部郷の墾田野地○蔵部荘を買得する。

〔東寺文書〕礼二　○東寺所蔵

甲可郡司解　申売買墾田并野地立券事

合墾田弐拾壱町　野地参町　東谷　南溝　北佐遅谷竟　西川　在蔵部郷者

右京五条三坊戸主従五位上阿部朝臣嶋麻呂墾田者

以前、得二嶋麻呂申状一偁、以二己墾田并野地一、売二与大倭国高市郡弘福寺大脩多羅衆已訖、所レ得価銭弐佰参拾貫者、仍勒下売買両人所二連署一名上、依レ式立券、如レ件、仍具録二事状一、附二使大初位上鷹養君安麻呂一申上、以解、

売人従五位下阿部朝臣「嶋麻呂」（自署、下同ジ）

買弘福寺大脩多羅衆

大鎮兼大上坐法師「蓮勝」

少鎮僧「栄猷」

上坐僧「林蔵」

都維那僧「栄脩」

寺主兼大学頭僧「恵興」

少学頭僧「善勝」

天平勝宝三年七月廿七日主帳无位川直「百嶋」

擬大領外正七位上甲可臣「乙麻呂」

□（少）領无位甲可臣「男」

一国判依（別筆）レ請

介従五位下熊凝朝臣「五百嶋」　少掾正六位上播美朝臣「奥人」

員外少目正七位上穴太史「老」

醫師少初位上物部□□蓮「□□」

天平勝宝三年八月二日

」

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

大修多羅供田券文一巻十枚

「合」二枚紀伊国踏国印、二枚播磨国踏国郡印并勝宝五年

六枚近江国「合」二枚踏国印自二天平三年一迄二宝字二年一

○中略

延暦十三年五月十一日○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。仝文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七五三年（天平勝宝五年）

是年　紀伊国及び播磨国の弘福寺大修多羅供田のことあり。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

大修多羅供田券文一券十枚

「合」二枚紀伊国踏国印「合」、二枚播磨国踏国郡印并勝宝五年

○中略

延暦十三年五月十一日　○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は、延暦十三年五月十一日の条に収める。

〔東寺文書〕礼十一　○東寺所蔵

弘福寺

注進近江国愛智郡平流庄所領田事

○中略、全文は延久二年三月十一日の条に収める。

同寺所領伊香郡伊香庄田事

○中略

同寺所領国□□（郡蔵）部庄田事

○中略

右、件領田等、甲賀郡○中略蔵部庄、天平勝宝三年、寺家大脩多羅衆、脩多羅供料買得墾田野地等所施入也、○中略其本公験等、寺家焼亡之剋、焼失已畢、仍所司等、注事由、謹言上、

延久二年三月十一日　○検校及び三綱の署判略す。

七五六年（天平勝宝八歳）

是年　光明皇太后、故聖武太上天皇の遺品の御帯等を弘福寺に施入する。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

「合」
◎、御帯等施入勅書一巻 二枚 踏内印 勝宝八年

○中略　延暦十三年五月十一日 ○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

○聖武太上天皇は、天平勝宝八歳五月二日に歿した。同年六月二十一日、光明皇太后は、故聖武太上天皇の遺品を東大寺等へ施入する。弘福寺の「御帯等施入勅書」も、六月二十一日に作成したものであろう。

七五七年（天平宝字元年）

閏八月二十一日　弘福寺等十一か寺に、各々戒本師田十町を置く。

〔続日本紀〕巻二十 天平宝字元年閏八月

丙寅（二十一日）、勅曰、如聞、護二持仏法一、無レ尚二木叉一、勧二導尸羅一、実在レ施レ礼、是以、官大寺、別永置二戒本師田十町一、自レ今已後、毎為二布薩一、恒以二此物一、量二用布施一、庶使下怠慢之徒、日励二其志一、精勤之士、弥進中其行上、宜下告二僧綱一、知中朕意上焉、

〔類聚三代格〕巻十五 寺田事

（頭書）「民弘」○弘仁民部格

勅、如聞、護二持仏法一、無レ尚二木叉一、勧二導尸羅一、実在レ施レ礼、是以、官大寺、別永置二戒本師田十町一、自レ今以後、毎為二布薩一、恒以二此物一、量二用布施一、庶使下怠慢之徒、日励二其志一、精勤之士、弥進中其行上、宜下告二僧綱一、知中朕意上焉、主者施行、

天平宝字元年閏八月廿三日

〔天平宝字元年越中国礪波郡戒本田勅書〕○京都大学文学部博物館所蔵壬生家旧蔵文書

（第一紙）（端裏）「越中国礪波郡戒本田勅書　宝字元年」

□（勅旨カ）

□（東大寺カ）　大安寺

□（元興寺カ）　弘福寺

□（法）隆寺　四天王寺

□（崇福カ）寺　新薬師寺

□（薬師寺カ）　興福寺

法華寺

右十一寺、各置二戒本師一布施之、

天平宝字元年閏八月廿日

内相従二位藤原朝臣（仲麻呂）

勅旨（第二紙）

□□（壹佰カ）壱拾弐町在二越中国礪波郡一、

右、永施二東大寺通分一、諸司宜

□□（施行カ）、

天平宝字元年十二月十八日

内相従二位藤原朝臣（仲麻呂）

「明（識語）暦四年六月十一日、仙石八郎左衛門より来、則書留也、」

○本書は壬生（小槻）忠利書写による写本であり、第一紙には印影の郭線を七顆写す。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壹枚

○中略

「合」□□□□□□□□（戒本師）（田）（施入勅書）一枚踏内印　宝字元年

○中略

延暦十三年五月十一日○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七五八年（天平宝字二年）

五月十九日　近江国司、甲賀郡蔵部郷の弘福寺所領について百姓田を勘検する。

〔東寺文書〕○宮内庁書陵部所蔵藤貞幹本東寺文書

近江国司牒　川原寺三綱

廿七条三里廿六上山本田九十歩　卅二上山本田□

卅三下山本田二段二百歩益百歩

卅四上谷口田二段三百五十歩益九十歩

已上甲加郡蔵部郷音太部竟田者

卅五谷尻田一段百八十歩

同郡椋人刀良売田者

牒、寺与二前件竟等一相訴墾田、勘二一検天平十四年班田籍一并令レ校レ図、竟等之名、定二一田数一、具如レ前、今〔令〕録二事状一、牒至准レ状、以牒、

天平宝字二年五月十九日

正六位上行大掾佐味朝臣伊与麻呂

○本書は、写である。金刀比羅宮所蔵富田光美旧蔵文書にも冷泉為恭作成の写本がある。『東寺古文零聚』には印ありとする。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

大修多羅供田券文一巻十枚

二枚〔合〕紀伊国踏国印、二枚播磨〔合〕国踏国郡印并勝宝五年

六枚近江国、〔合〕二枚踏国印自二天平三年一迄二宝字二年一
○中略

延暦十三年五月十一日○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七五九年（天平宝字七年）

十月　讃岐国山田郡司、弘福寺に、讃岐国符の旨に依りて、百姓口分田に班拾したる弘福寺田を寺田となすことを伝える。

〔東寺百合文書〕ル函一　○京都府立総合資料館所蔵

〔端裏書〕「讃岐牒一巻」

山田郡司牒　川原□〔寺〕□

合田中検出田一町四段三□〔百五十歩〕

牒、去天平寶字五年巡察□

出之田、混合如レ件、□

伯姓、今依二国今月〔十月カ〕廿二日符旨一、停二止班給一為二寺田一畢、

仍注レ事牒、々至准レ状、以牒、

天平宝□〔字〕□〔年〕□外少初位下秦□〔足カ〕□

主政従八位下佐伯

大領外正八位上綾公人足　□〔復〕□〔権主政大カ〕□〔初カ〕□□〔位〕上秦公大成

少領従八位上凡直　□□下秦公□□麻呂

寺印〔弘福寺印印影〕也、

正牒者、以二宝亀十年四月十一日一、讃岐造豊足給下、

○紙面に「弘福寺印」十三顆残存す。本文書は、天平宝字七年十月二十二日讃岐国符を承けて十月二十三日より十月二十九日の間に作成されたものと推定される。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文壱拾弐巻　又拾壱枚

○中略

「合」、、讃岐国田白図一巻（副郡司牒二枚）

○中略

延暦十三年五月十一日　○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

十月二十九日　讃岐国山田郡司、弘福寺に、口分田を停止して寺田に戻した弘福寺田の目録を送る。

〔東寺文書〕札二　○東寺所蔵

山田郡

川原寺田内校出田一町四段三百五十歩　○田内は、内校を擦消の上に重書。

、八条九里卅一池田一段百六十歩

、　十里四池辺田百卌歩

、　九池口田四段九十歩

十二里卅下原田五十歩

卅一垣本田一段百七十歩

卅三圃依田卅歩　○依は、田の上に重書。

卅四井門田七十歩

十三里十五藪田七十歩

九条四里卅六津田三段卌歩

五里一長田一段百七十歩

七里廿五原田二段七十歩

天平宝字七年十月廿九日　○日の下に、ヰを擦消。

復擬主政大初位上秦公「大成（自署）」

○紙面に「山田郡印」二二顆を踏す。

七六八年（神護景雲元年）

是年　播磨国揖保郡司、弘福寺領播磨国揖保郡畠券を作る。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾貳巻　又拾壱枚

○中略

「合」幡磨国揖保郡畠券一枚踏郡印景雲元年

○中略

延暦十三年五月十一日○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七七一年（宝亀二年）

八月二十六日　初めて、弘福寺の寺印を鋳して頒つ。

〔続日本紀〕巻三十一　宝亀二年八月

己卯（二十六日）、初令下所司鋳二僧綱及大安・薬師・東大・興福・新薬師・元興・法隆・弘福・四天王・崇福・法華・西隆等寺印一、各頒中本寺上、

七七三（宝亀四年）

是年　常修多羅衆田籍を作る。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

「合」常修多羅衆田籍一巻二枚踏僧綱印　宝亀四年

○中略

延暦十三年五月十一日○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

○この田籍は、宝亀五年班田に際して作られたものであろう。

七七四年（宝亀五年）

是年 山城国司、山城国久世郡の弘福寺所領について、畠の相換を行う。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壹枚

（○中略）

□□□□□□□□□□〔山城国久世郡田券文一巻〕□□□□□〔二枚〕〔踏国印〕　□□□□〔天平十五年〕

「合」、同国同郡畠相換牒一巻（二枚 踏国印）　宝亀五年

（○中略）

延暦十三年五月十一日（○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。）

七七五年（宝亀六年）

十一月 太政官、弘福寺領近江国甲賀郡水主荘の領有を認める。

〔東寺文書〕（○東寺所蔵 礼十一）

弘福寺

注進近江国愛智郡平流庄所領田事

（○中略、全文は延久二年三月十一日の条に収める。）

同寺所領伊香郡伊香庄田事

（○中略）

同寺所領同□□〔郡蔵〕部庄田事

（○中略）

右、件領田等、甲賀郡水主庄、宝亀六年十一月官省符、水主内親王所レ被二施入一也、（○中略）其本公験等、寺家焼亡之剋、焼失已畢、仍所司等、注二事由一、謹言上、

延久二年三月十一日（○三綱の署判略す。）

○本文書には蔵部荘の記載の前に料紙の欠失があり、水主荘の記載は欠如している。

七七七年（宝亀八年）

三月二十八日　太政官、弘福寺に石樋池処代として十市郡田四町を施入する。

〔四天王寺所蔵文書〕

国(大和)牒　川原寺三綱

合施入田肆町无故従四位下佐味朝臣宮位田

十市郡路東廿二条三山部里九麻生田一町

八葛野田一町　廿三条二耳梨里卅五画工田一町

三上藤里二柏原田一町

牒、被二民部省今月廿日符一偁、被二太政官

去三月廿八日符一偁、川原寺三綱牒云、石

樋池処之代、所レ請如レ件者、右大臣宣、奉

レ勅、依レ請施入者、省宜二承知、准レ勅施行一、

右、国宜二承知、依レ件施行一者、今依二符旨一、施

入如レ件、今以レ状牒、

宝亀八年六月廿九日正六位上行少目桜井田部宿禰

外従五位下行介伊勢朝臣「子老」(自署、下同ジ)　正六位上行大掾大原真人「烈公」

正六位上行少録船連「隹万呂」

○本文書、「大和国印」六顆を踏す。

〔東寺文書〕礼十二　○東寺所蔵

国(大和)符十市郡司

応二施入一田肆町　元故従四位下佐味朝臣宮位田

路東廿二条三山部里九麻生田一町　八葛野田一町

廿三条二耳梨里卅五画工田一町

三上藤里二柏原田一町

右、被二民部省今月廿日符一偁、被二太政官去三月
廿八日符一偁、川原寺三綱牒云、石樋池処之代、
所レ請、如レ件者、右大臣宣、奉レ勅、依レ請者、省
宜二承知一、准レ勅施行一者、国宜二承知一、依レ件施行一
者、郡宜二承知一、依レ状施行一、符到奉行、

介伊勢朝臣子老　　大掾大原真人烈公

少目桜井田部宿禰

宝亀八年七月二日

〇本文書は案文である。右端に継目裏印影二顆あり。

〔天理図書館所蔵文書〕

民部省牒　川原寺三牒所

応施入田肆町（十市郡路東廿二条三山部里九麻生田一町　八葛野田一町　廿三条二耳梨里卅五里卅五画工田一町　三上藤里二柏原田一町　元故従四位下佐味朝臣宮位田牒、被二太政官去三月廿八日符一偁、川原寺三綱牒云、石樋
池処之代、所レ請如レ件者、右大臣宣、奉レ勅、依レ請施入者、
省宜二承知一、准レ勅施行一者、符下二大和国一畢、寺宜二承知一、依レ牒
検納一、以牒、

宝亀八年七月廿三日少録正六位上多米宿禰「常人」（自署、下同じ）牒

大輔正四位下勲五等田中朝臣「多太麻呂」

〇右端に継目裏印影二顆あり。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

○中略

「合」、石樋池処代田施入牒三枚

「合」一枚大和国司踏国印　「合」一枚民部省踏省印

「合」、一枚国符十市郡司白紙　並宝亀八年

○中略

延暦十三年五月十一日　○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七七九年（宝亀十年）

四月十一日　弘福寺、（天平宝字年間）山田郡司牒を讃岐造豊足に給い、同牒の案文を作る。

〔東寺百合文書〕ル函一　○京都府立総合資料館所蔵

（端裏書）「讃岐牒一巻」

山田郡司牒　川原□（寺）□

○中略、全文は天平宝字七年十月二九日の条に収める。

天平宝□（字）□（年）□　□外少初位下秦□□（定カ）

主政従八位下佐伯

大領外正八位上綾公人足　□（復）□（擬主政大）□（初カ）□□□（位）上秦公大成

少領従八位上凡直　□　□下秦公□□麻呂

寺印也、（弘福寺印印影）

正牒者、以二宝亀十年四月十一日一、讃岐造豊足給下、

七八十年（宝亀十一年）

十二月十日　勅して、川原寺等の封戸封物を以て、毎年安居・国忌及び雑斎会料用度に充てることを命じる。

〔新抄格勅符抄〕第十巻抄　○新訂増補国史大系本

一、寺封部

略○中

川原寺五百戸　略○中

右、自レ今以〔後脱〕、宜下割二符〔衍〕前件封戸一、又於二別庫一、以充二毎年安居・国忌及雑斎料度〔会脱〕一、〔用脱〕仍三綱寺司、与二諸司一相対計会出納上、不レ得下度作二破除一輒充中他用上、

宝亀十一年十二月十日謄勅府〔符〕

七八七年（延暦六年）

是年　班田司、大和国高市郡田図を作る。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

略○中

「合」、大和国高市郡田白図一巻延暦六年班田司案

略○中

延暦十三年五月十一日　○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七九一年（延暦十年）

是年　大和国高市郡、弘福寺廻田畠図を作る。

〔弘福寺文書目録〕

合検収公文拾弐巻　又拾壱枚

略○中

「合」、同郡（大和国高市郡）寺廻田畠白図二枚「合」一枚和銅五年官定、「合」一枚延暦十年郡案写

略○中

延暦十三年五月十一日　○弘福寺三綱の署判及び僧綱使の署判略す。全文は延暦十三年五月十一日の条に収める。

七九四年（延暦十三年）

五月十一日　僧綱及び弘福寺三綱、弘福寺文書目録を作る。

〔弘福寺文書目録〕

「弘福寺領田畠流記」（包紙外題）

合検収公文拾弐巻（第一断簡）　又拾壱枚

「合」、水陸田目録一巻二枚踏官印和銅二年

□（山背国久世郡田券文一）□（巻）□□□□（踏国印）□□□（二）（枚）（天平）□（十五）□（年）

「合」同国同郡畠相換牒一巻二枚踏國印宝亀五年

「合」石樋池處代田施入牒一巻三枚

「合」一枚大和國司踏国印　「合」一枚民部省踏省印

「合」、一枚國符十市郡白紙　並宝亀八年

「合」、、摂津幡磨紀伊国田券文一巻卅二枚踏国印自二勝寶元年一迄二宝亀八年一

「合」□□□□□□□（戒本師）（田）（施入勅書）一枚踏内印　宝字元年

「合」、、大修多羅供財物施入勅書一巻二枚踏内印感宝元年

、、御帯等施入勅書一巻二枚踏内印勝宝八年

大修多羅供田券文一巻十枚（第二断簡）

「合」二枚紀伊國踏国印、「合」二枚播磨國踏国郡印并勝宝五年

六枚近江国、「合」二枚踏国印自二天平三年一迄二宝字二年一

「合」幡磨国揖保郡畠券一枚踏郡印景雲元年

「合」常修多羅衆田籍一巻二枚踏僧綱印宝亀四年

、同田施入書一枚天平六年（第三断簡）

「合」、、讃岐国田白図一巻副郡司牒二枚「合」

「合」
、、大和国高市郡田白図一巻延暦六年班田司案
「合」
、、同郡寺廻田畠白図二枚、「合」一枚和銅五年官定
、、「合」一枚延暦十年郡案寫
「合」
、、同国山辺郡田白図一枚
「合」
、、美濃国田白図二枚
、、山背国田畠白図一枚
「合」
、、河内国田白図一枚
「合」
、、同国野地白図一枚
、別三論供田巻文等一巻五枚
、二枚白紙　、三枚踏国印
一、寺縁起財帳一巻（行間補筆）天平十九年」
延暦十三年五月十一日小都維那入位僧「隆信」（自署、下同ジ）
上座満位僧「覚崇」
寺主満位僧「徳安」
都維那住位僧「明開」
小寺主入位僧「隆吉」
可信満位僧「善永」
可信満位僧「妙誨」
可信満位僧病
検収僧綱使
威儀師「常耀」　従儀師「璟仙」
従儀師

○本文書、もと「弘福寺印」四三顆踏す。第一断簡、影写本「円満寺文書」。第二断簡、『東寺古文零聚』二。第三断簡、根津美術館所蔵文書（原本）。

参考

敏達天皇代　蘇我馬子、弘福寺を建立すると伝える。

〔諸寺縁起集〕○校刊美術史料上所収菅家本

河原寺　号弘福寺、東寺末寺也、大和国高市郡、

件寺者、在二橘寺北一、敏達天皇十三年二月、蘇我大臣(馬子)建立、金銅丈六十一面観音、

〔諸寺建立次第〕○校刊美術史料上

河原寺

敏達天皇代御宇十三年春二月、蘇我大臣建立、

金銅十一面像、丈六、又有二三重塔一、八大明王、又有二薬師仏并十二神将一、此寺　弘法大師ノ舊跡也、後移二高野山一、従二百済国一持来弥勒仏也、像有二東塔内一、文、

〔諸寺縁起集〕○校刊美術史料上所収護国寺本

河原寺又云二弘福寺一、

金銅、中尊十一面観丈六、化人作、又有二三重塔一、八大明王、又東薬師像并十二神将、此寺者、弘法大師旧跡、後移二高野寺辺一云、。

六五三年（白雉四年）

六月　旻寂す。画工らをして仏菩薩像を造らしめ、川原寺に安置すると伝える。

〔日本書紀〕巻二十五白雉四年

六月、百済、新羅、遣レ使貢レ調献レ物、修二レ治処々大道一、天皇(孝徳)、聞二旻法師命終一、而遣レ使弔、并多送レ贈、皇祖母尊(皇極)及皇太子(中大兄皇子)等、皆遣レ使、弔二旻法師喪一、遂為二法師一、命二画工狛堅部子麻呂・鯽魚戸直(造)等一、多造二仏菩薩像一、安二レ置於川原寺一、或本云、在二山田寺一、

六六一年（斉明天皇七年）

是年　弘福寺建立と伝える。

〔東大寺要録〕巻六　末寺抄第九
○筒井英俊校訂本

河原寺　在二大和国城上郡一、

行基并之建立。斉明天皇治七年(六六一年)辛酉建立、又云、弘福寺也、天武天皇御願也、天長(淳和天皇)聖主勅、分二東大寺末寺一云々、

天武天皇代　天武天皇、弘福寺を建立すると伝える。

〔伊呂波字類抄〕久

弘福寺　号二川原寺一、天武天皇御願也、在二大和国一、

報告書抄録

ふりがな	ぐふくじりょうさぬきのくにやまだぐんでんず
書名	弘福寺領讃岐国山田郡田図関係遺跡発掘調査概報
副書名	第2次弘福寺領田図調査事業に伴う調査概要
巻次	I
シリーズ名	高松市埋蔵文化財調査報告
シリーズ番号	第32集
編集者名	山本　英之
編集機関	高松市教育委員会
所在地	〒760　高松市番町一丁目8－15　TEL　0878（39）2636
発行年月日	平成8年3月

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
ぐふくじりょう 弘福寺領 さぬきのくに 讃岐国 やまだぐんでんず 山田郡田図 みなみちく 南地区 ひていちいせき 比定地遺跡	たかまつし 高松市 はやしちょう 林町 42－5他	37201		34° 07′ 28″	134° 18′ 35″	H7. 1.19 ～ H7. 3.31	350m²	学術調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
弘福寺領 讃岐国 山田郡田図 南地区 比定地遺跡	田畑 社寺 条里遺構	古代 近世 近代	近世・近代径溝5 近世寺社参道　1 他	瓦・陶磁器片等 5箱	

弘福寺領讃岐国山田郡田図
関係遺跡　発掘調査概報Ⅰ

平成８年３月発行

監　　修　弘福寺領讃岐国
　　山田郡田図調査委員会
編集・発行　高松市教育委員会
印　　刷　(有)河端商会